

平成 28 年度
文部科学省委託調査

「学びを通じた地域づくりの推進に関する調査」
調査報告書

平成 29 年 3 月

文 部 科 学 省
株式会社政策研究所

目次

序章 調査の概要	1
1 調査の目的	1
2 調査の実施経緯	1
3 アンケート調査結果の概要	1
第1章 教育委員会用アンケート調査	5
1 社会教育を担当する部局の組織上の位置づけについて	5
2 行政機関内部での連携・協働の状況等について	5
3 行政機関内部での連携・協働の課題や連携・協働の促進策について	12
4 学びを通じた地域課題解決の取組に関する状況について	18
5 社会教育主事等の専門職員について	23
6 社会教育主事等の専門職員の養成・研修の状況、今後の在り方等について	36
7 公民館等の社会教育施設について	40
第2章 首長部局用アンケート調査	54
1 行政機関内部での連携・協働の状況等について	54
2 行政機関内部での連携・協働の課題や連携・協働の促進策について	63
3 首長部局の政策における学びの活用状況について	68
4 社会教育主事等の専門職員について	72
5 公民館等の社会教育施設について	77
第3章 社会教育主事用アンケート調査	83
1 社会教育主事の勤務について	83
2 社会教育主事の養成・研修の状況、今後の在り方等について	88
3 公民館等の社会教育施設について	92
第4章 社会教育関係職員用アンケート調査	96
1 社会教育関係職員の方について	96
2 専門職員の養成・研修の状況、今後の在り方等について	102
3 公民館等の社会教育施設について	106
第5章 公民館用アンケート調査	110
1 公民館について	110
2 公民館の状況、今後の在り方等について	112
3 公民館運営審議会について	117
4 公民館が施設として具備すべき機能について	123
第6章 図書館・博物館等社会教育施設用アンケート調査	126
1 社会教育施設の機能について	126
2 図書館・博物館について	128
第7章 地域住民・NPO・民間団体用アンケート調査	140
1 社会教育主事等の専門職員について	140
2 公民館等の社会教育施設について	141
3 公民館の運営及び営利事業について	144
4 公民館が施設として具備すべき機能について	147
第8章 社会教育主事養成大学用アンケート調査	149
1 専門職員の養成・研修の状況、今後の在り方等について	149

序章 調査の概要

1 調査の目的

本調査研究は、学びを通じた地域づくりの推進の観点から、社会教育行政の現状を把握するため、行政（教育委員会、首長部局）、公民館等社会教育施設、社会教育主事等社会教育専門職員、活動に参加する地域住民やNPO等、講習を委託している大学等に対してアンケート調査を実施し、その状況を把握し整理すると共に、調査結果を分析し、今後の社会教育行政・政策の在り方を検討することを目的としている。

2 調査の実施経緯

実施時期	業務内容
平成 28 年 11 月 7 日～11 月 20 日	各種アンケート調査設計
平成 28 年 11 月 20 日～11 月 30 日	アンケート調査依頼分発送、及びアンケート調査票（電子媒体）発信
平成 28 年 12 月 10 日～12 月 23 日	アンケート調査督促
平成 28 年 12 月 10 日～平成 29 年 1 月 20 日	アンケート調査集計
平成 29 年 1 月 15 日～平成 29 年 2 月 10 日	アンケート調査図表作成及び分析
平成 29 年 2 月 10 日～平成 29 年 3 月 10 日	報告書作成

3 アンケート調査結果の概要

(1) 調査対象と主な調査項目

①社会教育担当部局及び担当者

全国の都道府県及び市区町村教育委員会を通して、首長部局社会教育担当、社会教育主事等社会教育専門職員、公民館等社会教育施設、動に参加する地域住民・NPO、社会教育主事養成大学等にアンケート調査票を配布した。

【主なアンケート調査項目】

○教育委員会用アンケート調査

行政機関内部での連携・協働の状況、行政機関内部での連携・協働の課題や連携・協働の促進策、学びを通じた地域課題解決の取組に関する状況、社会教育主事等の専門職員の状況、社会教育主事等の専門職員の養成・研修の状況

○首長部局用アンケート調査

行政機関内部での連携・協働の状況、行政機関内部での連携・協働の課題や連携・協働の促進策、首長部局の政策における学びの活用状況、社会教育主事等の専門職員の状況、公民館等の社会教育施設の状況

○社会教育主事用アンケート調査

社会教育主事について、社会教育主事の養成・研修の状況、公民館等の社会教育施設の状況

○社会教育職員用アンケート調査

社会教育関係職員について、専門職員の養成・研修の状況、公民館等の社会教育施設の状況

○公民館用アンケート調査

公民館の状況、公民館運営審議会について、公民館が施設として具備すべき機能

○図書館・博物館用アンケート調査

図書館・博物館の状況、地域課題解決に向けた課題

○社会教育主事養成大学用

専門職員の養成・研修の状況、今後の在り方

(2) 調査期間と方法

①調査期間

平成 28 年 11 月 7 日～平成 29 年 3 月 15 日

②調査方法

都道府県・市区町村教育委員会へ郵送によりアンケート調査の協力依頼を行い、電子媒体による調査票の発信受信を行った。

(3) 調査回収状況

教育委員会：393 票
 首長部局：268 票
 社会教育主事：374 票
 社会教育専門職員：353 票
 公民館：431 票
 図書館・博物館：563 票
 活動に参加する地域住民・NPO：265 票
 社会教育主事養成大学：95 票

(4) 母集団と標本との関係

本調査で対象とした社会教育関係の調査対象数を母集団とし、回収数を標本として捉えて必要な標本数を確保できたかを整理した。

①標本数の算定式と条件

$$n \geq \frac{N}{\left(\frac{e}{k}\right)^2 \frac{N-1}{P(1-P)} + 1}$$

n: 標本数

N: 母集団（本調査で調査対象とした施設数）

教育委員会：1789 機関

社会教育主事：2500 人（H23 年）

公民館：14680 施設（H23 年）

図書館・博物館：9000 施設

社会教育関連大学：調査対象大学数 180 校

e: 目標精度（0.05 と設定）

k: 信頼率（95%）に対応した定数（1.96 と設定）

P: 母手段の比率（0.5 と設定）

②必要な標本数

母数が明らかになっている機関（大学を含む）について、必要な標本数を算定した。

【教育委員会について必要な標本数】

上記式から必要な標本数を求めると、教育委員会の必要標本数(n)は 316 校以上となり、これに対して回収は 393 機関であることから、必要な標本数を満たしている。

【社会教育主事について必要な標本数】

上記式から必要な標本数を求めると必要標本数(n)は 333 人以上となり、これに対して回収は 374 人であることから、必要な標本数を満たしている。

【公民館について必要な標本数】

上記式から必要な標本数を求めると必要標本数(n)は 374 機関となり、これに対して回収は 431 機関であることから、必要な標本数を満たしている。

【図書館・博物館について必要な標本数】

上記式から必要な標本数を求めると必要標本数(n)は 369 施設以上となり、これに対して回収は 563 施設であることから、必要な標本数を満たしている。

【社会教育主事養成大学について必要な標本数】

上記式から必要な標本数を求めると必要標本数(n)は 123 大学以上となり、これに対して回収は 94 大学であることから、必要な標本数には不足している。

教育委員会アンケート調査

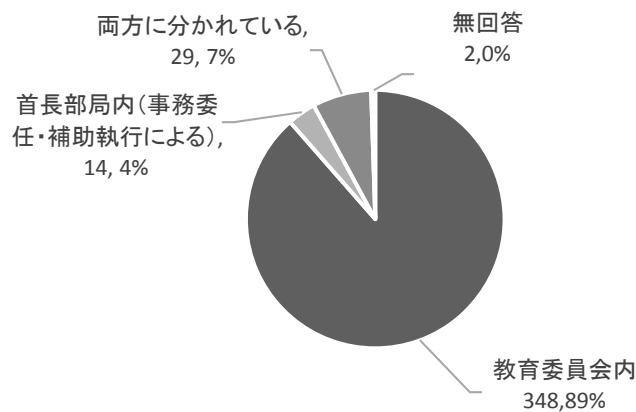
第1章 教育委員会用アンケート調査

1 社会教育を担当する部局の組織上の位置づけについて

問1 貴教育委員会では、社会教育はどの部局に属していますか。

教育委員会の回答数 394 機関の内、社会教育を担当している部局は「教育委員会内」という回答が 89%となっている。

図表 社会教育を担当する部局の組織上の位置づけ (n=393)

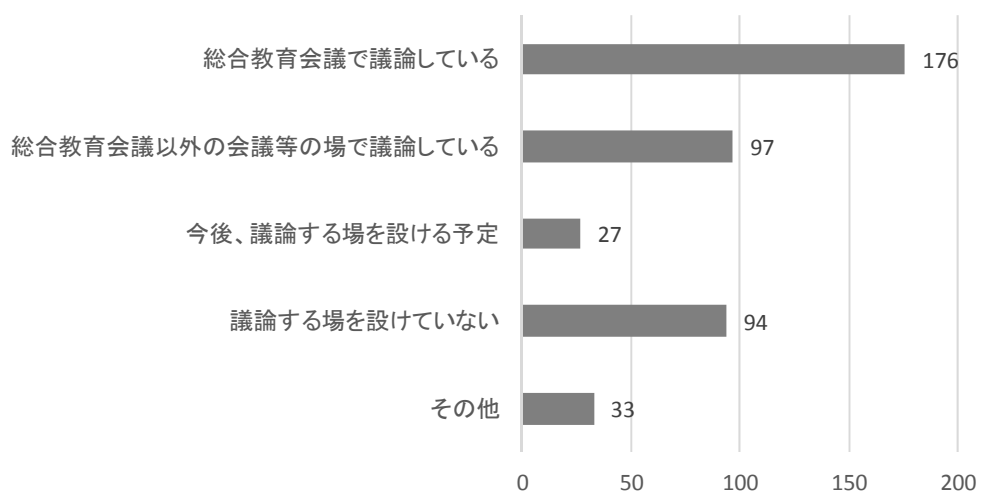


2 行政機関内部での連携・協働の状況等について

問2 教育委員会（社会教育行政所管部局）と首長部局（地域課題所管部局）との連携、共同事業等について定期的に議論する場を設けていますか。

教育委員会の回答数 394 機関の内、「総合教育会議で議論している」という回答が多くを占めている。

図表 行政機関内部での連携・協働の状況 (n=393)



【その他】

その他については以下のとおりである。

- ・事業展開における過程で、適宜連絡調整を図っている。
- ・必要に応じて関係部局と議論している。
- ・県と市町村の首長、教育長クラスが定期的に意見交流する会議を設けている。
- ・担当レベルで、日頃情報交換している。
- ・首長部局の各部会のメンバーとして議論の場がある。
- ・家庭教育支援事業において、定期的に首長部局との協議を行っている。
- ・地域づくりに関係する部署の担当職員による定期連絡会を毎月開催。

問3 問2で議論する場を設けていないと回答した場合、その理由は何ですか。

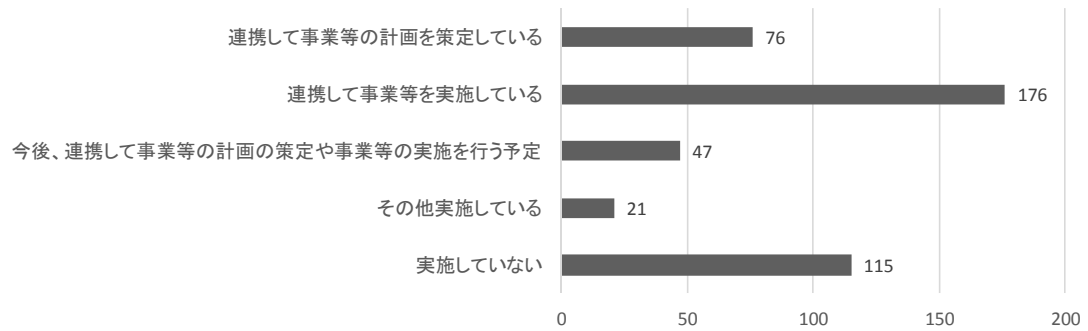
議論する場を設けていない理由としては、以下のとおりである。

- ・定期的に議論する場は設けていないが、事業を進めるに当たっては、随時、首長部局等と連携を図っている。
- ・主に首長部局(地域課題所管部局)にて推進されているため。
- ・教育委員会と首長部局との連携、共同事業等を実施していないため。
- ・解決すべき課題についてそれぞれの部局での認識があり、それが共通の課題へ結びついていないため。

問 4 社会教育行政を実施するに当たり、地域課題の解決の推進という観点から、首長部局と連携して具体的な取組を実施していますか。

教育委員会の回答数 393 機関の内、「連携して事業等を実施している」という回答が多くを占めている。

図表 首長部局との連携状況 (n=393)



【その他実施している内容】

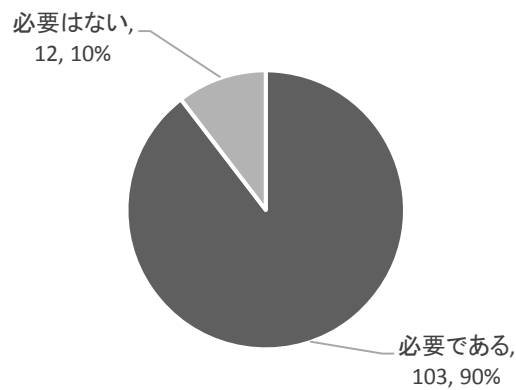
その他の実施内容の主な点は以下のとおりである。

- ・「生涯学習推進委員会」での情報共有、事業連携の検討等。
- ・首長部局の担当者と定期的に会合をもち、協議している。
- ・一部の地区において、モデル事業として実施している。
- ・教育大綱、教育振興計画の策定。
- ・必要に応じその都度連携し、課題解決の推進に取り組んでいる。
- ・行政職員と公民館職員の合同研修会を実施している。

問5 問4で実施していないと回答した場合、今後、首長部局と連携した取組を実施することが必要であると考えているか。

「実施していない」という回答でも、今後は「必要である」という回答が約90%となっている。

図表 首長部局との連携の必要性 (n=115)



問6 問5で必要はないと回答した場合、その理由は何ですか。

「必要はない」という回答の主な理由は以下のとおりとなっている。

- ・町長部局で課題の解決の為に取組を実施しているため。
- ・当初の目的は違ったとしても、結果的に同じような取組を行う部局が多くあることから、連携というより取組を精査していく方が先と考えられるため。精査の後、連携の必要性について考えていくべきだと思われる。
- ・本市教育委員会では、市長部局である生涯学習部に社会教育事務を委任しているため。
- ・現状の対応で十分に機能しており、地域からもそれ以上の要望はないため。
- ・「地域課題の解決」の観点から首長部局と連携を取った社会教育行政を実施していないため。

問7 地域課題解決の推進という観点から、教育委員会と首長部局の連携事例を紹介してください。

「生涯学習課関係部署」「社会教育課関係部署」「その他部署」に分けて、主な事例を整理した。

【生涯学習課関係部署】

生涯学習課関係部署では、保健福祉部との連携が多い。

- ・まちづくり出前講座（市役所各部課）を作成し、市民からの講座・研修に対応している。幅広い分野への対応ができるようになった。
- ・小学校区ごとにこころ豊かなまちづくり（生涯学習）に関わる事業を総合的、効果的に推進するため、関係団体の相互連携・協力を図り、事業についての企画並びに連絡調整を行い、住民の自己学習活動の進展に資するとともに、住民主導によりこころ豊かなまちづくりを進めることが可能になった。
- ・保健福祉部と、子どもの放課後対策（放課後子ども総合プラン）について連携し、推進会議を開催したことで一体型の促進に向けて足並みをそろえた事業展開を図ることができた。
- ・環境生活部県民生活・文化課が主体となって他の青少年関係機関と連携し、会議や打ち合わせを行い、千葉県子ども・若者支援として「セレクトシステム（困難を抱える子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック）」を作成した。作成後に各市町村及び県内各学校、民間協力団体に配布し活用。
- ・60歳以上の住民を対象とした講座や、小学生を対象とした平和学習などの開催については、市長部局であるコミュニティセンター等と年間講座の内容については協議を行い実施している。
- ・商工観光課と教育委員会文化財担当者が協力してどのように文化財を活用していくか検討している。人権対策課と教育委員会人権担当が協力して、広報誌人権ネットワークを作成したり、地域への人権出前講座を行っている。
- ・健康センター（保健福祉課）と、健康ポイント事業について連携し、市民の体力テスト数値改善の効果があつた。
- ・人権啓発作品の募集、表彰、講演会について教育委員会と首長部局の人権担当部署が連携し、事業実施体制の強化及び集客の増加に効果があつた。
- ・健康福祉主管部局と、生活支援活動人材育成事業について連携し、高齢者の生きがいづくり等高齢期教育の充実に効果があつた。
- ・県立図書館の移転・建設に当たり、地域のにぎわい創出や伝統文化の発信などの観点から新たな図書館の基本構想について首長部局と連携して検討を進めている。また、インターネットに潜む危険性から子どもたちを守るため、保護者をはじめ地域全体での取り組みの推進に関して連携を図っている。
- ・国の放課後子ども総合プランに基づき、健康福祉部と連携し、放課後こどもクラブと放課後子ども教室の一体型での「子ども・子育て支援事業計画」の一部改訂を実施した。
- ・防災課と「大災害時！あなたは家族と地域を本当に守れますか！？」講座実施にあたって連携し、「地域で災害に備えることの重要性」や「コミュニティ形成の大切さ」などを学ぶという効果があつた。
- ・青少年リーダー指導者・育成者研修会において、青少年団体等青少年に関わる立場の住民を対象に、HUG研修を実施するにあたり、危機管理室職員に講師を依頼した。
- ・文化観光スポーツ課と観光ボランティアガイド養成講座について連携し、後継者に悩むボランティアガイドの後継者の養成ができた。
- ・人権尊重のまちづくりの推進事業として、毎年、福祉課と教育委員会との連携により人権啓発チラシ（年3回）の発行や研修・講演会等を開催し、多くの住民や職員（教職員も含む）への普及啓発を実施している。
- ・環境課と、「ふるさとの森」の整備事業について連携し、市内の中学生・高校生と地域住民や環境保護団体と協働して森の整備事業を実施した。その結果、地域の自然環境が保全され、中学生・高校生にボランティア体験活動の場を提供でき、中学生・高校生と地域の大人との斜めの関係づくりにも効果があつた。
- ・教育委員会の自然体験事業の際に、首長部局の農林水産課と連携し、海岸の生物の捕獲や説明等を行い、地元に生息する生物について理解を深めることができた。

【社会教育課関係部署】

社会教育課関係部署では、まちづくりや観光振興、人権、子どもの教育等、幅広い部署と連携している。

- ・縮小傾向にある伝統文化の継承について、首長部局との連携を図ることにより助成制度を活用し新たな人材（参加者）の掘り起こしや、意識高揚を図った。
- ・公民館を核として地域づくりを担う人づくりを推進していくことをねらいとする「地域課題解決型公民館支援事業」を実施している。この事業では、公民館を核として主体的に地域課題を解決しようとする地域住民の気運を醸成し、地域振興課が実施する「小さな拠点づくり推進事業」へとつなげていく。このため、実施公民館等のヒアリングや公民館等の定期的な支援を教育委員会と地域振興課が連携して行っている。
- ・企画課と、南九州市・北九州市子ども交流事業について連携し、両市の豊かな自然や歴史、産業の学びを通じて、青少年の健全育成に効果があった。
- ・福祉部局と放課後子ども総合プランについて連携し、両者の関係者を対象に研修会を実施したことで、両事業への理解と情報共有を図ることができた。また、福祉部局が行っている子育て支援に係る研修会において、家庭教育支援の参加や事例発表を行うことにより、相互理解や協働実践につながることができた。
- ・市民生活部と住民自治活動に関して連携し、地域コミュニティ組織の構築と活性化に効果があった。
- ・首長部局等と連携して「まちづくり出前講座」を実施し、市民が主催する集会等に市職員を講師として派遣し、市政の説明、市が取り組む事業の説明、専門知識を活かした実習等を行うことにより、市民の市政に関する理解を深めるとともにまちづくりに対する意識啓発を行った。
- ・健康推進課と健康をテーマにしたフェスティバルについて連携し、ニュースポーツの紹介などを通じて健康に関する幅広い情報を多くの市民の方々に提供することができた。
- ・「放課後子ども総合プラン」に基づき、「鈴鹿市放課後子どもプラン運営委員会」に教育委員会も参加することで、「教育」と「福祉」のそれぞれの担当者がより緊密に協議し、学びを深めていく重要性を実感できた。
- ・県民生活・男女参画課と、県民の人権意識の向上を図るために連携し、啓発のための研修会を開催した。単独で開催していたときの1.5倍の参加者を得ることができた。
- ・観光担当部局と、地元かるたの販売について連携し、観光客等に販売を行い市のPRと地域文化の発信に効果があったと考える。
- ・人権尊重の町づくりと学校教育・社会教育と連携し、現在の町が抱えている課題についてワークショップを行い、意識の向上に繋がっている。
- ・学校・家庭・地域連携協力推進事業（当課）の推進において、子育て支援事業（放課後児童クラブ：知事部局）と連携し、会議や研修を合同で実施し、両事業の充実を図った。
- ・町長部局の産業振興課及び地域ボランティアの皆様と、出前講座について連携し、地域と行政、子供たちと一体となって学校教育に効果があった。
- ・市民交流課の所管する交流センター（指定管理）と、勤労青少年講座・幼児家庭教育学級・高齢者学級などの講座について連携し、多くの市民に幅広い学習の場を提供するという効果があったと考えられる。
- ・児童生徒を対象とする行事と商工関係部局によるイベントを同時開催して行事全体を盛り上げるなどの取り組みを行っている。
- ・コミュニティ推進課（市長部局）と社会教育課（教育委員会）が共催し、生涯学習推進員研修や、社会教育・公民館関係職員研修会を行い、優良事例の共有や、両課と推進員の連携による事業推進が行われている。
- ・町産業祭と文化祭等を連携し、集客効果や地域住民の参加にある程度の効果があった。
- ・こども家庭課と子育て団体についての情報共有及び公開を行い、家庭教育について効果があった。また、人権男女共同参画課と人権教育について連携し、地域の人に人権について考えてもらう機会を得た。
- ・福祉部局と子育て中の親を対象にした講座について連携し、親同士のつながりを生み出した。つながった親同士で新たなイベントを開催して多くの方々に家庭教育支援の機会提供の場を創るといった効果があった。
- ・地域振興部局や産業振興部局と、市内にある高等学校の授業について連携し、地域の人材や地元企業が高校生とともに活動する場を持つことができた。

【その他部署】

- ・産業建設課が中学校と連携して花育を実施し、村の特産品であるかすみ草栽培について生徒の理解を得た。
- ・人権教育啓発事業として、共同で講演会を開催してきています。
- ・首長部局（企画政策課）へ市の主要事業として『行田市放課後子ども教室』を申請し、進捗状況を確認しながら事業の報告をしている。子ども未来課と連携して事業の拡大に努めた。
- ・コウノトリ共生部、環境経済部とふるさと教育推進事業で連携し、ふるさとについて学ぶ「ローカル&グローバル学習の時間」のカリキュラムを検討し、副読本等を作成中。
- ・保健福祉部局と連携して、町内一斉清掃事業を実施し、小学生、中学生から一般町民まで参加して環境美化につとめた。
- ・地域住民の健康増進と社会教育施設の利用啓発について連携し、参加者の増加や新たな活動の起点となる効果があった。
- ・かごしま県民大学連携講座において、県民生活局（長寿・生きがい推進室）と連携したパソコン実技講座を実施し、シニア世代の生きがいづくりや社会参加の促進に寄与している。
- ・子育て支援課と家庭教育講演会について連携し、参加者の確保・問題や課題を部署を超えて共有する等の効果があった。
- ・首長部局、商工会、地元住民団体等と、国指定史跡「白旗城跡」の観光について連携し、PRグッズを作成し、ホームページ等で広報を行った。白旗城まつりにおいて実施された白旗城登山では、今年の約2倍の参加があった。
- ・首長部局と道の駅夏祭りで連携し、この中のプログラムの一つ、盆踊り大会ではおどり愛好会による盆踊りの練習会等を行い、地域の伝統文化の継承という点で効果を上げた。
- ・教育委員会管轄の幼稚園・小・中・高等学校と首長部局（こども育成課）管轄の保育園で連携して活動を行い、今年度は「情報モラル教育」の啓発活動を実施した。
- ・区役所の地域振興担当課と、各区の生涯学習センターで実施する講座を連携して実施し、地域住民にとって親しみやすい学びの場を提供できた。
- ・長野市版おひざで絵本事業（ブックスタート事業）は、教委と首長部局が連携し、共同事業として実施している。事業の実施により、子どもが本に触れるきっかけや親子のふれあいのきっかけ作りとなった。
- ・子ども子育て事業において教育委員会と保健福祉部局との連携により、高齢者と子どもをつなぎ交流促進や子育て支援につなげることができた。
- ・区長部局と地域協働学校の推進について連携し、町内会などの協力を得て、地域の大人や高齢者による子どもたちのあいさつ運動などが実施できるようになるなどの効果があった。
- ・学校の開放と児童放課後対策事業について連携し、放課後児童クラブの開設を学校空き教室を利用して実施し、活動場所の確保の効果があった。
- ・企画振興課や明治大学生と連携し、デイキャンプを開催した。町内に大学はないため、キャリア教育の観点からも有意義であった。
- ・学校教育と産業部局の連携により、地域企業等の協力を促進し効果的なキャリア教育を推進することができている。
- ・健康福祉課と、家庭教育推進活動について連携し、母親だけでなく父親の育児参加推進を促す効果があった。

3 行政機関内部での連携・協働の課題や連携・協働の促進策について

問 8 首長部局との連携・協働について、どのような課題がありますか。

主な課題は以下のとおりである。

- 相互のコミュニケーションが十分にとれず、地域が抱えている課題への認識が共有できていない。
- 限られた人数の中で部署毎の予算執行となっているため、他部署の事業に対する関心も低くなり、社会教育のスキルにも差が生じている。

- ・政策を実施するに当たり、人員が足りないため、主担当の部署に任せっきりになっている。
- ・地域事情により様々課題があり、現状の組織機構（職員配置・業務過多等）では、どうしても関係課（係）間のみでの連携に止まり、町全体の取組みとなっていけない。
- ・首長部局との連携・協働について話し合う機会がない。
- ・互いの主義・主張をどのように調整していくのか。どちらがイニシアチブをとるのか。
- ・課題の共有が出来ていないこと。どの部局と連携したら課題解決につながるか不明なこと。
- ・責任の所在や具体的に連携・協働できる事業の実施主体をどうするかが課題である。
- ・社会教育系の業務場所が役場内になく、舟橋会館（公民館）内にあるため、首長部局の情報が入りにくく、首長部局とのコミュニケーションが取りづらい。
- ・生涯学習推進本部があり連携・協働する事になっているが、組織が形骸化しており、首長部局に担当部局がなければ物事が進まないと考える。
- ・連携・協働の促進について、課題の情報共有や施策の思考のために緊密に教育委員会と首長部局が議論する場が必要である。
- ・職員が少なく、新たな分野に割ける余裕がない。
- ・教育委員会と首長部局で建物が異なり、物理的に連携が取りにくい。
- ・日頃から顔を合わせていないこともあり、気軽に話ができる関係になってない。
- ・社会教育行政から地域課題を解決することについて、課題認識が共有できていない。
- ・震災後、社会教育部門を担う生涯学習課（公民館）が再開されておらず、推進体制が十分に整っていない。
- ・学びを通じて解決する地域課題の把握、情報共有。
- ・熊本地震により首長部局が被災し、復旧・復興を優先して業務を行っている。通常業務に戻り、協議を行うには長い時間を要するものと思われる。
- ・庁舎が離れているため、連絡、連携が密にとれていない。
- ・部署毎に予算（事業）を執行するため、他部署の事業計画が把握できていない。
- ・連携・協働の必要性について認識しているものの、担当部課レベルでの実際の協議まで進展していない。
- ・首長部局において、社会教育の意味や社会教育が果たす役割を認識している職員が少ない。
- ・事業の実施において、職員の社会教育に関するスキルに差があるため、教育委員会部局が主導となる恐れがある。
- ・幼児教育から学校教育への移行時の連携、情報共有など。
- ・社会教育担当部局以外で行われている普及啓発事業や人材育成研修等が、首長部局で社会教育と認識されていない。
- ・福祉系ボランティアを担当する部署、福祉系以外のボランティアや地域活動を担当する部署、社会教育に関する地域活動を担当する部署（生涯学習課）など、地域活動をはじめとする様々な市民のNPO活動を担当する部署がいくつかあり、それらの連携がほとんどない状態である。
- ・教育委員会と首長部局が連携・協働する機会自体が多くはないことから、今後より一層の連携・協働が必要であると考えられる。
- ・解決すべき課題に加え、地域の現状についての認識が共有されていない。
- ・それぞれの情報を得ることは可能だが、共有体制が整っていない
- ・現在のところ、首長部局との連携・協働した取り組みができていないことが課題。
- ・各部署の課題の把握をし、重複する点や共同で解決すべき点を共有し取り組むべきであるが、それらを共有する場がない。
- ・首長部局は首長部局、教育委員会は教育委員会というような見えない壁のようなものがあり、協力して事業を行うことが出来にくくなっている。

- ・職員が減り、どの部署も余裕がない中で、連携・協働による効果の高まりよりも負担の増加を恐れるあまり消極的である。
- ・町長部局において、教育委員会の独立性を考慮しているためか、教育行政については、ほぼ教育委員会に一任されており、連携・協働という状況になっていない。
- ・教育行政については、ほぼ教育委員会に一任されており、連携・協働という状況にない。
- ・当市の首長部局においては、教育に関して論ずる部局は無く、連携・協働を進めるためには、対応する部局の設置が必要。
- ・本市は、補助執行により教育委員会所管の社会教育に関する事務を、市長部局で実施しているため、特に市長部局との課題はないと認識している。
- ・連携する場合に、どちらが主導するのか、また事業実施の財源はどちらが負担するのか。
- ・連携・協働に関して両部局共に消極的なため、意識を改める必要がある。
- ・首長部局と教育委員会の建物が離れているため、Face to Faceでのやり取りが難しい。
- ・学び、教育という関係の文言が入るだけで、他の部局は関係ない事業と判断され、連携・協働という話が進まない、もしくは難しくなることが課題としてあります。
- ・首長部局の職員が施策の実施にあたり、市民の学び、気づきが必要だと感じたとしても、「生涯学習」、「社会教育」との連携・協働に結びついていないことが課題。首長部局と社会教育部局との連携について積極的に議論する場の設定や生涯学習についての理解を得られるように図り、すべての地域政策に市民の学びを活用し、教育委員会との連携・協働が必要であることを理解してもらう必要がある。

問9 連携・協働の課題となっている事項を解消するために、どのような方策が必要と思いますか。

主に、以下のような方策が挙げられている。

- 担当どうしの協力体制を向上させるために、両者の情報共有を図るための話し合いの場を定期的に設けること。
- 組織横断的な専門チーム（プロジェクトチームなど）を設置し、地域の課題解決に協力しあうこと。
- 地域課題解決のために、首長部局・教育委員会部局だけでなく、地域住民などの外部関係者を参加させた話し合いの場を持つこと。

- ・各課連携はしているが、具体的なものになっているとは言えない。首長部局と教育委員会部局との連携を事務レベルで進める必要がある。
- ・首長部局にも住民協働の窓口を設置し、住民協働の手法を用いながら、町としての方針を明確に位置づける必要がある。
- ・課題に応じ、手間を掛けずにワーキンググループを開催できるようなフットワークの軽い組織体制。
- ・主体となっている部局等がそれぞれの機関から意見等を吸い上げた上での会議の在り方等工夫し、現状の地域課題に対して施策等を対応していくとよいと考える。
- ・町組織体制の見直しも必要と考えるが、地域自らが課題解決できるように、地域の協力者を増やし、根気強く働き掛けていくことが必要と思う。
- ・地域活力の向上を図るべく、家庭教育の充実に始まり、地域間の結束の強化を図るべく祖父母・保護者・子どもたちといった、三世代交流事業の推進を図る必要性がある。
- ・教育委員会と首長部局の担当どうしの連携をより密にすること。併せて組織として連携・協働する体制を構築すること。
- ・事業推進の担当課どうしの十分な協議や事業推進に向けてのすり合わせの時間の確保政策推進の進捗や方向性などについての首長部局との協議。
- ・どの部署と連携・協働すれば効果的な事業展開を図れるかを、担当者が事業立案に際して考えること。
- ・個別具体的な支援について議論を重ねること。
- ・首長部局との協議の場が現状では足りないので、より連携を深められるよう意識統一が必要。
- ・実効性のある横断的マトリクス組織または、横断的組織職員による専門チームの設置。またそれに応じられる見識のある職員の配置。そのための職員への研修（社教主事講習等）
- ・関係課によるマトリクス会議など、定期的な、情報共有の場の設定。
- ・定期的な協議・情報交換の場の設置。
関係各課を横断するパッケージ的な取組（施策）の展開。
- ・行政全体の政策体系の中で展開される様々な施策の中に「学び」の視点から社会教育行政が積極的に関わり、地域課題や住民ニーズに応じたプラットフォームづくりの中核をになっていくことが必要だと思う。
- ・「生涯学習推進委員会」での情報共有、事業連携の検討の場を設定することで、時機到来に備え積極的な連携・協働体制がとれる関係性を構築しておく。
- ・実施主体が教育委員会と首長部局の双方になるような意識改革が必要。
- ・縦割りではなく、横のつながりを強めるため、首長部局と教育委員会で定期的に会議の場を設定し、相互に状況や課題を共有する。
- ・「教育」「福祉」双方を分けて担当するのではなく、一元的に、総合的に担当する部署を設置したり、あるいは、双方の部署、部局の役割分担や協働の在り方を明確化したりすることが必要である。
- ・きめ細かい話し合いなどお互いの職務を理解する。
- ・地域課題の認識、整理、解決の推進を、当初から部署横断的に進めるような事業の組み立て方を導入することが必要だと思われる。
- ・従来の組織を再編したり、連携・協働が必要な特定の課題に対しては「プロジェクトチーム」を設置したりするなどの工夫が必要。

- 連携・協働の必要性を各担当者が認識する必要がある。先進地の視察や、実際に連携して事業を行っている自治体の成功例を学び、連携・協働して事業を行うことに対するメリットを感じなければならない。
- 定期的に会議、打合せ等を開催し、なぜその部署の協力が必要なのか、その部分がお互いに重なる業務なのか等理解をしてもらう必要がある。
- 事業の仕分け、対象の違いを明確にして、連携できる内容とそれぞれで取り組む内容を区分し進める。
そのために、予算要求段階から連携する必要がある。
- 首長部局・教育員会部局それぞれの職員が担当している業務に関する知識や技能を地域住民に還元する意識を持つこと。また、子どもたちから高齢者まで幅広い年代の市民と職員が一緒になって地域の未来について考えたり話し合ったりする機会を持つこと。
- 職員が連携・協働の必要性について認識ができる、成功体験の学習機会を持つこと。（事例学習会、研修会等）

問 10 学びを通じた地域課題解決の推進という観点から、教育委員会と首長部局の連携を促進させるための具体的な取組のアイデアと、連携・協働することによる新たな可能性は何か。

主なアイデアは以下のとおりである。

- 地域課題解決のために、教育委員会と首長部局が担当する対象事業の壁を無くし、それぞれが有している専門的知識やノウハウ、人材等を相互に協力しあう仕組みを構築する。
- 地域の課題に対して両部局に共通するテーマ（地域づくり、人材育成など）を取り上げ、定期的な情報共有の場を設ける。

【連携を促進させるための具体的な取組のアイデアの例】

- ・まちづくりへの教育委員会の参加や公民館設置条例などの見直しによる利便性の拡充。
 - ・NPO法人企業教育研究会が主催している、公の機関及び民間企業等の担当者で行っている情報交換会議（青少年を取り巻く有害環境対策推進協議会<ちば地域コンソーシアム>）へ参加し、情報交換を行い、互いに可能性を広げ合う内容としている。
 - ・部課(局)の垣根を越えた検討グループを作り、それぞれの情報を持ち寄り、新しい施策や現在実施中の施策の評価などを行っている。
 - ・各種事業に応じて、専門的知識やノウハウ、人材などの情報共有を図ること。
 - ・連携を図るための関係部局による促進委員会のより一層の充実。
 - ・地域の教育力を活性化させるための首長部局との連携型の『学びバンク』たるもの（教材・講師・講座の内容などを掲載）を策定し、市全体としての活用を推進。
 - ・社会教育行政のネットワーク化を図るための研修体系の見直し。（それぞれの部局で実施している同じような内容の研修を合同で開催）
 - ・首長部局の防犯担当部署と連携し、青少年を非行や犯罪から守るための事業を展開する等。
 - ・社会教育委員の会議、生涯学習審議会等での提言から、若者の社会参画をテーマに施策に位置づけ、首長部局と連携した地方創生の事業化を予定している。
 - ・社会教育主事（有資格者含む）を他部局にも配置し、社会教育ならではの価値観や手法の浸透を図る。
- 自治体の重点施策に社会教育行政が自ら参画し、効果・成果を挙げながら存在感を示す。
- ・学習成果の可視化（数値化）の研究。
- ・情報の共有や事前協議を行い、相応でのアシスト体制の構築。
 - ・コミュニティーセンターにおける学習活動活性化に向けた、職員研修への参加促進を図る。
 - ・首長部局で行われている「まちづくり」や「地域づくり」、福祉や農業など様々な分野での住民との話し合いの場に、社会教育主事を参加させ、それぞれの組織で持つ人材のネットワークを把握し、需要と供給を適切に判断しながら、必要な事業を首長部局と一緒に取り組める仕組みが必要と考える。また、そうした話し合いや協議の場に参加し、議論をまとめていくことを専門とする部署があるべきと考える。
 - ・長期欠席・不登校、虐待、発達障害等、子どもの「育ち」に関する情報交換会を定期的で開催している。
 - ・教育委員会側からの積極的なアプローチによる関係首長部局の地域課題解決に向けた取組みへの参画。
- 教育委員会と首長部局の課題の共有、及び協働による事業組立。
- ・教育委員会と首長部局がどのように地域課題解決のために取り組んでいこうと考えているのかを担当者レベルで情報交換を行えると良いと思う。

主な可能性は以下のとおりである。

- 連携・協働することで幅広い人材やアイデアを得られ、多面的な検討や取組が可能になる。
- 連携・協働することで同様の事業をそれぞれが実施する事業の重複を減少させ、人材の確保や経済的な面で効率的に実行可能になる。

【連携・協働することによる新たな可能性の例】

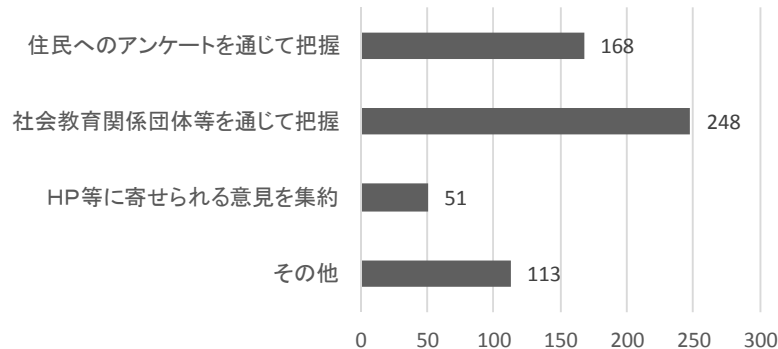
- ・幅広い人材やアイデアが得られる可能性がある。
- ・情報交換や連携事業に参加し、地域の活性化を推進する。また、その所要経費として負担金等を有効に活用する。
- ・子どもの貧困対策、中山間地域における学びの保障など、学校だけでは解決できない課題の解消に向け、多面的な検討が可能になると考えている。
- ・現在、首長部局や教育委員会内で行われる取組には、多くの共通する要素があり、社会教育主事を参加させ、自治体を横断した助言・指導ができることにより、より効果的な事業展開が各部署で期待される。
- ・教育委員会と首長部局が連携して取り組みを行うことにより、それぞれの観点からのアイデアや方法を取り入れることができ、相乗効果を生むことができる。
- ・イベントにおいてマンパワーが望める。同じようなイベントを精選でき、業務の効率化をはかれる。住民の動員が望める。
- ・講師などの人材、事業予算、参加者などの面で、単独で実施するよりもより広い範囲で確保が可能になる。
- ・コミュニティセンター職員が研修を重ねることにより、学習活動が活性化し、その学習成果が適切に活かされることにより、地域の課題解決がより図られやすくなる。
- ・現在の行政運営においては、総じて住民自身の力（自治力）が前提となった政策が展開されていることを考えると、これまで住民自らが学び、実践するプロセスに価値を見出してきた社会教育の機能を連携・協働という形で取り入れることで、相乗的に効果・成果の拡大が期待できる。
- ・関係課と連携した一体的な施策の推進により、市町の社会教育の充実が図られる。
- ・教育以外の新しい発想、取組のアイデアを取り入れることができる。
- ・新たな連携事業の実施等による課題解決の推進。
- ・これまで教育委員会があまり関わってこなかった住民に参加してもらえる。
- ・教育、学びに関するデータベースが豊富となり、全世代を対象とした地域の教育力全体が底上げされることが期待される。
- ・業務の棲み分けや分担が明らかになること。また、より効果的な活動の推進が図られること。
- ・いろいろな事業における専門的な知識取得や、事業・行事への新たな参加者の掘り起こし。
- ・事業の重複が防げる、お互いの課の情報共有、コミュニケーションが深まる、人事交流が促進される、市町村にモデルを示すことができる。
- ・幅の広い分野での対策等が行われるため、漏れ落ちる対象者が少なくなると考える。
- ・それぞれの立場や分野でいろいろな対応策が生まれたり、可能性が広がったりすると考える。
- ・講演会や研修・まちづくりへの教育的視点からの参加や共生・協働のまちづくりへの発展が考えられる。

4 学びを通じた地域課題解決の取組に関する状況について

問 11 住民の学習ニーズをどのように把握していますか。

住民の学習ニーズについては、「社会教育関係団体等を通じて把握」という回答が多くなっている。

図表 住民の学習ニーズの把握方法 (n=393)



【その他】

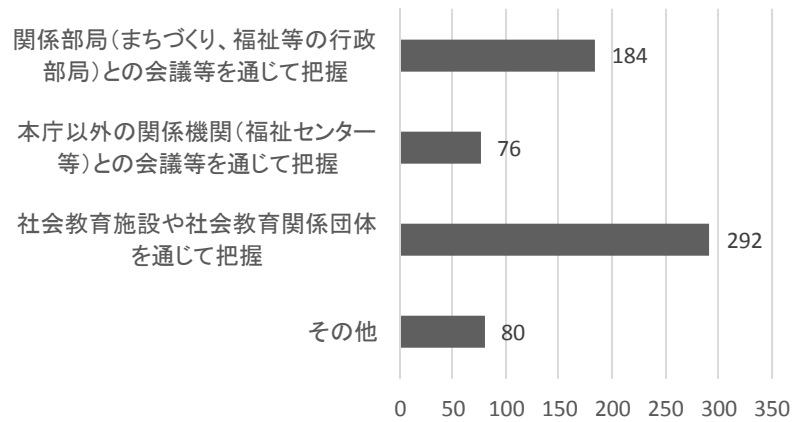
その他については、以下のように把握していることが挙げられている。

- ・社会教育委員からの情報等。
- ・市町村訪問での懇談による聞き取り。
- ・県内市町村担当者へのアンケート等。
- ・生涯学習委員会（社会教育団体や有識者で構成）による事業評価等を通じて把握。
- ・公民館単位で各公民館主事が地区内の意見を取り入れながら実施している。
- ・講座参加者へのアンケートを通じて把握。
- ・社会教育における諮問委員会。
- ・各種研修会でのアンケートの実施及び関係機関との会議を通じた把握。
- ・教育委員の意見聞き取り。
- ・市町村への社会教育実態調査を通して把握。
- ・事業参加者や地域住民・学校・NPO 関係者等への聞き取り。
- ・市町村担当者からの情報、事業視察。
- ・施策等について地域説明会の開催。
- ・学習活動に御参加いただいた方へのアンケート調査から。
- ・事業参加者へのアンケートを通じて把握。
- ・学習ニーズの把握という設問に疑問。
- ・事業懇談会や公民館運営審議会等をとおして把握している。また、住民の学習相談に応じるために、学習相談コーナーを設置している。
- ・住民からの直接の要望等。
- ・学校運営協議会の中で議論されたことを集約している。
- ・窓口や社会教育関係者（社会教育委員、公民館委員等市民）を通じて把握。
- ・市政懇談会や教育懇談会で意見を集約。
- ・隔年で実施する住民意識調査。
- ・指定管理者制度導入し、住民に近い視線で運営を行っている。
- ・各地区公民館における地域フォーラムを通じて把握。

問 12 地域の課題やニーズをどのように把握していますか。

地域の課題やニーズについては、「社会教育施設や社会教育関係団体を通じて把握」という回答が多くなっている。

図表 住民の学習ニーズの把握方法 (n=393)



【その他】

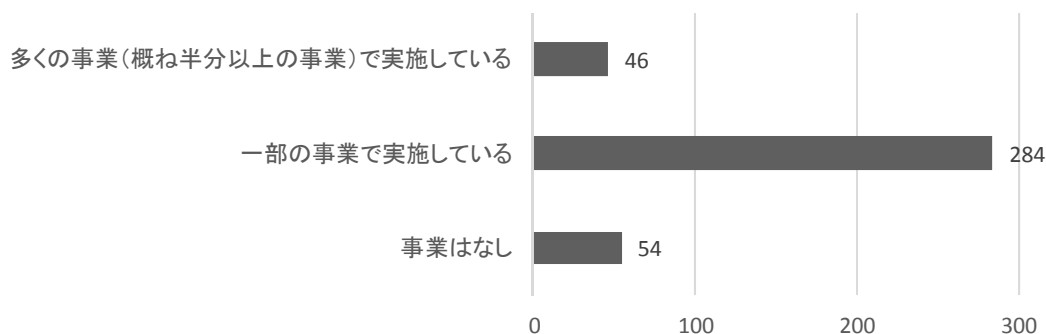
その他のニーズ把握の方法は以下のとおりである。

- ・市町村訪問による情報交換。
- ・県民意識調査を通じて把握及び市町村教育委員会を通じたアンケートの実施。
- ・派遣社会教育主事を通して把握。
- ・事業参加者や地域住民・学校・NPO 関係者等への聞き取り。
- ・市町村担当者からの情報、事業視察。
- ・特に決まった会議などではなく、職員同士や住民との関わりの中で把握している。
- ・市民からのメール相談、市長への手紙等。
- ・事業懇談会や公民館運営審議会等をとおして把握している。
- ・町政モニターによる把握。
- ・学校運営協議会で議論されたことや福祉部局との提起的な情報交換会で把握。
- ・窓口や社会教育関係者（社会教育委員、公民館委員等市民）を通じて把握。
- ・市政懇談会や教育懇談会で意見を集約。
- ・各種講座開催時等にアンケートで把握している。
- ・市民を対象とした研修会等を通じて把握。
- ・主体的に活動している任意の住民団体など。
- ・市町社会教育委員会等訪問や会議を通じて把握。
- ・地域からの要望書、会議や会合等の発言。
- ・学習会に来た人のアンケートを通じて把握。
- ・日常の市民との交流を通じて把握。
- ・教育委員会内部の会議等を通じて。
- ・県民意識調査等。
- ・各地域自治組織等からの相談等を通して把握。
- ・地域会議（地域協議会）や地区コミュニティ会議において把握
- ・まちづくり懇談会、PTAや学校関連の会議。

問 13 社会教育事業の実施に際し、事業実施者としてNPO等の民間団体や地域住民等が参画している事業がありますか。

教育委員会では、「一部の事業で実施している」という回答が多くなっている。

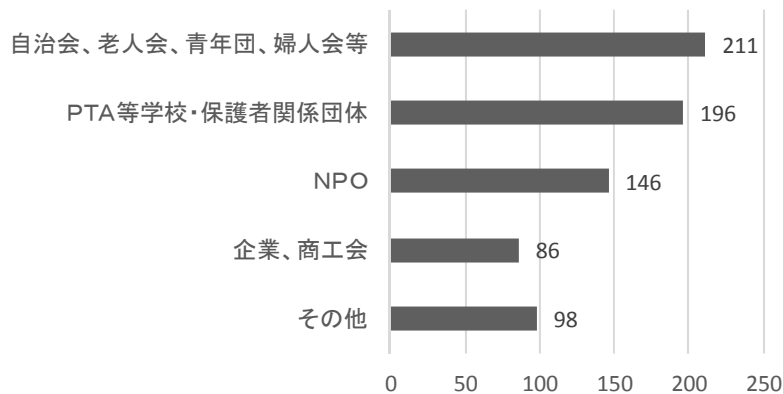
図表 社会教育事業の実施状況 (n=393)



問 14 実施していると回答した場合、その事業にどのような団体が参画しているか。

事業に参加している団体は、「自治会、老人会、青年団、婦人会等」であり、次いで、「PTA等学校・保護者関係団体」となっている。

図表 事業への参加団体



【その他】

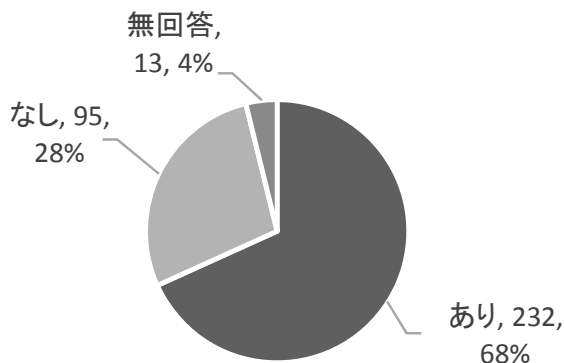
その他の団体は以下のとおりである。

- ・まちづくり団体、ガールスカウト。
- ・地域ボランティア、各種委員。
- ・住民で構成された文化団体。
- ・公民館を中心とした地区の特色ある取り組みに対し助成している。
- ・社会教育団体主催による講座を年2回開催している。
- ・学校支援地域本部など教育支援事業によりつくられたコミュニティ。
- ・陶芸愛好会、読み聞かせサークル、河川資源保護団体等
- ・体育協会、文化協会、市民読書サポーター。
- ・市民で構成される任意団体、高等教育機関、学習支援委員等。

問 15 実施していると回答した場合、NPO等の民間団体や地域住民等から、企画提案を受け入れる事業はありますか。

事業があるという回答が68%となっている。

図表 受け入れる事業の有無



問 16 NPO等の民間団体や地域住民等と連携して実施する事業について、これまでに実施した事業の内容は何か。

主な事業内容は以下のとおりである。

- ・公民館を拠点として、地域づくりの研修会や講演会を実施している。
- ・毎年、首長部局と合同で開催している秋の文化展について、文化協会に所属している各種団体と連携し、展示物の出展や芸能発表会を開催しています。
- ・協働教育プラットフォーム事業、被災地の地域コミュニティの再生・心の復興に向けた委託事業。
- ・地区に伝わる久田和紙という伝統をいかし、中学校の卒業証書づくり(原材料の育成から、和紙が出来上がるまでの一連の体験)などを実施している。
- ・NPO法人等が中心となって「いばらき子ども大学」を実施している。地域の教育資源を活用し、「子どもたちの好奇心等に応え、知的な世界を開く」ことを目的とした取組である。大学の先生や企業研究員等の専門家を講師に迎え、小学生に対して高度な内容を分かりやすく教え、新しいカタチの学びを子どもたちに伝える場所となっている。
- ・「知って得する講座」を開催しており、今年度は「自分の生き方」を大きなテーマとして掲げ、看取りや人生の先輩の生き生きとした生き方についての講演を実施。
- ・青少年健全育成をすすめる会事業、図書館まつり、町民ふれあいスポーツ大会、総合文化祭。
- ・「子ども大学ぎょうだ」市民大学やものづくり大学(民間団体)とNPO法人子育てネット行田などと連携した小学生向けの学習プログラムを実施している。行田市では、平成22年の開校後、事業を継続している。
- ・ビバホールチェロコンクール(首長部局が所管する公民館が補助執行している)。
- ・小学校への出前授業・体験授業の実施。
- ・親世代が中心になって構成されるPTA等の地域団体に対し事業委託を行い、地域全体で家庭教育を支援する気運を醸成する。
- ・「子ども安全パトロール・下校見守り隊」:「家庭教育サポート企業」を指定し、町内3小学校の学区内で下校する子供たちを見守り、安全を確保する。
- ・県PTA協議会・県高等学校PTA協議会・社会教育委員連絡協議会等と連携し、リーダーの育成・家庭教育の充実を図る研修・研究大会を共催している。
- ・海辺を活用した事業に取り組んでいるNPO団体と連携し、市内児童を対象とした自然体験講座を開催。

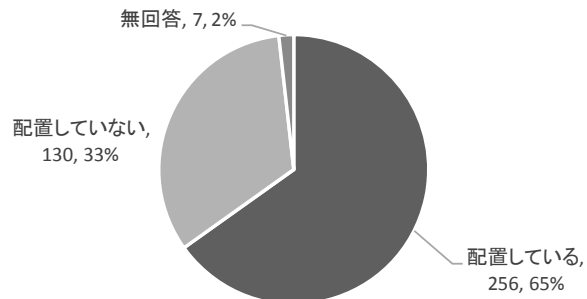
- ・平成27年度から、PTAと連携して「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座を開催している。
青少年のSNSの利用環境において、子供たちを被害者にも加害者にもさせないためには、保護者の学びの機会が重要であると考えており、次々に発生する最新のトラブル事例から対策を学び、保護者が子供と話し合っ規則を決め、見守り続けることの大切さを伝えるアドバイザーを養成している。
- ・町生涯学習講座から発足したサークルや文化団体との連携により、生涯学習活動の発表の場として、町民文化祭や生涯学習フェスティバル等を実施している。
- ・【地域教育シンポジウム】地域の教育力を高め、地域ぐるみで子どもの成長を見守っていくためにはどうしたらよいかを考えることを目的としてシンポジウムを実施しており、地域から青少年対策地区委員会や青少年育成委員会の委員、保護者としてPTA会員が実行委員として参加している。
- ・【えびなっ子スクール】えびなっ子スクールは、保護者や地域の方々にも子どもたちの教育に関わることを呼びかけ、ともに“育ち合う”関係を築くことを意図しているものです。市内各小学校で学校授業外の時間（夏休み等）に行われます。
- ・【こいこい松本】中央公民館とNPO中信多文化共生ネットワーク等との協働により、本市在住の外国人・外国由来の人達を中心とした交流、ネットワークづくり、互いの文化に触れ理解を深め、親睦を図る機会をつくる。
- ・【通学合宿】地域住民で実行委員会を組織し、地域の人材や資源を活用した2泊3日程度の合宿を計画・実施し、児童の自立と地域住民の交流を図る。
- ・【子ども大学あさか事業】地域の大学や市、企業・団体が連携して、子どもの知的好奇心を満足させる学びの機会を提供する事業。
- ・【地域づくり委員会】地域住民が組織する任意団体であり、地域毎に、市立公民館との連携・協働により、環境や福祉、教育など様々な事業を実施している。
- ・【大人が支えるインターネットセキュリティの推進】子どもたちのインターネット利用について考える研究会や一般社団法人セーフターインターネット協会などとの連携・協働による取組。
- ・子どもたちの「生きる力」を育み、青少年の心身の健全な育成を図ることを目的に、地域や各種団体と自然の中で、学校や家庭では体験できない様々な活動やレクリエーション等（ナイトハイクやネイチャーゲームなど）を実施。

5 社会教育主事等の専門職員について

問 17 社会教育主事を配置していますか。

社会教育主事を配置しているという回答が 65%となっている。

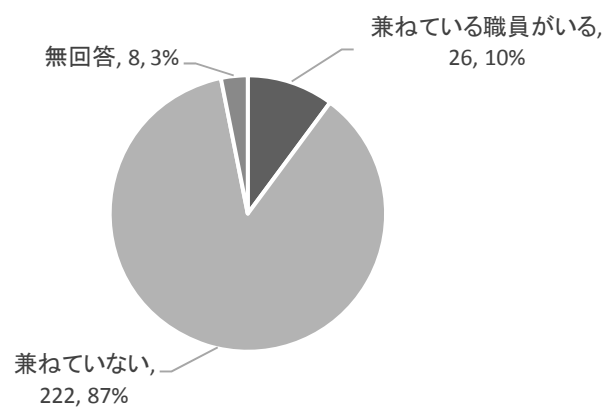
図表 社会教育主事の配置状況 (n=393)



問 18 問 17 で配置していると回答した場合、指導主事を兼ねている社会教育主事は存在しているか。

指導主事を兼ねている社会教育主事がいるという回答が 10%となっている。

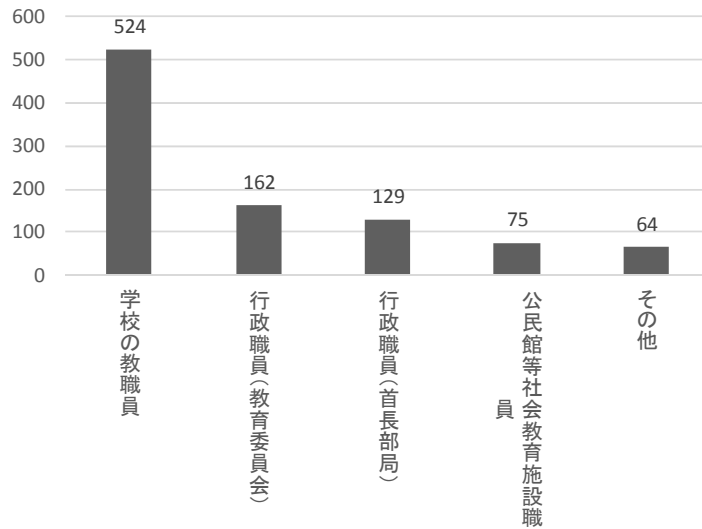
図表 指導主事を兼ねている社会教育主事の存在 (n=256)



問 19 社会教育主事の方の前職は何ですか。また、前職の方の人数は何人ですか。

前職では、「学校の教職員」という回答が多くなっている。

図表 社会教育主事の前職とその人数 (n=256)



【その他】

その他の内容は以下のとおりである。

- ・生涯学習課配属後に主事資格を取得。
- ・新規採用職員。
- ・大学生。
- ・行政職員が兼任。
- ・一般職員のうち有資格者を任命。
- ・民間企業。
- ・教育委員会に新規採用の行政職員。
- ・国立施設職員。

問 20 社会教育主事を配置しているメリットは何ですか。

主なメリットは以下のとおりである。

- 社会教育に関して専門性を有しており、企画立案や現場での指導や助言、コーディネートやファシリテートなど効果的な取組ができています。
- 行政内の他部署との連携や、学校と地域との連携等で橋渡しの役割を担うことができています。

- ・事業等を計画的に進められる。新規の事業等を行う場合客観的に判断できる。
- ・各事業において、専門性を発揮している。(特に社会教育の推進や地域との連携・協働推進において)
- ・教育委員会事務局員の職務に対し、適切な指導や助言をしてもらえるので、頼りになる存在となっています。
- ・社会教育の推進、地域との連携・協働推進において、専門性を発揮し、効果的に事業を実施している。
- ・県教育振興基本計画の具現化に向け、現在、協働教育の推進に取り組んでいるが、今後は、家庭・地域・学校の協働が求められるため、学校に対する働き掛けが重要と考える。学校現場を知る社会教育主事の存在は大きい。
- ・職務内容によっては、社会教育行政についての知識が必要であり、特にアドバイスをする立場の場合は専門的な知識を要することが多い。
- ・地域や団体との連携を図り、社会教育へのニーズや優先的に取り組むべき課題を把握できる。
- ・外部組織、学校の教職員等が主事をやっていただくのであれば専門的に指導ができるのかもしれないが、職員である場合は、職務が多岐に亘るため効果はあまり期待できないのではないかと思います。
- ・専門職として事業の企画立案に携わるほか、社会教育団体の活動に対し指導/助言等を行うことができる点。
- ・各市町村に社会教育主事を派遣しているため、県と市町村との連携がとりやすい。県の方針が市町村に伝わりやすい。市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の振興が図られている。
- ・教育庁内や教育事務所にも配置しているため、他課との連携がとりやすい。社会教育施設に配置しているため、専門的なプログラムが提供できる。
- ・人権教育の講師などを通して、地域住民に学びの場を提供できる。
- ・社会教育について体系的観点からの事業立案や事業相互の調整が可能。
- ・地域の諸課題等に社会教育・生涯学習の切り口で取り組むための知識・企画力等を有する社教主事配置により、課題を俯瞰して分析し、解決の手段を検討できる。
- ・専門性を活かした、効果的なプログラム開発や事業実施ができる。
- ・市町村教育委員会へ、専門的な指導・助言ができる。
- ・市町村の枠を超えたネットワークを活かし、広範囲な情報を収集しやすい。また、教育委員会事務局以外に施設など横断的に活動がしやすい。
- ・社会教育主事講習を受講しているため、社会教育の意義を理解し、住民とのコーディネート、ファシリテートができる存在になっている。
- ・教員経験者であることから、学校内の状況など、一般行政職員では知り得ない情報を持っている。特に学校等の連携を進めて行く上では、重要な役割を果たすことが期待される。
- ・社会教育の専門職員として、様々な事業の企画・立案や連絡・調整に役立つことができる。学校や関係機関との連携・協力を進めやすい。社会教育委員の活動に対してアドバイスできる。
- ・社会教育主事を配置することにより、社会教育の意義と役割、社会教育施設のあり方が明確になり、社会教育法にある「助言と指導」を積極的に行うことができる。
- ・社会教育事の各種事業自体は住民生活の生命・財産には直結しないものが多く可視的な成果を見いだしにくいなか、社会教育主事の配置により住民生活の満足度や心の醸成、過疎地における孤独の解消など不可視な豊かさの実現に寄与すると考える。
- ・社会教育の観点から、生涯学習や地域にとって必要性の高い事業実施にむけての検討を行う事ができる。慣例ではなく、社会教育として今後この地域に何が必要かという観点から事業計画を立てる事ができる。

- ・長年、社会教育主事として地域とのかかわりがあるため、スクールコーディネーターや地域協働学校のように地域との協働が必要な事業、PTAや家庭教育学級・講座など伝統的に社会教育行政が担っている事業、また社会教育関係の調査など、専門的な経験や知識が必要な場合に役に立っている。

問 21 社会教育主事の配置についてどのような課題がありますか。

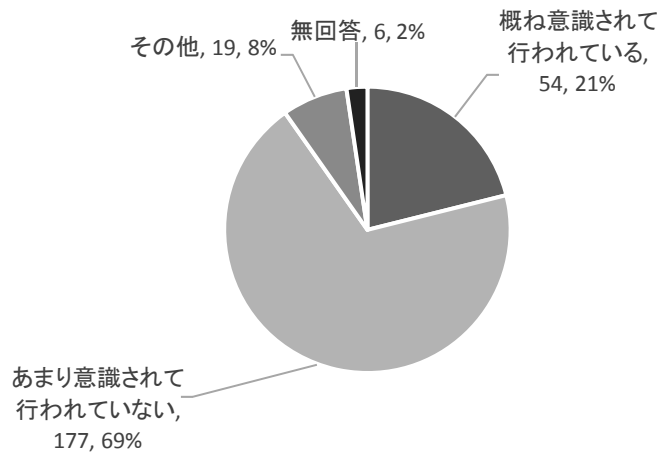
以下のように、社会教育主事の自治体内での位置付けや育成、社会教育主事資格の取得など社会教育主事の配置に関連する課題がある。

- ・社会教育主事研修で市職員の育成を図るが、異動が3年サイクルが多く、業務に生かすににくい。
- ・有資格者が年々減っており、引き継ぎ者が少なく配置が難しい状況がある。
- ・県内の社会教育主事有資格者の高齢化
- ・職員はそれぞれの担当業務に当たっているため、社会教育主事の意見を聞く機会が少ない。
- ・社会教育主事に係る国からの交付税措置が年々減少し、県及び市町の負担が増加している。
- ・県内の大学での社会教育主事講習が実施されなくなったことから、受講者が減っており、人材確保に苦慮している。同時に社教主事を発令する年齢も高年齢化している状況にある。
- ・仕事を兼務しており、社会教育主事としての役割を十分に果たすことが出来ない。
- ・社会教育主事の有資格者が退職する一方で、新規の有資格者の育成が進まないこと。新規に資格取得した職員が首長部局に異動してしまうこと。また近年社会教育施設の建替え、改修業務が増え、元来少ない社会教育主事が、社会教育のソフト面充実に割ける労力が残っていないという実情がある。
- ・配置されている社会教育主事が全員同時に異動する場合において、業務の引継ぎが難しいこと等があげられる。また、東日本大震災の後、様々な事業が増え、今日まで継続しているものが多いが、内容の重複するような事業もあるので、担当業務の精選が必要である。
- ・社会教育主事の役割として共通の認識や具体的な業務がないため業務上の必要性が認められにくい。また、そのことにより、主事講習受講よりもその間の業務遂行が優先され、社会教育に関する理解を深めようとする職員の育成が図られにくい。
- ・社会教育主事講習で育成しても、配置転換により首長部局に異動となること。
- ・社会教育主事免許取得には、長期間の講義受講を要するため、離島である本市では、①滞在等の経費を多額に要すること。②長期間業務をあけなければならないことの課題があるため、社会教育主事免許を有する人材不足が課題。(今年度は嘱託職員として社会教育主事を配置している)
- ・社会教育主事の資格保持者でも現場経験のない人もいるのでその育成が課題である。
- ・社会教育主事は専門性を有する職種であると思うが、首長部局の認識が低く、短期間の配置で人事異動されてしまうことにより、社会教育行政が停滞してしまうことが懸念される。
- ・社会教育主事としての発令はあるものの、特別な位置づけはされていない現状がある。しかしながら、発令には、そのスキルを期待されるものであり、社会教育主事がどのような資格であるか有資格者自身を含め、広く一般に周知する必要がある。
- ・学校の教職員から配属された社会教育主事は、社会教育主事有資格者であっても職務経験が少ないため、職務に慣れるまで時間がかかる。
- ・社会教育主事の必要性等について教育委員会内でも認識が十分でなく、専門職としての役割を十分果たしていないのではないかと。
- ・行政職員として担当する業務がある中で、社会教育行政全体の参画や意見を述べることは難しいのではないかと。

問 22 社会教育主事の計画的な育成のために、意識的に人事が行われていますか。

人事については、「あまり意識して行われていない」が多くなっている。

図表 社会教育主事育成のための人事 (n=256)



【その他】

その他の意見は以下のとおりである。

- ・育成したいが人事については首長部局の采配。
- ・全く意識されていないと言ってよい。
- ・意識はしているが、社会教育主事講習の受講等課題がある。
- ・社会教育主事は計画的に育成しているが、人事担当は別部署である。

問 23 概ね意識されて行われていると回答した場合、人事面でどのような職に配属されていますか。

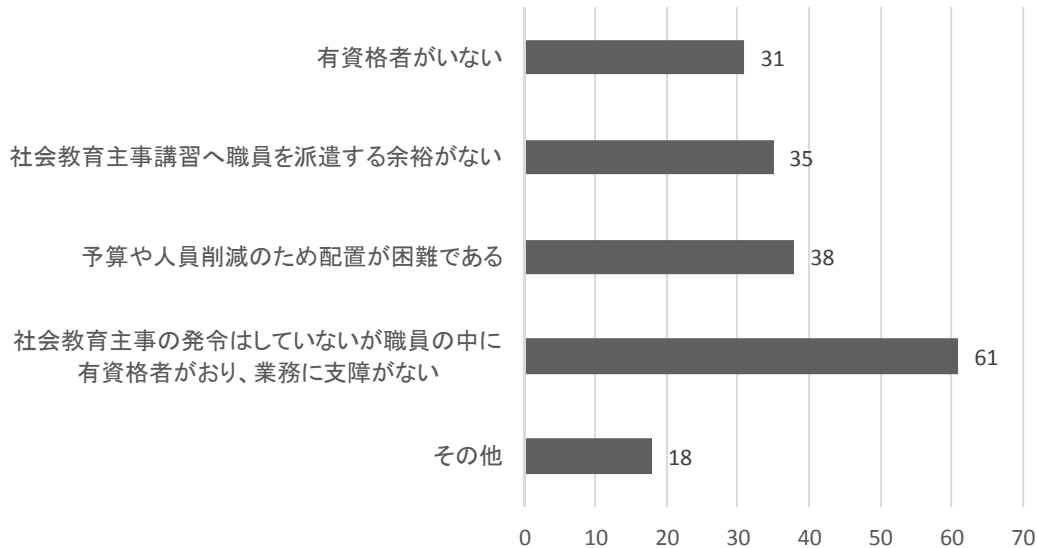
概ね意識されて行われていると回答した場合、人事面では以下のような職に配属されている。

- ・キャリアパスのイメージ
社会教育主事（若年登用を除く）→教頭→主任社会教育主事→校長。
- ・出先機関の教育事務所や青少年教育施設、知事部局等の経験を積ませること。
- ・市町村への派遣社会教育主事、社会教育施設（青少年教育施設、研修センター）での社会教育主事、教育事務所企画幹、関係各課（教育指導課、保健体育課、人権同和教育課）の社会教育主事。
- ・生涯学習課に配属されている。
- ・生涯学習課へ配属され、講座開催事業や公民館の運営などの社会教育事業を業務内容とされる。
- ・以前は、定期的に資格取得への研修に派遣されていたが、資格取得後人事異動による他部署への配置換えにより学校籍以外の資格者が不在となる事もあった。一般職員が社会教育主事資格を取得しても職名は、一般行政職としての位置づけであり、業務内容は一般事務を含め多岐にわたる。
- ・社会教育主事の有資格者は、県教委や市町村教委の社会教育担当課や施設等に配属され、青少年教育や家庭教育、生涯学習等に関する業務を行っている。
- ・公民館・公民館類似施設の維持管理、放課後児童クラブ運営、町民会議運営、成人式運営、社会教育委員の会、文化財保護事務 など。
- ・常に教育委員会に複数名の社会教育主事が配置されている。
全員ではないが、一度他部署へ配属された後、再度教育委員会へ配属される場合がおおむね多い。
- ・県内各教育事務所や自然の家での社会教育主事の配置をして、専門的な立場から社会教育団体や各市町村等への指導や助言を行っている。
- ・教育委員会教育支援課地域家庭教育係に配属されることになっており、家庭教育学級・講座の開催、PTAへの対応、地域協働学校の担当、社会教育調査への対応などをおこなっている。
- ・社会教育課に配属されている。主に公民館事業を担当。現在は社会教育係長が発令されているが、係内には他に3人の有資格者がいる。

問 24 問 17 で配置していないと回答した場合、配置していない理由は何ですか。

配置していない理由は、「社会教育主事の発令はしていないが職員の中に有資格者がおり、業務に支障がない」という回答が多くなっている。

図表 配置していない理由 (n=130)



【その他】

その他の内容としては以下のとおりである。

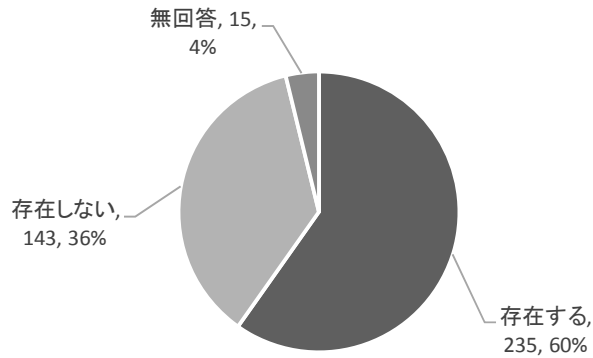
- ・昨年度末で県からの派遣制度が終了したため。
- ・社会教育主事の配置は事務事業のヒアリングの際、企画政策課との調整の上、配置を決定している。
- ・震災のため。
- ・社会教育主事としての専門職採用を行っていない。
- ・学びを通じた地域づくりの推進に関して社会教育主事の資格はあまり関係ない。
- ・講習へ派遣し、資格取得しても人事異動により、有資格者が首長部局へ移ってしまう。
- ・社会教育主事の必要性が認識されていないと考える。
- ・コーディネーターとして採用する嘱託職員に有資格者がおり、業務に支障がない。
- ・社会教育行政は首長部局が担っているため、教育委員会事務局として回答し得ない。
- ・講習修了者はいるが、実務経験年数が足りていない。
- ・本市教育委員会では、市長部局である生涯学習部に社会教育事務を委任しているため。
- ・有資格者の配置について特段配慮されていない。制度について根本的に理解されていない。
- ・過去に公募したが、適当な人材が見つからなかった。
- ・社会教育を市長部局が所管しているため。
- ・社会教育に関する事務については、教育委員会から市長に補助執行しているため。

問 25 教育委員会の部や課において、社会教育主事の発令がない社会教育主事有資格者は存在しますか。

i 全体

全体では「存在する」という回答が60%となっている。

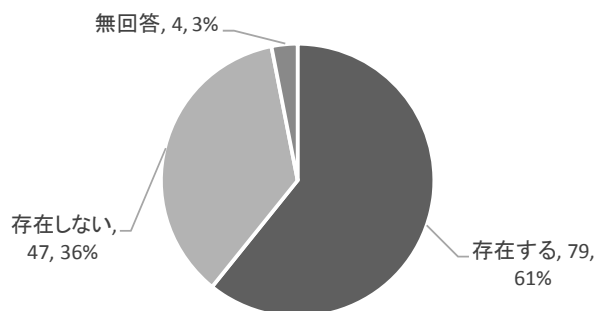
図表 社会教育主事の発令がない社会教育主事有資格者の存在 (n=393)



ii 社会教育主事を配置していない場合

社会教育主事を配置していない場合についても同様の傾向が見られ、「存在する」という回答は61%となっている。

図表 社会教育主事を配置していない社会教育主事有資格者の存在 (n=130)

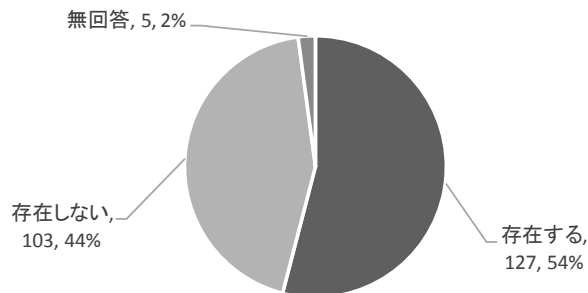


問 26 問 25 で存在すると回答した場合、当該有資格者のうち、過去に社会教育主事の発令があった方は存在しますか。

i 全体

全体では、「存在する」という回答が 54%となっている。

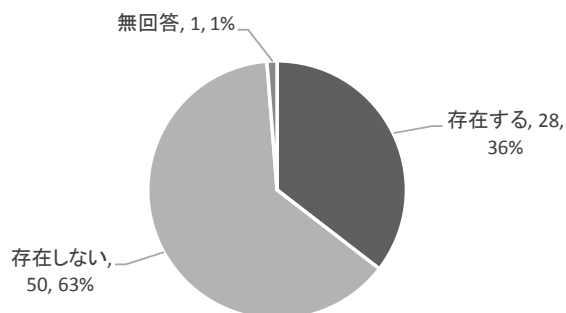
図表 社会教育主事の発令があった社会教育主事有資格者の存在 (n=235)



ii 社会教育主事を配置していない場合

社会教育主事を配置していない場合については、「存在する」という回答は 36%、「存在しない」が 63%となっている。

図表 社会教育主事の発令があった社会教育主事有資格者の存在 (n=79)



問 27 社会教育主事の配置を継続・促進していくために、必要なことは何か。

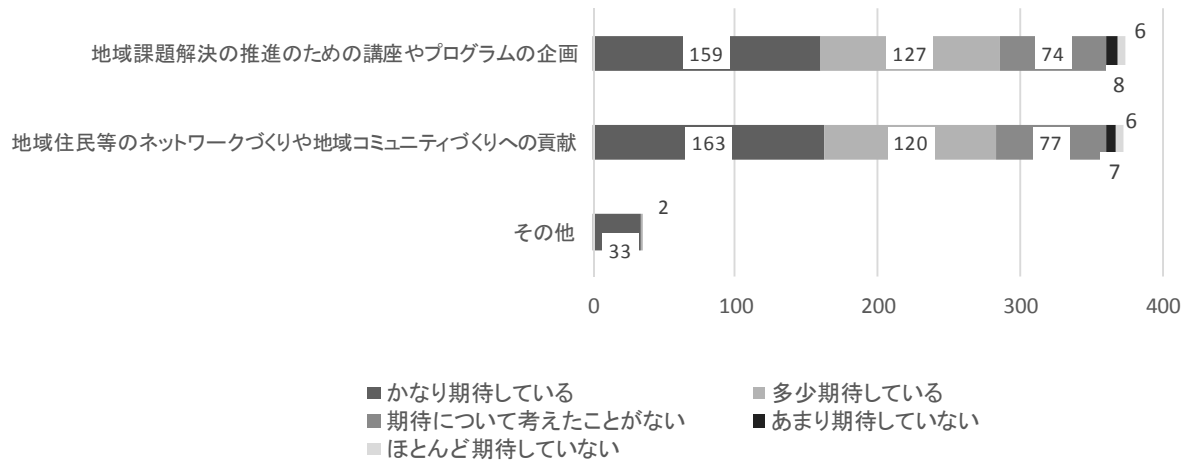
社会教育主事の配置を継続・促進していくために、必要なこととして、「制度面で社会教育主事の資格を取りやすくする」や資格の活用方法等の以下のような意見があった。

- ・社会教育主事研修の募集を首長部局の担当として、職員の研修参加を促す。
- ・社会教育主事の専門性を明確に訴えると同時に社会教育主事の配置により、次代の「まち」を担う貴重な人材育成が可能になることや、若者から高齢者まで全ての世代がこころ豊かな「しあわせ」を実感できる社会を実現できるという具体的な成果を示すこと。
- ・資格取得のための講習会等で長期間いない分の仕事を補える体制づくり。
- ・社会教育主事の役割を明確にして、必要性について国全体で配置推進を行ってほしい。
- ・さらに資格を取得する方法について多様な方法があると有資格者を増やすことができると考える。
- ・社会教育主事の有用性の認知を高めること。
- ・社会教育主事有資格者の研修を継続的に行っていくこと。
- ・社会教育主事有資格者の養成及び公費による社会教育主事講習への派遣等。
- ・制度面で社会教育主事の資格を取りやすくする（時間・費用）。
- ・社会教育の立場で実務を経験した期間を資格取得のための軽減条件とする。
- ・社会教育主事の必要性の周知、社会教育主事の活動による成果の見える化、地方創生に向けて首長部局との連携による取組。
- ・社会教育主事の配置に伴い、職員の加配措置制度を設ける。社会教育主事講習において分割履修が可能ないように講習スケジュールを計画する。
- ・学校現場においては、ミドルリーダーとして位置付けとそれに見合う手当等（生徒指導主事等と同様）の整備。行政にあっては、まちづくりの視点に立ち、一般職員への取得の推進。また、都道府県の社教主事に対する確固たるビジョンとそれに基づく市町村等への働きかけ（島根県等、設置の進む地域の例のように）。
- ・社会教育主事の計画的な育成。研修を受けやすい環境づくり。研修内容、研修期間及び研修形態の検討。
- ・社会教育行政における社会教育主事の存在の必要性や養成・配置に向けた再認識。
- ・国や県、市町における財政措置。
- ・社会教育主事の専門性や役割の明確化とその有益性の行政内に認知させること。
- ・社会教育主事を養成する講座に継続的に人材を派遣する。
また、社会教育主事の資格を取得した後に、実際の業務に合わせて資格を活かすことが出来るようフォローアップのための研修機会があった方がよい。
- ・国において社会教育そのものの有益性、有効性を示すことが第一。社会教育の投資の効果を分かりやすく明らかにする（社会教育を経済学的に捉えて）。その上で社教主事の必要性を説明し、さらに有資格者を学校現場でのキーパーソンに位置づけるなど。
- ・社会教育主事の配置について、まちづくりという側面からの役割が増していることを踏まえ、首長部局の職員にも発令できるような制度にすべきであり、積極的に発令し社会教育やまちづくりの振興に社会教育主事を活用している自治体には財政的な補助などのインセンティブを与える必要があると考える。
- ・社会教育主事の管理職を置き、庁内職員に社会教育主事のネットワークを作る。
- ・社会教育主事の専門的な知識を、積極的に地域課題についてコーディネーターや課題解決のための講座等の実施などに結びつけるよう、具体的な活動を実施する。
- ・社会教育主事の専門性を高め、まちづくりの担い手となる人材や人と人、地域と地域をつなぐコーディネーターなど、地域の課題に対応した業務に地道に取り組んでいること。

問 28 地域課題解決の推進に関して、社会教育主事に対してどのような役割を期待していますか。

「地域課題解決の推進のための講座やプログラムの企画」「地域住民等のネットワークづくりや地域コミュニティづくりへの貢献」等についての期待が大きくなっている。

図表 社会教育主事への役割別期待度 (n=393)



【その他】

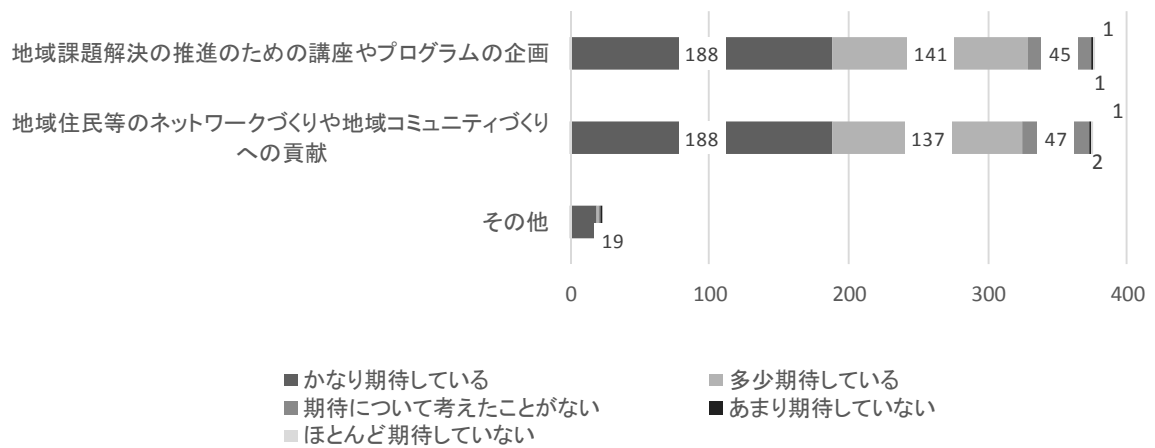
その他の地域課題解決の推進はかなり期待されており、その内容は以下のとおりである。

- ・学校と地域の連携を通じた生涯学習の場の提供。
- ・社会教育推進に関する総括的なリーダー。
- ・地域の教育力発掘のための人材バンクの策定。
- ・学校・家庭・地域の連携・協働。
- ・社会教育実践者への指導・助言。
- ・政策立案と政策間連携。
- ・首長部局との連携・協働。
- ・社会教育全般に対する専門的助言・指導。
- ・コーディネーターのスキルアップ。
- ・教育委員会内職員への指導・助言。
- ・青少年育成における学校、家庭教育との連携。
- ・地域学校協働活動の推進。
- ・公民館への指導・助言。
- ・地域と学校の連携・協働による地域の教育基盤の形成
- ・講座企画の際の的確なアドバイス
- ・コミュニティ・スクール、地域教育ネット。
- ・都立学校における不登校・中途退学者等への自立支援。

問 29 地域課題解決の推進に関して、公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の専門職員に対して、どのような役割を期待していますか。

「地域課題解決の推進のための講座やプログラムの企画」「地域住民等のネットワークづくりや地域コミュニティづくりへの貢献」等についての期待が大きくなっている。

図表 公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の専門職員への役割別期待度



【その他】

その他の地域課題解決の推進はかなり期待されており、その内容は以下のとおりである。

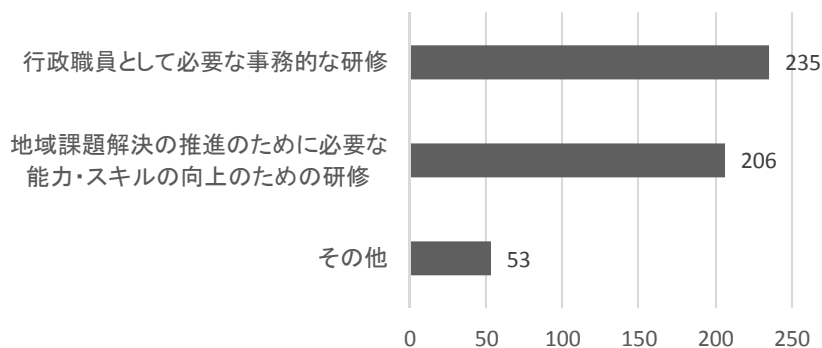
- ・地域の教育力発掘のための人材バンクの策定。
- ・学芸員や社会教育主事、司書等の協働によるプログラム開発。
- ・行政と地域住民等との連絡調整。
- ・図書館や博物館に対する社会課題解決の役割。
- ・公民館講座の開催による学習ニーズの充足。
- ・子ども読書の推進。
- ・体験活動の活性化。
- ・職業教育への支援。
- ・他市との情報交換や交流をまちづくりに活かす。
- ・地域課題解決に導くために必要な情報発信。

6 社会教育主事等の専門職員の養成・研修の状況、今後の在り方等について

問 30 社会教育主事に対してどのような研修の機会を与えていますか。

「行政職員として必要な事務的な研修」が多くなっている。

図表 社会教育主事に対する研修 (n=393)



【その他】

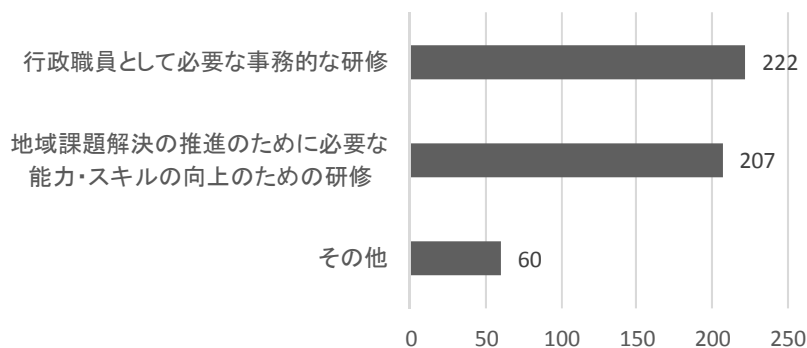
その他の研修内容は、以下のとおりである。

- ・家庭教育支援、人権教育ほか。
- ・県教育委員会が主催する事業に参加する。
- ・事業実施に必要と思われる研修。
- ・近隣市町村との情報交換等。
- ・文化財等文化に関する研修。
- ・社会教育主事として必要な能力・スキルの向上のための研修。

問 31 公民館の職員に対してどのような研修の機会を与えていますか。

「行政職員として必要な事務的な研修」が多くなっている。

図表 公民館職員に対する研修 (n=393)



問 32 地域課題解決の推進の観点から、社会教育主事等社会教育の専門職員の研修にはどのような課題がありますか。

主な課題は以下のとおりである。

- 地域課題を調査検討していくために、地域ニーズの調査分析、まちづくりや事業を実施していくためのスキルなどの専門的な知識を習得する研修が必要である。
- 現在、広域的な地域づくりの在り方を検討されており、地域間を超えた職員同士の研修が必要となっている。
- 地域課題解決に向けて、具体的なテーマを設定した研修が必要となっている。

- ・将来の展望や法的な整備など、先進的なまちづくりをイメージした研修が必要。
- ・行政職員を交え、地域課題の共有を行うこと。
- ・研修の内容を新たな教育課題を踏まえた体系的なものにしていく必要がある。
- ・地域の人材育成及び連携。
- ・他部局で抱えている地域課題と重要施策を押さえる研修。
- ・地域住民からのニーズに対応しなければならないことと、事業実績の数字を上げなければいけないことに対して、日々の事業実践等が忙しく、最新情報（ブーム）等に対して対応した内容としていかななければならないと考える。座学による研修ではなくより実践的な内容で参加者からのニーズに応えるのは難しい。
- ・社会教育事業自体に地域課題解決という観点が少ないという点。
- ・地域の実態が把握でき、問題点を明確にし、課題がわかる研修が出来る事が必要。課題が漠然としないうにする必要がある。
- ・そもそも社教主事の名称が忘れられるほど、形骸化が進んでいる。研修以前に社教主事の重要性と社会的位置づけを明確にすべきである。
- ・人事異動により社会教育以外の部署へ異動した場合、研修成果の直接的な還元ができなくなる。
- ・多様な課題に対応するための研修プログラムの構築が困難。
- ・職員の経験年数や意欲が多様であるが故に個別の学習ニーズに応えることが困難。
- ・課題解決に向け、今ある資源（ひと・もの等）を繋げていく手法等は身につけているが、それを実現するための予算獲得のスキルは不十分であると感じる。
- ・社会教育主事は教育公務員である以上研修の機会を与えられ、さらに研鑽に励まなければならない。しかしながら、全国規模で行われる研修等に参加するためには、社会教育主事が必要な地方ほど厳しい状況に置かれている。そのため、地方に対する研修の補助が必要と考える。
- ・地域間を超えて職員同士が顔見知りとなり、日頃の実践の悩みを相談できるようつながりの場が必要だが、継続的にそのような機会を提供するための体制や予算がない。
- ・地域の指導者育成の役割を担う県生涯学習推進センターにおいて、当該施設で開催する研修講座に加え、課題を抱える市町村に出向いて行う実践講座を取り入れたところ、参加者の増加、あるいは、これまで講座活用の少なかった地域からの積極的参加等の効果が見られたので、今後も様々な取組を検討していきたい。
- ・地域課題解決の推進に向けた有効な研修自体がほとんど見受けられない点、魅力的な講師、効果的なプログラムを、短期間で受講できるようなプログラムを組むことも難しい面がある。職員が現場を抱えつつ受講するためには、長期間の研修には参加しにくい面がある点。また、仮に魅力的な研修があっても、昨今の財政難で、研修参加予算を確保することが難しくなっており、やむを得ず、自費負担で参加することもある点。
- ・研修で学んだスキルを地域で生かせる場が少ないことが課題。
- ・専門職員も地域住民の1人であるとの意識付けをしたうえでの研修が必要。
- ・地域課題解決の推進を図るために、社会教育主事に求められる役割を明確にした上でそのプロセスを学ぶことのできる研修が必要であると考え。
- ・地域の課題のみならず、人口減少や高齢化、少子化、グローバル化、多様化、晩婚化といった構造的な変化や社会の変化で今後必要になる課題について研修する必要があると思う。
- ・地域における課題解決のため先進地における取り組み等を知る研修や専門的研修は必要であると考えが、業務課題やコスト面による課題がある。

- ・ 専門研修以前の課題として、社会教育主事を含め、専門職員として発令されている職員が少なく、個人のスキルだけで地域課題を解決する、あるいはその中心的役割を担うということはきわめて困難だと感じる。社会教育に携わる職員が等しく受講するような研修が必要である。
また、司書や学芸員は、社会教育主事以上に専門性を活かした住民サービスを行っており、さらに広く地域課題解決を求めるのは、過剰な業務を強いることとなる可能性が強く賛成できない。
- ・ 地域課題に根ざして行われる各種の学習を教育的に高める活動を行っていくため、コーディネート能力を高められるような講座を積極的に行う必要がある。
- ・ 地域の課題をどのように吸い上げていくか、また予算が限られた中でどのように解決していくべきかを実践していくこと。
- ・ 同じくらいの規模の自治体同士で現状の情報交換や課題について話し合う機会が少ない。
- ・ 社会教育に関する研修は学問的な内容が多く、実践に活かせる研修が少ない。実践者のロールモデルを対象とした研修があると嬉しい。
- ・ それぞれの地域を広範囲に担当することは、少数である社会教育主事のみが担うことは難しく、学校、地域住民との協働、交流による研修などが必要。
- ・ 他市の取組事例などを知る機会や、他市や民間事業者等との交流が必要と考えるが、機会が少ない。
- ・ 具体的事例等を多く紹介し、自治体の実態に近い内容について検討を深める必要があること。また、調整力やコーディネート力、バランス感覚を養うことのできるプログラムが必要である。
- ・ コミュニケーションスキルの育成やプレゼンテーション能力の育成。
- ・ 比較的座学が多く、実践をとおして専門職員としてのスキルを高められるような内容が少ないこと。
- ・ 地域課題解決の推進について、社会教育主事を対象とした研修を行うだけでは、結果的にはそれを活かすための時間がとれず、課題解決に結びつかない。研修には市長部局（市民生活部局や政策企画部局）も対象に含めた研修を行うべき。
- ・ 地域住民が主体的に地域課題解決に参画するよう促す有効な仕組みづくりをどう行うべきかを学ぶ研修。
- ・ 地域住民自らが社会参画を行い、地域の課題を探り、解決するための能力を養えるよう、適切な助言ができる力量形成が必要であると思う。

問 33 地域課題解決の推進の観点から、どのような研修の提供が必要と考えていますか。

提供すべき研修として、主な研修は以下のとおりである。

○地域課題解決に当たっては、住民を初めとして様々な関係者との関わりが必要であり、地域コーディネーターやファシリテーター、また、プレゼンテーションやコミュニケーション能力を習得する研修が必要である。

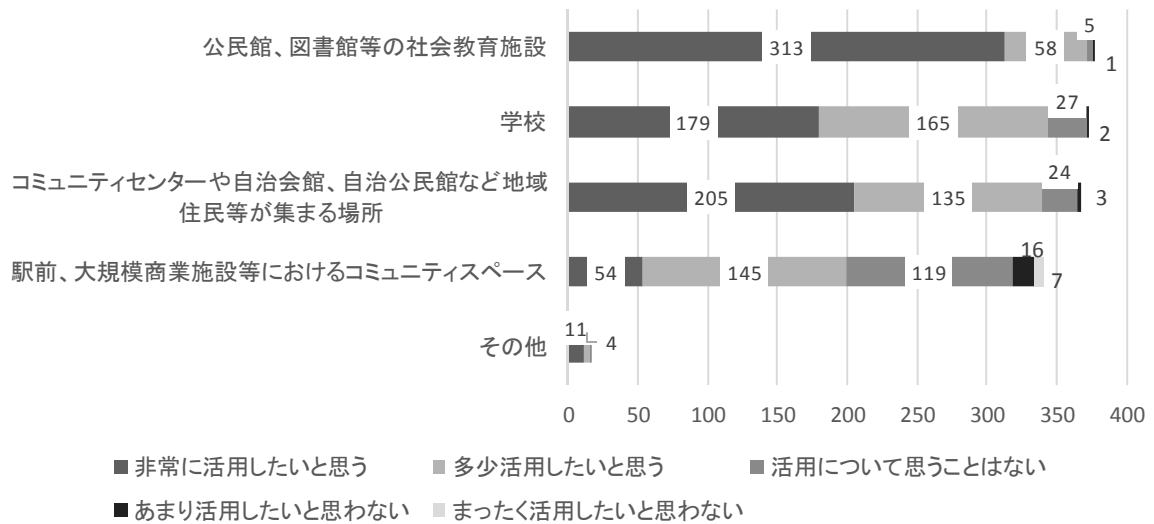
- ・まちづくりの視点や社会教育の視点、ボランティア等。
- ・地域コーディネーターや学校の地域担当教員のニーズにあわせた資質向上を図る研修会。
- ・より具体的な実践事例や、実際に事業実施の参観をすることで取組を見ることが出来る内容が必要と考える。
- ・小規模自治体における成功事例の過程等。町部局と教育委員会部局の成功事例等。
- ・コミュニケーションスキルの向上。
- ・地域の課題を洗い出す方法や把握する内容。
- ・地域課題と社会教育事業の関連性について考える研修。
- ・地域課題解決のためのファシリテーターやコーディネーターの養成研修。
- ・地域の連携・協働に向けたネットワークの構築、またそれを機能させるための好事例の紹介等を取り入れた研修。
- ・地域の歴史を学ぶ、特色を知る研修、子育て論やコミュニケーション論。
- ・優れた自治体の取組や、首長部局との連携事例、地域との連携による課題解決の事例について学ぶことのできる研修が必要であると考えている。また、研修を受けるだけでなく、事業の企画・立案から自治体での実行まで一貫したプログラムが年間スケジュールで組めるような、年単位での研修が必要と考える。
- ・学びの循環をつくるため、地域の核となり、個人と団体・グループ等をコーディネートする人材を養成する研修。
- ・公民館職員の非常勤化が進んでいるため、基礎的な研修を実施したうえで行う地域課題解決に資する研修。
- ・地域課題解決のために、各都道府県等で具体的にどのような取組でどのような成果を挙げているか、そしてその事業を実施するためにどのような組織作りをしたか実例を学べるような研修。
- ・地域住民の意見を引き出すことのできるコーディネーターとしての資質を高められるよう、グループワーク等の研究協議を十分に実施する研修が必要であると考えます。
- ・地域の課題のみならず、人口減少や高齢化、少子化、グローバル化、多様化、晩婚化といった構造的な変化や社会の変化で今後必要になる課題について研修する必要があると思う。
- ・子育て支援等、家庭教育関係の研修が必要と考えられる。これまでも、子育てサポーター研修会や、NP講座などが行われているが、参加者を増やしていくことが課題である。
- ・先進的な事業を行っている自治体、施設等への視察を含む研修や、地域住民やNPOの人に参加してもらって情報交換ができる研修。
- ・コーディネーター能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を高める研修。
- ・地域課題の解決には、職員の考えだけでは補えない部分も多々あるので、一般町民にも参加していただき、一緒に話を聞いたり、意見を言ったりできるような研修が必要であると考えます。
- ・どのように地域住民を巻き込んで地域課題解決に取り組む機会をつくるか、住民とともにどのように話し合うかなどについて具体的な方法を学べる研修が必要と考える。
- ・遠隔地でも研修が受けられるようなプログラムをネット上に開設すること。職員一人一人のレベルやニーズに応じた研修を選択出来ると良い。

7 公民館等の社会教育施設について

問 34 地域づくりの推進の観点から、地域住民等が学習したりネットワークを構築したりする場として、どのような場を活用したいと思いますか。

非常に活用したいという場は、「公民館、図書館等の社会教育施設」が多く、次いで「コミュニティセンターや自治会館、自治公民館など地域住民等が集まる場所」となっている。

図表 活用する場と活用の度合い(n=393)



【その他】

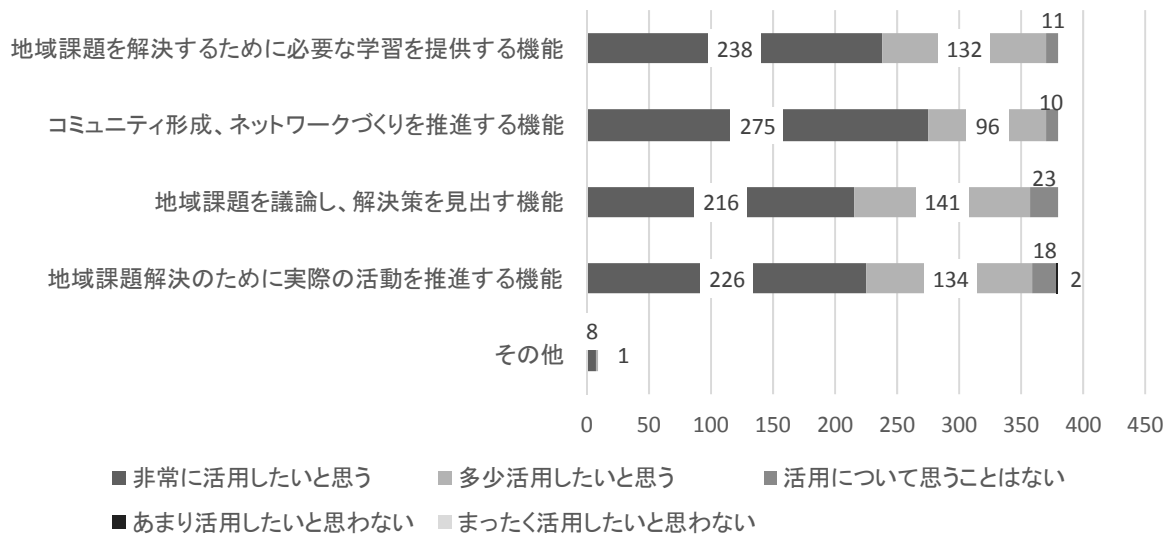
その他の活用したい場としては、次のようになっている。

- ・まつり等の会場。
- ・サークル活動場所。
- ・居酒屋やカフェなど。
- ・若者が集まりやすい場。
- ・生涯学習センター。
- ・観光ステーション。
- ・首長部局の所管する公共施設。
- ・博物館等の民間の教育関連施設。
- ・空き家等を活用したフリースペース。
- ・社会教育センター・社会教育館。

問 35 地域住民等が参加し活動する学びの場として、どのような機能が必要と考えますか。

非常に活用したいという場合は、「コミュニティ形成、ネットワークづくりを推進する機能」が多く、次いで「地域課題を解決するために必要な学習を提供する機能」となっている。

図表 学びの場として必要な機能(n=393)



【その他】

その他の機能としては、次のようになっている。

- ・地域課題解決の主体者としての自覚を得る機能。
- ・学習情報を提供する機能や、学習成果を発表・発信する機能。
- ・純粋に参加者間で親睦・交流が図られる機能。
- ・地域課題を解決しようとする意欲的な住民の育成。
- ・地域の子供に体験・学びの機会を提供する機能。
- ・課題に対しての理解啓発を図る機能。
- ・住民等の意向やニーズに応えることができる機能。
- ・個人的問題に見えるものから他者と共有できる課題を見出し、つながりを形成することを促進する機能。

問 36 地域住民等の学びの場を整備するためにどのような人材が必要だと考えていますか。

必要とされる人材は、主に以下のような人である。

○地域状況に関心を持っていること、地域に積極的に関わっていける人材であること。

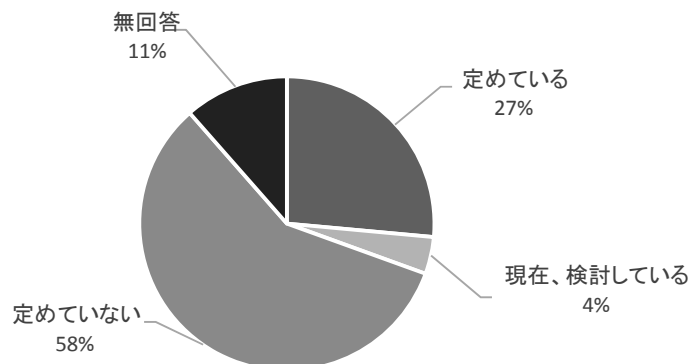
○地域の課題を見つけ、その解決のために計画づくりや組織づくりなど、専門的な取組につなげていくマネジメント能力を持った人材であること。

- ・まちづくりのための具体的な支援や法令等の改正に対して知識の広い職員。
- ・学校現場、教育委員会事務局を経験した教育職員と複数の行政部局の従事経験のある行政職員。
- ・地域のニーズを吸い上げ、発信できるコーディネーター的な人材。
- ・リーダー的立場で能力を発揮してくれる様々な分野の有識者。
- ・地域活動等に積極的に関わっていて、地域のリーダー的存在の住民。学びの場に対して、理解・積極的な協力を期待できる民間企業や団体など。
- ・専門的知識も必要であるが、地域等実情を把握している人材。
- ・地域の学識経験者、学校応援団、民生委員・児童委員、公民館職員、学校の教育活動サポーター、学校応援団 など。
- ・郷土の教育的な伝統や風土を生かした全人教育、生涯学習の推進に努める人材。
- ・ファシリテーション能力の高い指導者。
- ・地域住民とのつながりを広く持ち、公平に意見や課題を吸い上げ、事業や目標へ還元できる人材。
- ・住民とのコミュニケーション力と理論・スキルの両方を持ち合わせた人材。
- ・物事を大局・俯瞰的にとらえ、常に自治体の発展を考えられる人材。
- ・地域の課題を我が事のようにとらえ、地域住民と意見を聞いた上で行動できるバランス感覚の優れた人。
- ・多種多様な学びの実践例を仕入れており、地域の課題を地域住民等と共に明らかにし、長期間にわたり取り組むことができる、人間味にあふれ、魅力的な人材。
- ・地域に多くのアンテナを張り、地域が何を求め、何を必要としているか情報収集に敏感な人材。
- ・地域の状況を把握しつつ、昔遊びのような学校外での学びの場を提供できる人材が求められる。
- ・多趣味な人。
- ・様々な町行事や各種イベント等の情報を持ち、人々に活躍する場の情報提供が出来る人。
- ・多様な学習ニーズに合わせた講座やイベントを企画運営できる人材、また、市民とともに学習ネットワークを形成したり、支援したりできる人材。
- ・地域のコミュニティ形成やネットワークづくりの知識を習得しており、かつ、地域住民と積極的に関わっていける行動力のある人。
- ・社会教育についての知識を持つ人。積極的に学ぶ姿勢を持ち、地域の活動に足を運べる人。地域住民のニーズや課題を聞き取ったり、感じ取ったりして、地域と行政の架け橋になれる人。
- ・地域課題を見つけ、その解決を目指す講座等を企画し、課題解決に向けた活動をするスキルを持った地域活動をリードする人材。
- ・地域内に点在する課題や学びの主題をまとめ学びの場を創出し、個々に役割を与え全体をマネジメントする人材。
- ・環境、国際理解、防災等、各分野における専門性のある人材が求められる。
- ・組織運営方法や「学びの方法」など、自ら実行するのではなく、住民の自主的な活動の側面的支援をする「中間支援」を行える人材が必要と考える。
- ・否定から入るのではなく、現状を受けとめ、どうやってより良い方向に向かっていくかを考える人材。
- ・事業を立ち上げることのできる力を持った人を見つけることができる人。
- ・地域資源や地域の魅力を認識し、地域のまちづくりに対する意識を高く持って、地域社会を支える人材。
- ・自ら地域の課題を見出し、自らの力で解決していこうという意思を持ち、実際に活動への一歩を踏み出すことができる人材。
- ・市民ニーズや地域課題に対し精通し、既存のシステムにとらわれることなく、新たな手法での企画・立案ができる人材が必要であるとする。

問 37 公民館の営利事業に関し、別途に細則を定めていますか。

公民館の営利事業に関する細則は、「定めていない」という回答が58%となっており、「定めている」は27%となっている。

図表 細則制定の有無(n=393)



問 38 公民館の営利事業の禁止規定についてどのように考えていますか。

「現状維持」と「柔軟化、緩和」の割合を見ると、「現状維持」が32%、「柔軟化、緩和」が46%、その他22%（不明、どちらでもない等）となっている。それぞれの意見は以下の通りである。

【現状維持の主な意見】

- ・ 公民館の営利事業の禁止、営利事務の名称使用は、法律の定める基準に準じて捉えたい。
- ・ 社会教育施設であり、学習の場である施設であるのだから、似つかわしくないことはこのままでよいのではないかと思います。
- ・ 現状では、法律で定められているとおり、営利事業は禁止している。
- ・ 社会教育法に係る公民館は教育施設であり、営利事業等を行うことは適切でないと考えている。今後、公民館が地域の学びの拠点、地域づくりやネットワークの拠点としての推進の観点から検討していくことも必要である。
- ・ 社教法の縛りの無いホール等が多数存在する中で、公民館の扱いは社教法のとおりでよい。営利目的の使用云々の議論は、逆に公民館の社会教育施設としての認識の低下の表れであると考ええる。
- ・ 公的施設という観点から営利事業の禁止は妥当と考える。
- ・ 公共施設において、特定の者が営利を目的とした活動を行うことは不適切なため、適切な規定であり、禁止すべきことであると思われる。
- ・ 営利を認めると営利の方が積極的に公民館を抑えると思われるので、文化団体等は積極的公民館を活用できなくなってしまう。
- ・ 地区民に開放されるべき公民館であれば、地区民に還元される利益以外を迫及する営利活動は制限されるべきだと考えます。
- ・ 公民館は、人がつどい、学びあう場所であるとともに地域課題を解決していくための重要な公的機関であることから、社会教育法に定めている営利事業の禁止規定については妥当であると考ええる。
- ・ 公民館は地域住民のための社会教育施設であるため、光熱費等必要な経費は徴収しても利益を求めて事業をしてはならない。
- ・ 営利企業が入ることで、公民館で行われる講座内容の幅が広がることも考えられるが、公民館ならではの無料（または低廉）の利用料で学習ができる機会がおびやかされる可能性もあるため、現状の禁止規定が妥当と考える。
- ・ 営利目的の事業を許可してしまうと、人が集まる事業だけが組まれ、まちづくりや人づくり、地域課題に対するアプローチをするような事業を行うことが難しくなってしまう、社会教育施設としての役割が薄れてしまうと考ええる。
- ・ 営利を求めることは、不適切であると考えるが、公民館だから、全てが無料と言うことでは無く、内容によっては、受益者負担の考えに基づき、一定の費用負担を利用者に求めるべきであると考ええる。
- ・ 公民館は地域の生涯学習活動の拠点であり、生涯学習の観点から営利事業の利用は根本的に相応しくないと考えます。利用料を徴収し、施設の貸出を行う民間企業を利用することが望ましい。

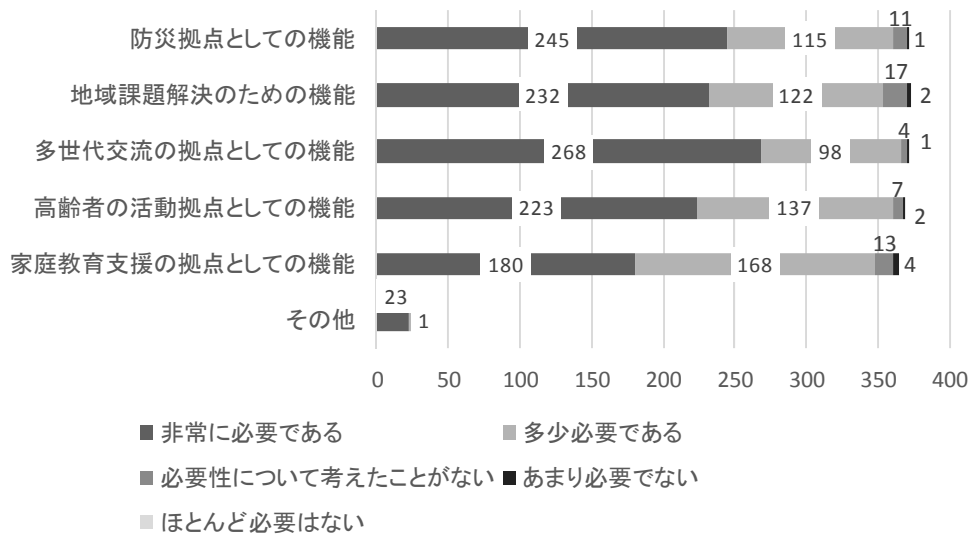
【柔軟化、緩和の主な意見】

- ・ 今後は柔軟に考えてもいいと思います。
- ・ 地域の実情に合わせた柔軟な運営とすること。
- ・ これからの公民館運営においては、地域経済と連携した事業展開が求められるので、営利事業については場合によっては緩和していく必要があると考える。
- ・ 公平性を担保する上で必要であるが、内容によっては緩和措置も必要。
- ・ 活動に対する財源確保策として、最低限の収益事業は必要ではないかと思う。
- ・ 社会教育法第20条に掲げる目的を満たし、特定の営利事業に便宜を図るものでなければ、営利事業に関わることを全面的に禁止するものではないと考える。
- ・ 各種資格取得や、専門スキルの向上のための通信教育講座が増加していると思慮される。これら住民福祉の向上に結びつく事例については例外的に認めても良いのではないか。
- ・ 地方創生や住民自治の流れの中で、実際にどうすれば営利活動できるのかを既に検討しており、禁止規定は廃止すべきだと考える。
- ・ 法に定められている以上、遵守するべきと考えるが、事業収益を利用者へのサービスへ還元できるものであれば、許されて良いのではないか。
- ・ 営利を一義的な目的とせず、地域振興に貢献する・地域のつながりづくりに貢献するような物品の販売・学びに対する対価の徴収は容認し、公民館が地域振興・地域作りの拠点として自由に取組を計画できるようにすれば良い。
- ・ 営利の定義を明確にすることが第一だと思います。
利益を得ようという意思があれば問題だともおもいますが、自ら学びたいものを、自らお金を出し、自分のために材料費を出し、講師に謝礼するのは、住民自立・住民主体・住民主体の観点から大事なことであり、今、行政はそれを求めているのではないのでしょうか。
- ・ 地域の活性化につながるようなものであれば、営利活動も有りだと思う。
- ・ 公的活動を中心に、一部営利活動を実施しても問題ないと考える。
PPP等の活用による運営を可能にするべく、部分的な営利活動を認めていくべきと考える。
- ・ 公民館を広く知ってもらい、多くの方に利用してもらうために緩和しても良いと考える。
- ・ 指定管理者が自主事業を実施する動機付けに乏しくなっており、緩和すべきと考える。
- ・ 社会教育施設としての機能を残しながら現状に則した営利事業への運用を考える必要があるものと思う。
- ・ 地域の拠点施設である公民館において、施設を管理している地域住民自らが儲けて、自立していく仕組みが必要となると考えられる。そのため、営利活動の縛りがあると難しい。一方で、営利事業の禁止規定がなくなると、「コミュニティセンターや地域交流センター」のように、地方自治法に基づいて設置された施設とのすみわけが必要となると思われる。
- ・ ①「営利」とは物品販売等を通じて収益をあげることそのものではなく、特定人にその利益を帰属させる（分配する）ことである。
②営利事業を「援助する」とは、特定の事業者に対し、公民館使用について、他の利用者比べて、非常に多く公民館の使用を許可したり、様々なことで便宜を図る等、エコひいきをすることである。
③地域の芸術文化の振興・向上のための事業等、法20条の目的に合致する事業の場合、その一環としての販売であれば、営利事業にあたらぬ。
④よって、法第23号の解釈は、「もっぱら」や「特定」というように偏ることのないように配慮し、できるだけ禁止事項を狭義に解釈する。
- ・ 住民や企業・団体の利用を促進させるためには、営利に代表されるような施設利用者にとってのメリットも必要である。
- ・ 事前に審査を行い、公共の場で行う事業として適切であれば、営利目的の事業を行っても良いと考える。
- ・ 教育委員会だけではなく、市全体の考え方として、社会教育法で縛りのある公民館としての運営では、多様化する市民等のニーズに対応するには限界があり、より幅広く施設が使用できるよう公民館条例を廃止し、まちづくりセンター条例を制定した。
- ・ 社会教育法第20条の目的に沿って行われる講義・講演等で受講者の学習の深化のため、受講後に講義に関する著作等を販売することは営利にあたらぬものとして許可する。
- ・ 公益なものであれば、営利事業も行っていいのではないかと考える。（例えば、全部または一部を福祉事業団体に寄付など）

問 39 講座の開設等の学習支援機能とともに、公民館等の社会教育施設が優先的に有すべき機能は何だと考えますか。

非常に必要であるという回答は、「多世代交流の拠点としての機能」が多く、次いで「防災拠点としての機能」となっている。

図表 細則制定の有無(n=393)



問 40 公民館が複合化・統廃合されることに伴う課題として、どのような課題があると考えていますか。

公民館が複合化・統廃合されることに伴う課題として、「機能及び活動内容に関する課題」「維持管理に関する課題」「地域に関する課題」に分けて分類した。

【機能及び活動内容に関する課題】

- ・公民館が統廃合することにより、公民館が身近な場所でなくなる。
- ・公民館は地域における人づくりの拠点であり、地域に根ざした学習が行われている。複合化・統廃合等によって、社会教育の機能が弱まったり、地域密着型ではなくなったりすること。
- ・統廃合されることで移動手段を持たない高齢者等は、公民館に集うことが難しくなり、地域コミュニティがますます弱体化していくと考えている。
- ・複合化・統廃合に伴い、所管が首長部局に移管された場合、公民館が本来持っている生涯学習の拠点という役割が衰退していくことが課題と考える。
- ・地域住民の活動の場が制限されてしまう心配が出てくるのでは。
- ・多世代にわたる多様な学習機会の提供、多世代間交流の交流を考慮すると、住民にとって身近な場所であることが重要。
- ・移動や行動できる範囲の限られた方々の活動機会を減少させてしまうことに繋がりがねない。
- ・首長部局が所管する施設も併せた複合施設として整備されることにより、指定管理者による管理・運営などが教育委員会内にも及び、結果として期待した教育効果が発揮できないことが課題であると考ええる。
- ・複合化・統廃合される以前と同様またはそれ以上に多くの世代にとって利用しやすい環境にしていく必要がある。例えば、遠くに住む高齢者でも利用できるように送迎バスを運行したり、若者が気軽にダンス練習できるようなスペースを確保する等の工夫が必要である。
- ・地区ごとの公民館では社会教育施設としての機能が形骸化してきており、地域コミュニティの拠点としてコミュニティセンターと統合していくことが自然の成り行きと考える。そのうえで、行政が人材育成や財政的な面でどう関わっていくかが課題となる。
- ・複合統廃合となっても公民館講座の質の確保、使用料が増額となった場合の学習機会の減少、地域の学習拠点としての団体（本市では登録クラブ）の育成・連携が継続してできるか課題があるものと思う。
- ・複合化により所管が教育委員会から外れる場合、社会教育の本質的な機能が継続できるか、また、運営委託による行政としてのかかわりについて、整理が困難が生じてくるのではないかと。

【維持管理に関する課題】

- ・地方では多くの施設が老朽化しており、公民館に限らず、すべての公共施設について、複合化・統廃合は進める必要があると考えている。
- ・人口の減少、財政の健全化から公民館の複合化や統廃合など整理することは、進めていかなければならない。コミュニティセンターなど公民館というかたちにとられないが、地域コミュニティ（中学校区）の範囲で整備をしたい。高齢化が顕著な本市にとっては、それ以上の統廃合広域化は難しい。

【地域に関する課題】

- これまで利用してきた地域住民にとって、これまでと同様な事業や活動が行われなくなり地域住民にとっての地元の公民館スタイルからかけ離れてしまうこと。統廃合により地域にとって必要か否かの吟味をしない事業の縮小。
- 公民館が統廃合され減っていくことによって、地域のコミュニティが希薄になると思われる。ただし、複合化されて機能が充実されることは良いことだと思われる。
- エリアが大きくなることにより、地域課題に細やかに対応できなくなる。
- 地域に根ざした施設である前提が崩れ、身近な地域課題を取り上げることが困難となる。住民の愛着も期待することが難しくなる。
- 公民館は、地域住民が気軽に利用できるコミュニティの場としての機能があるが、複合化・統廃合されると利用しづらいと感じる住民が出てくる可能性がある。また、災害時の避難所としての役割も担っているため、統廃合により最寄の公民館がなくなった場合、高齢者等の避難が困難になることも考えられる。
- 利便性の地域格差が生じる。
- 統廃合により、地域との密着性が薄れる。また、公民館までの地理的な距離を埋める手段が必要となる。
- 過疎化（限界集落化）が促進されるのではないか。
- 地区単位で公民館が設置されており、今までの地区単位での歴史的背景があるため、地区の同意、調整が難航する可能性がある。

問 41 学校と地域の連携・協働に関する活動などが推進されている中、学校は社会教育に関し、今後、どのような役割を果たしていくべきと考えていますか。

【学校と地域の連携の役割】

- ・学校と地域との連携を推進するために、地域の人材や各種情報を提供し、教育委員会が学校連携本部的な役割を果たすことが必要である。
- ・青少年健全育成事業の拠点と、村の伝統文化を継承していくために、生徒児童と地域住民との学習会等の開催。
- ・学校施設を利用した公民館講座の計画・開催等を第一歩として学社融合の推進を行うことから始めて学校と地域の連携等を進めるうえでのコーディネーターのような役割を果たしていくべきだと思います。
- ・社会に開かれた教育課程の実践をとおして、地域とつながり、地域とともにある学校になっていく必要がある。
- ・地域が行う行事と学校行事が連携できれば（学校行事に地域の方も参加できるようなもの）今後良くなっていくと思います。
- ・セキュリティ対策がなされる中、学校の放課後や休日を利用して地域の活動や社会教育的な活動を学ぶ場所としての利用が求められる。
- ・学校が地域と連携することにより互いに学び、子どもが地域とつながる場としての役割。
- ・学校・社会教育融合事業のように授業や放課後に地域の人材を活用したり、児童生徒が地域の活動に参加できるよう促したりし、子どもと地域、教員と地域、学校と地域が関わる場所を積極的に作る。
- ・市民が集い学ぶ場としての役割及び地域の人材（ゲストティーチャー・昼休みや放課後のチャレンジ教室等）が活かされる場としての役割。地域コミュニティ形成の場としての役割。
- ・閉ざされた学校ではなく、地域に開かれた学校を目指し、地域住民が学校図書館や空いている教室等を利用したりすることができるようにするなど、一社会教育施設としての機能を付加していくべきである。
- ・現在の学校現場では、児童生徒の生活指導や保護者対応、地区住民とのトラブルなど地域との連携・協働が最も必要な状況にあるが、学校側にその作業に関わる余裕はほとんどないと思われることから、社会教育側が地域と学校との調整役を果たすべきと考える。
- ・学校は社会教育の施設利用や専門職員の活用を図ることで、社会教育施設と連携を深め地域と学校の距離を縮める必要があると考えている。

【社会教育的役割】

- ・地域教育を実施することで地域愛・郷土愛を育むことが大切であり、そのために地域の行事やまつり等で支えている方々との交流や学習を通して、次の世代へとつなげる役割を果たしていくべきと考える。
- ・地域コミュニティの拠点として、学校教育を学校内に閉じ込めず、その目指すところを社会と共有し、開かれた教育課程にしていき、地域の将来を担っていく人材を育成する。
- ・地域に根づいた学校という場を活用し、教師も関わっての青少年教育・成人教育を推進する。親学習などを通して地域課題へ取り込む地盤作りとなる。
- ・教職員の意識改革が必要。地域の一員という意識を持ち、地域活動に加わるが必要と思われる。
- ・地域に開かれた期待される学校づくりを基軸に、キャリア教育や体験活動を充実させることによって、子どもたちに未来を生き抜く力を身につけさせる。
- ・今後とも学校と地域が連携・協働できるよう、児童生徒へは教育の中で、社会教育の重要性について学習させるとともに、実際に地域と連携・協働しながら地域へも学びの場を提供し、積極的に活動を行っていくべき。
- ・学校は児童・生徒を単に教育するだけでなく、子ども達が生まれ育ってきた地域を理解し、地域の事業にも協力・参加することで、地域一体となって子ども達を育てていくことが重要であると考え。また、地域人材・団体により学校教育を支援することが必要と考える。
- ・親についての学習や体験の場とし、親について、子どもに社会教育を教える方法を提案する場を提供する。家庭教育の推進、子どもへの豊かな体験の機会の提供。学校を核とした地域コミュニティづくり)
- ・学校が教育や授業で地域人材を取り入れたり、児童生徒を地域の社会教育活動に参加させるなど、幼少のころから地域に関心を持つ子どもを育成する。
- ・郷土愛を育む教育を求める。そのために学校の求めに応じ可能な限り社会教育が支援する。
- ・通常学校で行われている学習活動だけでなく、教育委員会や各 NPO 団体などとも積極的に連携し、生徒、教師ともに新しい刺激を取り入れ、社会教育の中核を担ってほしい。
- ・子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指すことが必要です。
- ・本市では、「教育支援人材バンク」学校事務局を全小・中学校に設置し、地域ぐるみで子どもを育てる体制を構築しています。
- ・学校においては、それぞれの実態に即した人材の支援が得られるよう、経験豊かな人材をより多く発掘・確保し、地域の力を生かせる環境を整備していくことが重要であると考えています。また、学校教育課程において、地域の教育力を生かす教育活動を確実に位置付け実施していくことも必要です。

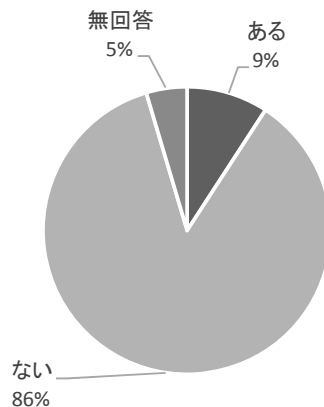
【社会教育の活動拠点としての役割】

- ・学校が地域住民の活動拠点になるような役割が必要。
- ・地域を活性化するための中心的な役割を担う必要性があると思う。
- ・学校を核としたコミュニティづくり。
- ・学校は、社会教育法にも定められるとおり、積極的に学校を地域に開き、地域活動の拠点となるべきであるとする。文部科学省が示す通り、地域連携職員（仮称）に社会教育主事・指導主事を担える人材を配置し、民間団体や地域団体との連携の中心となるべきであるとする。
- ・総合的な学習の時間等により、地域の伝統的な行事・風俗等を学ぶなど、学校・学級単位と地域団体とが相互に学び合う関わりが考えられる。
- ・地域が学校に協力するスタイルから学校が地域に発信するスタイルへ。学校職員による地域コーディネーターの役割が必要。
- ・活動拠点としての場の提供。
様々な利害が対立すると地域がまとまることは難しいが、「子どもたちのため」といった命題を掲げることにより、地域をまとめていく。
- ・人が集まる場、世代間交流の場としての役割も期待されるが、子どもを守る役割を一步進めて、地域の見守り、地域の安全に関する情報が集まる場所としての役割を期待したい。
- ・高齢者に対する学習プログラムの提供や学校施設の開放などを進めて、日常的に地域の人が利用し、若い世代から高齢者までの多様な世代が交流できるような生涯学習推進の拠点としての役割。

問 42 管轄するエリアでは、学校と公民館が同一敷地内にある例はありますか。

学校と公民館が同一敷地内にある例は、9%となっている。

図表 同一敷地内の有無(n=393)



問 43 問 42 であると回答した場合、複合化する際に学校側、公民館側から懸念点が示された場合には、その懸念点何ですか。

懸念点として示された点は以下のとおりである。

【防犯面の懸念】

コミュニティセンターが併設されている小学校あり、学校建物内部に不特定多数の者が出入り可能となる点。

【利用制限への懸念】

- ・ 教室と公民館の貸部屋を共有して利用している部屋があるが、学校側の利用が優先され、公民館側の利用が制約されることがある。
- ・ 屋内運動場（体育館）等の施設の使用の優先における点等、施設使用に関すること。

首長部局用アンケート調査

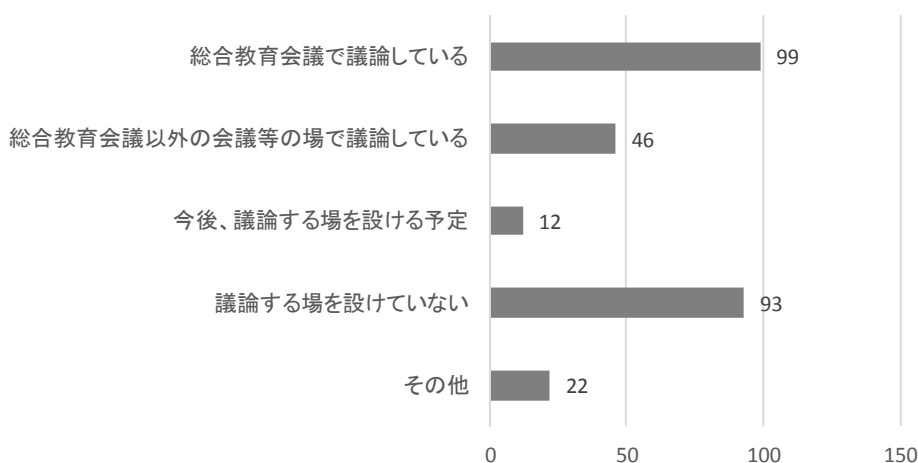
第2章 首長部局用アンケート調査

1 行政機関内部での連携・協働の状況等について

問1 学びを通じた地域課題解決の推進という観点から、教育委員会（社会教育行政所管部局）と首長部局（地域課題所管部局）との連携、共同事業等について定期的に議論する場を設けていますか。

定期的に議論しているという回答と議論する場を設けていないという回答は半々となっている。

図表 行政機関内部での連携・協働(n=268)



「その他」

その他については以下のとおりとなっている。

- ・定期的に総合教育会議において議論は行っているが、設問の観点に特化した開催はない。
- ・総務部行政企画課所管の総合教育会議において教育委員会と首長部局の連携等について議論している。
- ・通常業務の中で連携を図っている。
- ・担当者レベルでの打合せを定期的実施。
- ・学びを通じた地域課題解決の推進という観点での議論は行っていないが、議論できる場はある。
- ・社会教育委員会で学校と地域の連携について検討している。
- ・必要に応じて総合教育会議で議論している。
- ・様々な観点から議論する庁内の複数部局（社会教育行政所管部局を含む）と地域課題所管部局で構成される庁内会議を設けている。

問 2 問 1 で議論する場を設けていないと回答した場合、その理由は何ですか。

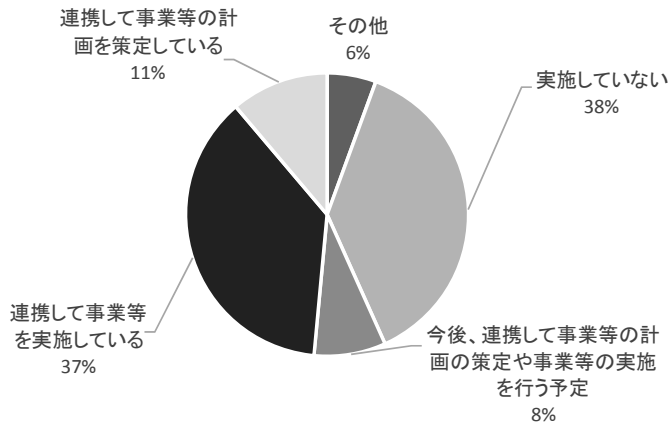
主な理由は以下のとおりである。

- ・町民との協働のまちづくりの観点から、情報を共有することを目的とした庁内組織は設置しているが、学びを通じた地域課題解決の推進という観点での組織や議論の場は設けていない。
- ・地域の課題解決に向けた議論は、教育委員会と市長部局の所管課間で具体的な対応について行い、方向性がある程度まとまってから総合教育会議等で取り上げるべきと考える。
- ・地域課題解決のための施策は様々実施しているが、学びを通じての地域課題解決という視点に立った施策には結びついてはいないのが現状である。
- ・課題に応じて適宜協議を行っており、定期的な議論の場は設けていない。
- ・個別具体的な課題が生じた場合は、教育委員会の担当課と必要に応じて随時協議していたため。
- ・地域課題の解決は、地域住民が主体となって取り組むものであるが、地域ではまだ体制が整っていないため、教育委員会と議論する場を設けるまで至っていない。
- ・社会教育部門について、首長部局の補助執行がなされており、自治振興部門（地域課題の解決推進）と同一部局にあるため。
- ・まちづくりの業務が市長部局にあり、教育委員会に地域課題解決に関する所管業務が位置づけられていないため。
- ・当市では、概ね小学校単位（旧小学校単位含む）において、小さな拠点としての位置づけ地域の自治組織を設立している（一部未設置個所有）。地域に対し交付金（補助金）を交付し、主体的に地域自治組織の中で地域課題解決に向け協議等を行い、地域ニーズに合った取り組みを行っている。
- ・首長部局と教育委員会の各担当課により、地域課題の解決の推進等に向けた取組を進める「地域コミュニティ推進会議」を開催しているが、「学びを通じた」という観点に基づいて実施しているものではない。
- ・今年度から首長部局で社会教育を所管している（補助執行）ことから、基本的には首長部局内での協議で施策等を推進しており、定期的な議論の場は設けていない。しかしながら、学校との連携など、協議が必要な事項があれば、随時対応することとしている。
- ・本町では、生涯学習の観点から、福祉、環境、防災等あらゆる課題を設定し学習の場を設けており、まちづくり・地域づくりに大いに寄与していることから、定期的な議論の場として位置づける新たな会議等の設置には至っていない。
- ・学びを通じたという観点ではなく、幅広い分野で協働・連携を推進する体制の構築を検討している。

問3 所管に属する地域課題を解決するに当たり、住民の主体的な学習を支援する観点から、教育委員会と連携して具体的な取組を実施していますか。

「連携して事業を実施していない」という回答と「連携して事業等を実施している」という回答がほぼ同数となっている。

図表 教育委員会と連携した取組 (n=268)



【その他】

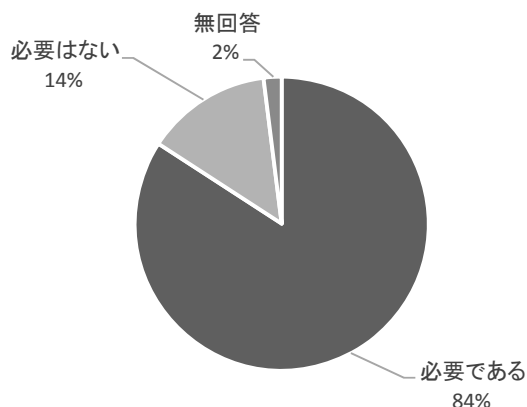
その他の内容は以下のとおりである。

- ・それぞれの事業展開において協議・協力を行っている。
- ・教育委員会の所管する施設等を活用して事業等を実施している。
- ・首長部局と教育委員会がともに地域を訪問し、地域課題について意見交換を行い、解決策を地域とともに考える場を設定している。
- ・生涯学習部生涯学習振興課にて、教育委員会の許可を得て、小学校の余裕教室を市民に開放している。
- ・市民提案型の事業に対し、社会教育と連携して支援している。
- ・学びキャンパスと、大学コンソーシアム等、生涯学習担当課が総合的に事業を進めている。
- ・教育委員会の補助執行として事業を実施しています。

問4 問3で実施していないと回答した場合、今後、教育委員会と連携した取組を実施することが必要であると考えていますか。

「必要である」という回答が多くなっている。

図表 教育委員会と連携した取組の必要性 (n=101)



問5 問4で必要はないと回答した場合、その理由を記入ください。

理由は以下のとおりである。

- ・現時点において、教育部局と市長部局が連携して取り組むべき、地域課題に直面していない。
- ・各部署の地域課題の解決に、住民の主体的な学習を支援する観点と関連がイメージできない為。
- ・生涯学習を目的とした講座と、地域のリーダー養成のための講座は目的・対象共に異なるため。
- ・現状は具体的な取り組みについて教育委員会では実施しており、住民の主体的な学習を支援する事業については充足していると判断しているため。
- ・教育委員会制度の意義である「政治的中立性の確保」「継続性の確保」「地域住民の意向の反映」の通り、原則的には教育行政は教育委員会が担うべきものであると考える。
- ・地域の民主団体と教育委員会（学校）が連携した取組を行っているため、あえて行政が介入していくことは考えていない。
- ・職員同士で、関係する業務について普段から相談しながら実施しているため。
- ・事業分掌に即して、各々の部署で学習機会の提供や学習成果の活用を整えているため。

問6 学びを通じた地域課題解決の推進という観点から、首長部局と教育委員会との連携等に関して、これまでの具体的な取組例を紹介ください。

首長部局について「総務関係」「企画・政策関係」「まち・地域づくり・環境・商工関係」「総務関係」「企画・政策関係」「その他」の部署に分類し具体的事例を整理した。

【総務関係の部署】

- ・首長部局・教育委員会・学校・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が連携して、地域とともにある学校づくりについて協議し、情報を共有することができた。
- ・古来から地域に息づいてきた傾斜地農法を世界農業遺産として農林水産省の認定を受けるべく、商工観光課と生涯学習課が連携。
- ・地域づくり協議会と公民館職員を交え、地域の課題解決へのワークショップ学習会を開催した。
- ・地域コミュニティ（地区公民館）における生涯学習活動が、地域の価値や課題の発見活動につながり、地域特性を生かした地区振興計画に基づく多彩な地域づくりが取り組まれています。
- ・未来を担う「子どもたち」に焦点をあて、さまざまな分野の文化・研究施設や大学、企業が集積する「けいはんな学研都市」の中心である精華町の特色を活かした多様な「学びの機会」を子どもたちへ提供することを通して、①「研究機関」と「地域の学校」との交流・連携を促進すると共に、②子どもたちの科学に対する憧れや好奇心を育てることを目指した活動。
- ・景観学習ワークショップについて、都市住宅課と生涯学習課が連携し、町内の小学生に景観の理解を深められた。
- ・教育委員会（社会教育課）と連携し「出前講座」を開催。76講座あり行政情報及び専門知識を有する職員を講師として市民の学習の場に派遣するもの。市行政の情報公開、学習講座の提供により市民参加を促進し、生涯学習を通じたまちづくりを進め効果があった。
- ・教育委員会での放課後子ども教室と首長部局の放課後児童クラブについて、地区公民館との連携により子育て支援活動に寄与している。
- ・平成26年度より、市内のある全ての公民館を地区住民が主体的に運営を行う「交流館」とし、地域住民の発案による生涯学習等の学びを推進したいと考えている。地域の求めに応じた社会教育の提供を行うことで、地域ニーズに合った事業の展開に期待している。
- ・市民協働によるまちづくりと教育の連携について会議を行い、教育現場と地域との関係について意識の共有をした。
- ・町、教育委員会、学校、警察等による協議会を設置し、児童・生徒の安全かつ安心な通学路の確保を図るため協議会を開催し、安全な学校環境づくりに努めている。
- ・市長部局（福祉部門）と教育委員会部局（社会教育部門）とで連携して放課後子どもプラン推進事業運営委員会を定期に開催し、放課後に係る子どもの居場所作り、総合的な放課後対策の検討等を行い、部局間の情報共有、連携を深め、具体的な施策に繋げている。
- ・中心市街地活性化を目的とした市民活動や交流の拠点となる施設活用について、首長・教育部局及びNPOや地域住民によるワークショップや運営会議を開催し、市街地の賑わい創出に取り組んでいる。
- ・教育委員会及び女子短期大学と連携し、児童館において放課後の学習支援を実施。学習習慣の定着が図られている。
- ・教育委員会生涯学習課と連携して市民に対しての出前講座を行うことにより、市民の学習ニーズに応えるとともに、各種事業の啓発活動を行うことができた。
- ・本町においては、地方創生に向けて、少子高齢化対策の一環として、自活可能な高齢者を増やす取組と地域の子どもの学力向上などの取組と連携した、「多世代交流を核とした生涯活躍のまち構想」を計画し、本年度においては、町内小学1～3年生を対象に家庭学習の癖づけや規範意識の向上などを目的とした「まきっ子塾」を開講し、そのなかで、子どものほかに町内の教職OB、近隣の大学生、地域住民が集うコミュニティが形成されることにより、高齢者が子どもとのふれあいを通じて地域に溶け込み、居場所や生きがいを得られる環境を創出しながら、取組を通じて元気な高齢者を増やすことを目指すと同時に、多世代交流を通じて、コミュニティ内で見守りが機能することにより、より安全で安心して暮らせるまちとして発展することを期待している。

【企画・政策関係の部署】

- ・市内にある十文字学園女子大学と「地（知）の拠点整備事業」（COC事業）において連携し、大学内に子どもたちの外遊びの場を設ける「プレプラ」事業など、あらゆる形での地域参画を推進している。
- ・市内の小学校区単位等毎に公民館が設置されているが、市長部局として住民とのフェーストアップでの行政手続き等が行えるよう、当該公民館内に「地区センター」を併設している。公民館長と地区センター所長は兼任しており、地域課題の把握や課題解決に向けた取組みと公民館としての社会教育活動に総合的に取り組んでいる。
- ・子ども総合支援本部を設置し、学習面・生活面など切れ目ない総合支援が可能となった。
- ・現代のネットトラブル等への対策として千歳市PTA連合会が取り組んでいる「千歳市家庭生活宣言」を、これからの子育て世代に浸透させるため、学童クラブ・児童館指導者研修会において「スマホ・ネット時代に生きるこどもたち」を題材とした講習を行うことにより、保育・教育・福祉関係者のほか、保護者や一般の参加者に家庭生活や生活習慣の重要性について認識していただくことができた。
- ・三隅地域においては、教育委員会が県立大学との共催で実施するサテライトカレッジで市民協働を取り上げ、連携して地域課題の洗い出しのためのワークショップの開催とそれによる実践活動を行ったほか、油谷地区においても、公民館の開催講習として、セミナー創生と銘打った、市民協働の学習の場を設け、連携した活動を行っている。
- ・当町では、行政と住民の協働によるまちづくりを推進しており、地域住民で組織する校区コミュニティ組織を設置している。その施策の推進にあたっては、総合的な施策の推進については、首長部局で行なっているものの、教育委員会において人材育成の取組や、コミュニティの活動拠点である公民館の職員による運営のアドバイス等を行っていただくなど仕組みを構築しており、スムーズな運営に寄与している。
- ・諏訪市農林課と北真志野生産森林組合、諏訪市湖南小学校が連携し、子どもたちが実から育てたナラ苗を植樹した。過疎化や高齢化により里山等の森林整備に課題がある中で、植樹した木が手入れを必要とする時期に、大人になる子供たちに、里山と育樹に関心を持ってもらうことができた。
- ・人権尊重のまちづくりの推進事業として、毎年、福祉課と教育委員会との連携により人権啓発チラシ（年3回）の発行や研修・講演会等を開催し、多くの住民や職員（教職員も含む）への普及啓発を実施している。
- ・国指定史跡「白旗城跡」の観光PRについて、企画、観光、文化財部局、地元住民団体が連携し、登山道の整備や啓発看板、PRグッズ、ホームページ作成、手作り鎧かぶとの作成などを行い、地域のにぎわいづくりを進めている。
- ・市内の最大の人権団体である芦屋市人権教育推進協議会の直接の窓口担当である生涯学習課と、市長部局の人権推進課が、市の人権啓発事業について連携し、「日々の生活と人権を考える集い」という事業に取り組んだ。
- ・男女共同参画出前講座と、高齢者いきいき大学講義について連携して開催したことにより、大勢の参加者が得られ男女共同参画社会の周知啓発が図られた。
- ・認知症サポーター養成講座において、介護予防（健康福祉課）と、小学校教育（教育委員会事務局）について連携し、認知症に対する理解を深めた。
- ・「全国生涯学習ネットワークフォーラム2015福島大会」を開催し、行政（県の社会教育課や県内各教育事務所の社会教育課、さらに公民館等）や大学等の教育機関、NPO等生涯学習関係者が一堂に会し、地域づくり・社会づくりについての研究協議を行い、その成果を発信するとともに継続的な取組が推進されるよう、関係者等のネットワーク化を図った。
- ・教育委員会と町長部局の企画振興課で連携し、教育委員会所属の外国語指導助手（ALT）による英会話番組を作成し、町のケーブルテレビで放映した。小中学生にとっては馴染みのあるALTによる英会話番組ということで、英語に対しての関心・興味を向上させる効果があった。
- ・子どもたちの夢を育むため、地域資源を十分に活用し、地域の方々とともに作り上げる「かかみがはら寺子屋事業2.0」を実施している。この事業は、教育委員会中心の庁内縦割りでの取り組みでなく、首長部局も含めた庁内を横断するよう横串を入れて全庁的に取り組んでいる。学校だけでなく、民間企業や地域ボランティアなど、様々な方のご協力をいただき、子どもたちが参加できる体験学習の機会の充実を図っている。

【まち・地域づくり・環境・商工関係の部署】

- ・震災を風化させることなく、積極的に岩手の「復興」や地域づくりを担おうとする、心豊かで意欲に満ちた人材の育成を図ることを目的に、県教育委員会と連携し「いわて希望塾」※を実施した。本事業の実施により、参加した中学生の地域の将来を担う意識、地域理解や地域づくりの概念についての認識等を高める効果があった。
- ・高年大学（60歳以上の市民を対象とした市民大学）のカリキュラムにおいて、公民館でのボランティア活動を体験したことをきっかけに、首長部局の補助制度を活用して、卒業生が地域課題解決に取り組む動きが見られるといった効果があった。
- ・まちづくり協議会（※）の構成団体として教育関係団体に加入してもらい、地域課題解決・地域活性化を目的として各種事業を実施してもらっている。
- ・地域づくり型生涯学習（当課）の推進において、家庭・地域連携協力推進事業（教育委員会）と連携し、会議や研修を合同で実施し、両事業の充実を図った。
- ・就学前児童の保育所待機児童問題に対し、保育所を所管する首長部局と、幼稚園を所管する教育委員会で協働し、保護者や児童の状態やニーズに合わせた多様な保育環境の一体的な整備を行っている。その事業の進展により、多様な世代それぞれが自分らしく暮らすためお互いに「学びあうこと」で「地域での子育て」の進展が図れている。
- ・危機管理部と教育委員会が連携し、本県ならではの消費者教育を展開、計画的な人材育成が図られている。
- ・町の総合計画を協議する「まちづくり委員会」に公民館長が委員就任、町の総合戦略の策定委員会に中学校長等が委員就任いただくなど、教育等の観点からの幅広い助言による効果があった。
- ・地域における社会教育の復活に対して、さまざまなノウハウを有する福島大学のサテライト事務局を楢葉町に設置し、社会教育や学校教育への支援に活用している。
- ・社会教育事業に係る講座を編成するにあたり、首長部局担当課と教育委員会担当課とが方針を共有し、話し合いの場を持つことで、地域課題の解決の視点を取り入れた講座が増えてきている。
- ・市民の学習会や集まりに市民講師・市職員を派遣し、暮らしに役立つ情報や市の事業などを紹介する「かすかべ出前講座」事業を教育委員会が実施している。その中で首長部局の職員が事業案内・専門知識などを活かした話など、行政について直接市民に講義することで、市政に関する関心と理解を深める機会となっている。
- ・協働のまちづくり交流会において、教育委員会で行っているボランティア人材バンク登録者の情報を提供してもらい、参加を広く呼びかけた。
- ・町産業課（土づくりセンター・堆肥化センター）と、食育関連事業について連携し、食べ物と自然を大切に作る心を育てたり生産者との交流により地域の農業について理解できたりする効果があった。
- ・地域自主組織と地元の学校が連携して地域課題の解決を通じて生徒の能力向上を行う授業を支援し、地域の課題解決の取組発表会や交流会を開催し、学校と地域の連携に向けての気運を高めることができた。
- ・市町村合併により広大な市域を有することとなった本市において、市長部局で推進する一体感の醸成について連携し、公民館事業の一環として、市内の地域間交流を図る講座を実施し、旧市町村の歴史や特性を理解し合うことができた。

【子ども関係の部署】

- ・子どものいじめ問題について、教育委員会と連携して「子どものいじめ防止条例」「子どものいじめ防止基本方針」を策定し、市を挙げていじめ防止に取り組んでいる。
- ・家庭教育セミナーにおいて、教育部（社会教育）と子ども未来部（子ども家庭課・子育て支援課）が連携し、市民による実践活動の情報交換の場をコーディネートし、ネットワーク化を図った。
- ・発達支援システムの推進のために一般市民宛講演会を実施する際、学校教育課と協議して実施している。
- ・川崎市地域教育会議推進協議会等に参画し、地域の課題等を議論する地域教育会議の企画・実施等を行っている。また、こども文化センター運営協議会等においても地域住民を含め学校関係者等に参画していただき、相互に連携を図りながら地域のボランティア活動等を実施している。

【市民・文化・スポーツ・教育関係の部署】

- ・学校教育と社会教育がそれぞれの教育的機能を発揮しながら、一体となって本市の幼児及び児童生徒の健全な成長と生きる力の育成をはかるため、学者連携・融合事業を実施しており、地区ごとの学校教育、社会教育施設が協力して事業を実施している。
- ・県教育委員会社会教育課が各市町教育委員会を通じて呼びかけた小学校での「親学講座」に文化・観光部総合教育課が所管する「人づくり推進員」を講師として派遣し、子育てやしつけについて助言を行った。
- ・公民館パソコンやコピー等の事務機器を、地域コミュニティ（町内会、自治会等）が無料で使用できることにより、活動の活性化に繋がった。
- ・県民生活部生涯学習文化課でキャンパスネットやまなし事業（※参照）を実施しているが、教育庁社会教育課と連携し、同課で実施している「ことぶき勸学院」（高齢者大学）の生徒に積極的に入会するようPRしているため、キャンパスネットやまなし入会者の増加に繋がっている。
- ・市民の有志からなる実行委員会と社会教育課と協働で「みんなのサマーセミナー」を実施し、自身の得意や経験を他の人に伝える場としての効果があった。
- ・生涯学習の拠点であった地区公民館を平成18年度コミュニティセンター化し、地域住民によるまちづくり活動の場、生涯学習、及び地域福祉の推進に資するための諸活動の場と位置付け、指定管理制度を導入し管理運営を行っております。指定管理者が行う業務は、コミュニティセンターの管理運営業務及び生涯学習事業の実施等としており、市民政策局と教育委員会が連携し、コミュニティセンターの管理運営を行っております。生涯学習のみでなく、まちづくりも視野に入れた事業が実施されていることが効果として挙げられます。
- ・市内小中学校と、小学校職業講話（女性消防士によるセミナー）、人権教育講座（デートDVセミナー）の開催について連携し、性別固定的役割意識にとらわれない将来の職業選択の意識啓発およびDVに関する正しい知識を身に着け暴力・虐待・束縛・いじめ等の防止に一定の効果があった。
- ・小学校と、公園における安全教育について連携し、普段遊んでいる公園であっても、危険や犯罪が隠れている可能性があることを認知してもらった。
- ・高槻市教育委員会教育管理部 文化財課今城塚古代歴史館と共催で歴史講座を実施し、述べ507人が講座に参加した。（平成27年度）。
- ・地域におけるスポーツ振興について、教育委員会における事業において活動場所を提供されるなど、地域一帯となって、活動する機会が継続出来ている。
- ・教育委員会・公民館・学校と、人権啓発・教育について連携し、市民や生徒児童に人権意識の高揚を図る効果があった。
- ・縮小傾向にある伝統文化の継承について、首長部局との連携を図ることにより助成制度を活用し新たな人材（参加者）の掘り起こしや、意識高揚を図った。

【その他の部署】

- 教育委員会生涯学習課と高齢者の健康づくり事業について連携し、ミニドック検診など各種検診の受診率の向上が図られた。
- 市と教育委員会が、市民の要望に応じ、市政の取り組みや内容を市職員が出向いて説明をする市政よもやま塾の実施に関して連携し、市民が市政について理解を深め、身近に感じてもらえる等の効果が得られた。
- 生涯学習部生涯学習振興課にて、教育委員会の許可を得て、小学校の余裕教室を市民に開放している。
- 教育委員会が主催する出前講座において、高齢福祉施策に関するメニューを設定し実施している。市民（参加者）の高齢者施策に対する理解等が得られ市民の疑問等の解決において効果があった。
- 社会教育課が推進するコミュニティ活動の活性化を目的としたものと、企画課で推進する生涯学習によるまちづくりに対する問題提起が必要とされる共催事業である。今回は、女性グループが行政支援だけに頼らず、自ら行動を起こしコミュニティビジネスを展開させているという事例を紹介していただいたことで、地域が自ら活動を起こすまちづくりや女性の力を活用したまちづくりへの可能性について見聞を広げる機会を提供することができたと思う。
- 旭川生涯学習フェアまなびピアあさひかわにて、地球温暖化対策の取組を紹介する機会をいただき、市民に向けて周知啓発することができた。
- 主権者教育の一環としての出前講座（模擬選挙）を実施しており、その実施にあたり校長会や教育研修会等の機会を通じ、事業活用の呼びかけをしている。

2 行政機関内部での連携・協働の課題や連携・協働の促進策について

問7 教育委員会との連携・協働について、どのような課題がありますか。

主な課題は以下のとおりである。

- 学校と地域とが役割分担を明確にし、協力関係構築が必要。
- 互いの職員が社会教育の意義や目的、その事業内容についてより理解しあうことが必要。
- 首長部局と教育委員会の取組について総合的に調整する場が必要。

- ・地域が学校に協力し、学校が地域に協力して相互に連携・協働して地域課題の解決に取り組むことが大切です。
- ・これまで必要に応じて教育委員会と連携・協働してきてはいるが、限定的である。もっと広い行政分野での連携・協働を進めるために、互いの職員がより理解し、その効果が期待できるものとして、それぞれの施策に取り込もうとする意識付けが必要である。
- ・事務所が離れているために、意思の疎通が十分でないと思われる。
- ・部局ごとの規則・基準を超える部分のルール設定が必要。
- ・地域づくり協議会の担当部署は市総務部にあり、協議会の事務局的な役割を果たしている部署が教育委員会の公民館が担っているため、指揮命令系統が違う。そのため、動きが悪い。
- ・地域はひとつだが、こちらが、市長部局、教育委員会、学校、公民館などそれぞれの条例に基づいての個別対応となっており、地域側の負担が大きいことや、地域側の柔軟な発想に対応できる素地が少ないと感じている。
- ・地域での学びを通じ、その人らしく暮らすことや地域課題に適切に対応できる地域住民活動や地域組織の活性化を図ることは、喫緊の課題である。そのため、首長部局間や教育委員会との垣根を越えた対応が必要であるが、国や府からの補助金や交付金の関係もあり、縦割りの考え方に留まりがちであり、全体的な調整が行われる機会が少ないことが課題と考える。
- ・首長と教育委員会の交流が少ないことで、教育委員会での決定事項が首長へ伝達されるまでに時間を要してしまうことがある。
- ・従来の生涯学習の拠点としての役割に加え、地域住民の自治推進の観点から、地域づくりの拠点としての機能充実を図る必要がある。
- ・教育委員会と連携しても、学校の先生の理解・協力が得られなければ事業実施できない。社会教育については、個々の部局が事業実施をしており、連携が必要だという認識がない。
- ・首長部局が実施している一部の市民向け講座等について、担当課ごとに単体で実施し、社会教育事業として取り扱わないために、市民目線における「社会教育」事業の全体的なラインナップがわかり辛くなっている。
- ・コミュニティセンター化に伴い、担当課が生涯学習課とコミュニティ推進課にまたがり、必要に応じて連携をとり指定管理者との対応に当たっているものの、情報共有、目的共有が十分に図れていない現状もある。
- ・社会教育・生涯教育の推進の拠点としての公民館の位置づけ（条件等）を、地域課題の解消と活性化に向けた取り組みを地域自ら展開していこうとするコミュニティ活動の拠点に拡大していくための調整が今後の課題である。
- ・本市では、教育委員会部局の①教育子ども部（教育政策課、学校管理課等）では、教育政策、学校教育等を、首長部局の②教育子ども部（子ども育成課）では、青少年、幼児教育等を、③市民協働環境部では、文化、スポーツ、文化財、社会教育などのように、教育委員会の事務を複数の部が所掌しており、連携が必要不可欠な状況であること。
- ・本市では、平成27年度から教育委員会が実施する社会教育に関する事務を、首長部局の当課が補助執行という形で実施している。そのため、特に教育委員会との連携・協働について課題はないと認識している。
- ・福島県では、年度始めと終わりに「社会教育担当者会議」（県の社会教育課や県内各教育事務所の社会教育課、そして県の生涯学習課の出席）を開催し、連携を図っている。また、年度始めの担当者会議後に、県内7教育事務所域内で、それぞれ各市町村担当者向けの会議を開催している。この市町村向け会議は1年に1回だけでは少ない。もっと回数を増やし情報交換等連携を深めていきたい。

- 教育委員会主催の各種イベントに実行委員として首長部局が協力することが多いため、環境や防犯・防災、福祉など他の分野においても連携を深めていく必要がある。
- 市長部局で策定した「日光市協働のまちづくり推進行動計画」や、教育委員会部局で策定した「日光市生涯学習推進計画」において、策定過程における連携を図っているため。

問8 連携・協働の課題となっている事項を解消するために、どのような方策が必要とと思いますか。

課題を解消していくための主な方策は以下のとおりである。

- 社会教育に関して、意義と目的を理解しあい、役割分担を明確にし協力関係を構築していく。その場合、公民館を活用した事業を連携することが効果的手段となりえる。
- 首長部局や教育委員会としての意識ではなく、総合教育会議やその他の会議を定期的に行い、情報交換を通して地域全体の課題として取り組む意識改革が必要となる。

- ・学校教育の負担を軽減することで、社会教育との連携、協働に割ける時間を確保する。
- ・生涯学習行政とそれ以外の部分という垣根を越えて、地域課題解決の推進という観点から、首長部局と教育委員会との連携を促進させる必要があります。
- ・協働のまちづくりの必要性について、町民とともに学び、活動に結びつくような取り組みが必要である。
- ・関係部局等による連絡会議の定期開催などによる情報共有。
- ・全庁的に「県民との協働」を推進している。各部局において県民と協働で事業を行ったり、地域づくりを支援する中、県民が地域の構成者としての自立した意識を持つようになる、いわば住民自治の成熟に向けた壮大な学習が必要。
- ・①地域住民主体の地域を作り上げていくことを行政全体〔教育委員会含む〕の共通の目標と位置づけること。②広域コミュニティ、町内会等の学習会に、市長部局・教育委員会が連携してかかわること③職員の地域参加。
- ・社会教育の推進と併せ、地域協働の中核としての機能を公民館等に持たせるために、公民館における社会教育の充実と、市長部局の職員配置を検討する必要がある。また、公民館運営を地域主体としていくのも、ひとつの手段と考える。
- ・今後、公民館が核となって、地域のさまざまな主体が連携して自主的・自立的な地域運営が図られるような役割が求められると考える。
- ・学校施設は市の財源によるものであるにも関わらず、利用できない現状を改善する。地域の様々な機関や団体がネットワークを形成しながら、学校と地域等が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく体制を構築する必要がある。
- ・より多くの市民が参加できる事業とするため、社会教育事業としてコーディネートし、教育委員会と首長部局が連携して取り組んでいくべきである。
- ・部署を越えた横断的な取り組みについては、目的意識の共有や、事務分担の協議、各種規程の整備等が必要となる。
- ・公民館講座などの学びの場を通じて、地域コミュニティの課題や将来、資産や魅力などについて、学んだり話し合ったりする機会などを設ける。
- ・教育事業は住民への周知のきっかけを多く持つことから、町の各種事業を学習内容に加えていくための部局間協議を増やし、情報共有や教育委員会との連携を図る必要がある。

問9 学びを通じた地域課題解決の推進という観点から、首長部局と教育委員会との連携を促進させるためのアイデア及び連携・協働することによる新たな可能性は何ですか。

首長部局と教育委員会との連携を促進させるためのアイデア及び連携・協働することによる新たな可能性については、以下のようになっている。

連携を促進させるためのアイデア	連携・協働することによる新たな可能性
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスクールを実施し、学校が地域に協力し、より開かれたものにするとともに、地域と学校が共に地域課題を解決していくことにもつながればと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学と包括連携協定を結び、生涯学習施設で行われている講座開催の機会を大学生に提供することにより、市民と大学生が互いに自己の学びを深めるとともに、浜松市と大学が連携・協力して生涯学習の取り組みを一層推進することを目指しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館施設の市民交流施設への転用、公民館施設を子供の居場所として活用（利用の少ない夜間時間帯の一般開放等）、公民館施設を子供の貧困対策のために活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民にとって一番身近な学習施設である公民館の活用。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティなどが教育委員会所管の施設の活用について検討する際、市長部局が地域事業の後援などに入って、地域と教育委員会との間の調整役となること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の拠点を確保し、地域の活性化、施設の新たな活用につながる取り組みを誘導していくことが可能になると考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、4半期ごとに、懸案や課題を首長を含めた関係部局が集まり協議し、方向性を決定する場を設定している。その中で「学びを通じた地域課題」は、大きな課題として様々な形で、案件として協議がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習や社会教育は、人口減少社会や地域のコミュニティ意識の希薄化の中で自治体が市民サービスを継続して提供していくために重要な要素である。そのため、学びを通じた地域課題解決の意識の浸透と首長部局間や教育委員会との連携により、住民の自助、共助・互助の働きを適切に発揮できる環境を創ることができると考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの居場所づくり（食事の提供・相談・学習支援）の構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちのコミュニケーションスキルの向上。生活環境が変わることにより、子どもたちの世界を広げ、子どもを取り巻く環境への対応ができる。子どもと親の自立と学びと育ちが図られる。
<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会で実施している様々なコミュニティ活動の中に世代間交流を取り入れたイベントを実施して地域共生力を高めるなどの「協働」に関する観点を取り入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 互いの専門分野を生かし、事業をより成功に結びつけることができる。 地域コミュニティの活性化。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材育成のための情報提供、関係機関が行う各種講座への参加など、コミュニティーリーダーの育成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題については、地域住民が一番の相談役であると考え。リーダーを育成することにより、生涯学習の推進と併せて、市民活動の活発化が期待できる。
<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動に際して、市長部局と教育委員会との任命権者を越えた異動を積極的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な職場を経験することにより、現代的課題・地域課題に多面的に取り組むことができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校との連携事業を実施することで、学校教育（教育委員会）と社会教育・地域協働・市民協働（首長部局）の連携を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どもは地域で育てるという住民意識の向上。子どものいじめ、虐待、悩み相談、非行防止など、学校教育と家庭教育に加えて、地域による子育てが加わることで、相互補完と相乗効果が期待でき、より良い広義の教育（多角的な人材育成）が実施できる。

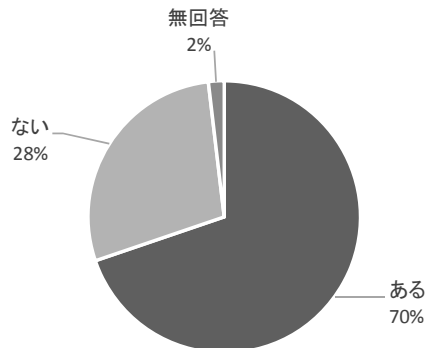
<p>・社会教育とまちづくり事業の趣旨の共有と一体的な事業展開。</p>	<p>・公民館に人を集め、新たなまちづくりの担い手を育成するとともに地域住民の交流の場としての機能を高められる。</p>
<p>・地域の大人達の話を通じて、子供達が聞ける場づくりや、地域のまちづくりの現場を子供達が見学できるようなカリキュラムを学校側で取り入れたり、ボランティアで参加する機会を設ける。</p>	<p>・社会教育での「学びの支援」と「まちづくりの実践活動への支援」を融合させることで、より効果的かつ効果的な地域づくりを推進する。</p>
<p>・教員等への研修会情報や、教員等への効率的な周知方法等が開発できれば、より直接的な普及啓発が可能となる。</p>	<p>・若い人たち（子ども達）と連携することにより、新しい視点でのまちづくりに発展する。それが、結果的に、子供たちのふるさと愛を醸成することに繋がる。</p>
<p>・小学生を対象とした、遊びを通じて町を知る活動、中学生を対象とした、講演会・セミナー等の実施、これらを町長部局で企画し、教育委員会と協働で実施する。</p>	<p>・10代の時から自分の町について学び、関心を持ってもらう機会を提供し、自分の町に誇りを持ってもらい、将来的に町に戻ってきて生活することを選択肢の一つとして考えてもらう必要があるため、各ステージにあわせた内容の事業を協働で実施し、町に対しての興味や誇りを培っていく。</p>

3 首長部局の政策における学びの活用状況について

問 10 地域住民等のための学習の要素を含む事業はありますか。

事業はあるという回答が70%を占めている。

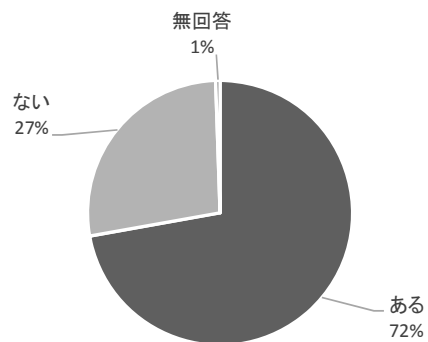
図表 事業の有無 (n=268)



問 11 問 10 であると回答した場合、社会教育施設で実施している事業はありますか。

事業はあるという回答が72%を占めている。

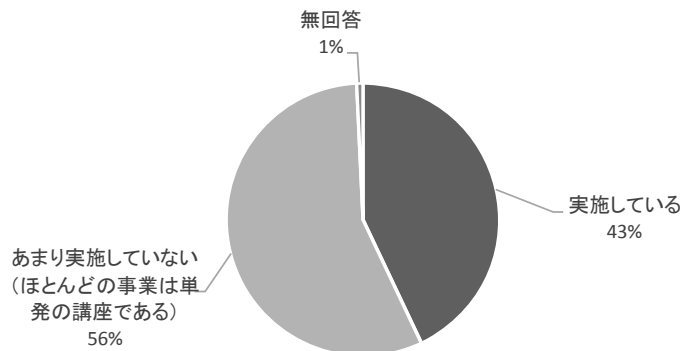
図表 事業の有無 (n=187)



問 12 問 11 であると回答した事業について、定期的、体系的に学習事業を実施していますか。

事業はあるという回答が 72%を占めている。

図表 学習事業の実施の有無 (n=135)



問 13 問 11 であると回答した事業について、具体的な内容は何ですか。

事業の内容は以下のとおりである。

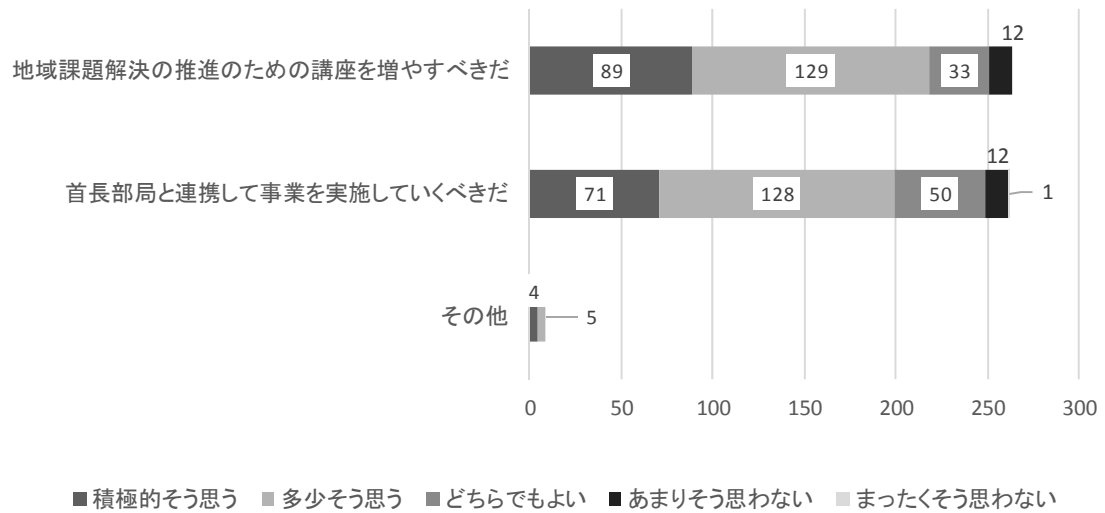
- ・市内の高校生を対象に、各種レクリエーションの技能を身につけることにより、子ども会など各種地域団体への援助活動ができるリーダーとしての資質を養う「シニアリーダー研修事業」を実施しているほか、各公民館では中学生を対象とした「ジュニアボランティア養成講座」を実施している。
- ・「メディア対応能力養成講座」の実施
青少年健全育成の指導的立場にある方々や保護者が、ネットを巡る青少年の現状への理解を深め、青少年の非行・被害等を未然に防ぐために、情報メディアへの対応能力を養成することを目的に実施。
- ・地域人材の発掘・人材育成・登録制度の整備として生涯学習講師登録制度・生涯学習ボランティア養成講座、生涯学習ボランティア登録制度、地域づくり人材養成講座を行っています。
- ・市と立教大学コミュニティ福祉学部の共催で、地域の活動や資源などを広く紹介し、効果的につなぐ役割を担う地域活動コーディネーターを養成する講座を開催している。
- ・六次産業推進の一環として「ベジフルマイスター講座」「素材加工・コラボレーション実践塾」の開講や、道の駅エリア活性化の取り組みとしてフットパスイベント（現地踏査）の開催。
- ・認知症サポーター研修、ワーク・ライフ・バランスに関する講座など。
- ・射水市では平成 22 年度から、市と市内に所在する 6 つの高等教育機関による官学協働で「射水まちづくり大学」を開学している。具体的な内容としては、市民協働、福祉、環境、情報発信などまちづくりに係る幅広い講義等を行っている。
- ・まちづくり出前講座：石狩のまちづくりに関することや、市役所のことなど、様々なテーマについて、市役所の職員を講師として派遣し、学習をお手伝い（76メニューから選択制）している。また、市民カレッジ：市民ボランティア「いしかり学びをつくる会」と「石狩市教育委員会」が協働でつくる学びの場。いしかり学やまちの先生企画講座など 21 講座。
- ・「きらめき女性塾」…女性が地域・家庭・職場などで発揮できるスキルや、責任ある行動力・判断力を養うことを目的とした全 8 回の講座。
- ・自己の知識や技術・経験を地域社会に役立てていく「地域づくり型生涯学習」について、その手法を実践的に学ぶ講座や、地域づくり活動に参加するきっかけづくりを目的とする講座を、市町村と連携して実施している。

- ・青森県が地域づくりのアドバイザーとして招いた高崎経済大学の櫻井常矢教授を当市においても起用し、町内会や安全安心協働活動協議会などの地域づくり座談会、市の人材育成事業などの取り組みを進めている。狙いは広域コミュニティの創出とその活動の担い手育成である。
- ・毎年全 9 回程度の養成講座を実施し、子育てのサポートなどの活動を通じて、子育てや家庭教育を互いに学び合うことを目的とする「中央公民館子育てボランティア」を養成し、公民館が主催する講座での託児や子育て支援講座の企画・運営等を担っていただいている。
- ・都市計画マスタープラン及び景観計画の策定において、より一層の市民参画を図るとともに、両計画策定後も、自ら積極的にまちづくり活動を行えるような人材の育成を目的に、生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会の学識者を講師として、幅広い分野から今後の本市のまちづくり、景観施策に関する知識を習得する連続講座として『～みんなでつくる“まち・景観”～「いこま塾」』を平成 22 年度に開催。
- ・環境保全リーダー養成講座：環境問題などの様々な分野での学習を通じ、自ら環境保全活動に取り組む地域のリーダーを養成するため、①市の自然環境（散策による実習・講義）②環境行政、日常生活と水環境、地球温暖化、省エネ省資源（講義）③太陽光発電所・ガス工場の施設見学④エコクッキング（実習）を実施する。
- ・市民の市政に対する関心を高め、理解を深めてもらい、市民参画を促進し、市民と協働する「まちづくり」について、ともに考えていくきっかけとすることを目的とし、まちかどトークを実施している。事業内容としては、市民からの要望に基づき職員が市民のもとへ出向き、市民が選んだテーマ(施策や制度等)を説明し、市政への理解を深めてもらう事業である。
- ・地域の貴重な人材から TMO（タウン・マネジメント・オフィサー）を養成し、自らが活動することで地域をより魅力的なものにし、市川市を活性化することを目的とする。地域の魅力を高め、活性化を目的とした地域活動のリーダーを養成する「いちかわ TMO 講座」、TMO 講座修了生がより表現力・実行力を高める「アドバンス講座」を実施している。
- ・山口県立大学と協働し、地域からの要望に応じて地域づくりについて学ぶサテライトカレッジを各地域の公民館で開催している。
- ・市民講師が長年にわたって学んできた知識・経験・ノウハウを生かした講座を自ら企画して市に提案し、講師となって活躍していただく、市民協働型の生涯学習講座。
受講後はサークル等を受講生同士で結成し、さらに学習を発展していただき、市民の社会参加や地域貢献へと繋げることを目指している。

問 14 公民館等の社会教育施設において実施される講座、事業等について、どのような期待をしていますか。

講座、事業共に積極的にそう思う、多少そう思うという回答が多くなっている。

図表 講座、事業等の役割と期待度 (n=268)



【その他】

その他の講座、事業は以下のとおりで、いずれも積極的にそう思う、多少そう思うとなっている。

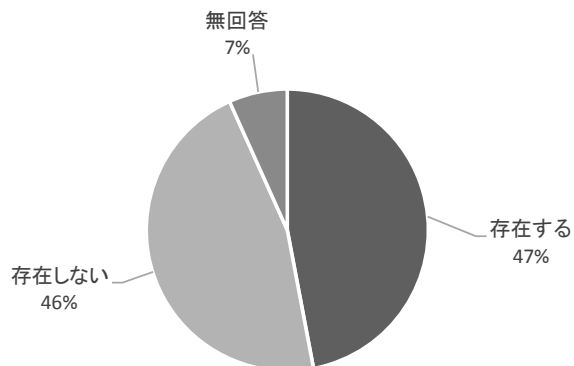
- ・地域の意向に任すべき。
- ・地域活動拠点としての期待。
- ・市民の課題解決力を積極的に支援すべきだ。
- ・それぞれの役割において連携しながら効果的に実施していくべき。
- ・協働についての正しい知識を身に付けてから。

4 社会教育主事等の専門職員について

問 15 社会教育主事有資格者は存在しますか。

ほぼ半分（47%）の部署で社会教育主事有資格者が存在する。

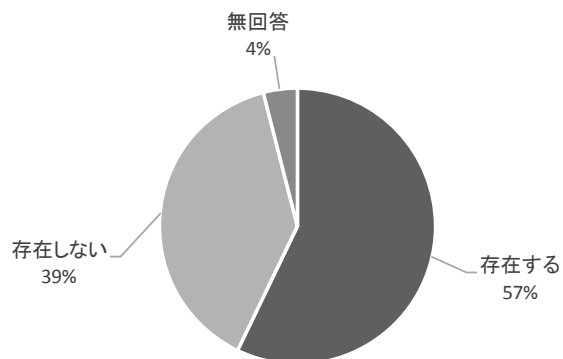
図表 社会教育主事有資格者存在の有無（n=268）



問 16 問 15 で存在すると回答した場合、当該有資格者のうち、過去に社会教育主事の発令があった方は存在しますか。

発令があった方が存在するという回答が 57%となっている。

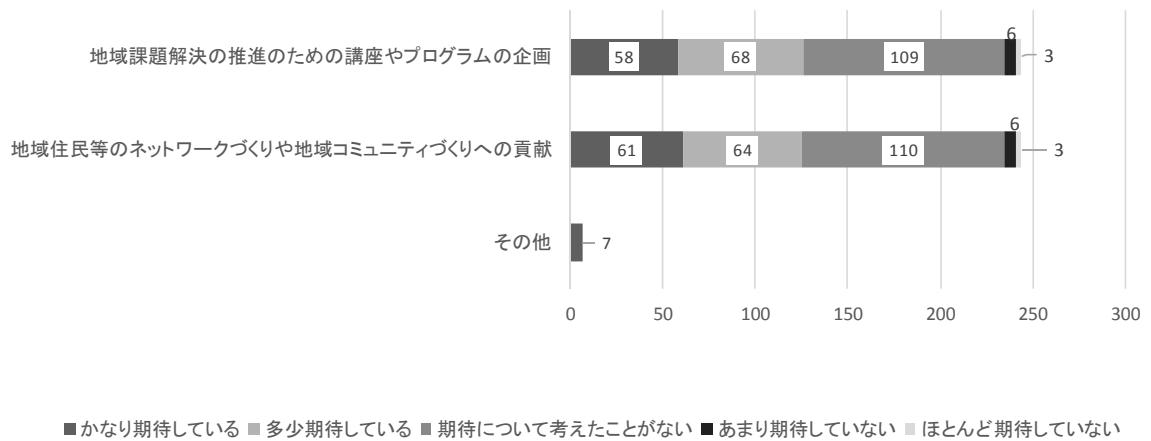
図表 発令があった方の存在の有無（n=126）



問 17 地域課題解決の推進に関して、社会教育主事に対してどのような役割を期待していますか。

「地域課題解決の推進のための講座やプログラムの企画」「地域住民等のネットワークづくりや地域コミュニティづくりへの貢献」については、いずれもかなり期待している、多少期待しているという回答が約半数となっている。

図表 社会教育主事に対する役割と期待 (n=268)



【その他】

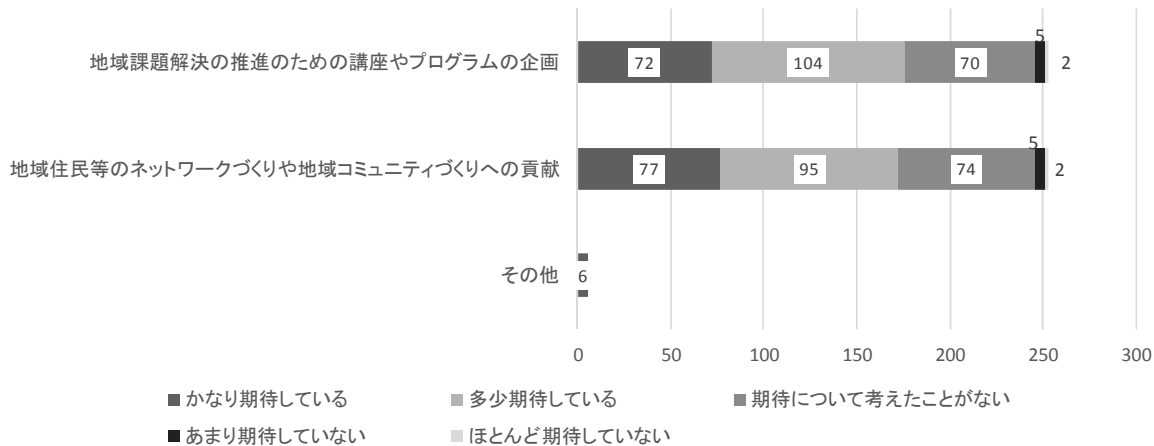
その他の役割としては以下のとおりで、いずれもかなり期待しているとなっている。

- ・教育委員会内部での調整役。
- ・教育委員会における地域支援員。
- ・地域コミュニティとの連携。
- ・市町における生涯学習・社会教育の推進に係る指導・助言。
- ・行政内連携のコーディネーター。
- ・様々な領域の有益な情報の発信。
- ・子ども世代への教育を担当している教員等と環境部局のネットワークづくり。

問 18 地域課題解決の推進に関して、公民館や図書館、博物館等の社会教育施設における専門職員に対して、どのような役割を期待していますか。

「地域課題解決の推進のための講座やプログラムの企画」「地域住民等のネットワークづくりや地域コミュニティづくりへの貢献」については、いずれもかなり期待している、多少期待しているという回答が多くなっている。

図表 公民館や図書館、博物館等の社会教育施設における専門職員に対する役割と期待 (n=268)



【その他】

その他の役割としては以下のとおりで、いずれもかなり期待しているとなっている。

- ・地域の活動拠点としての活用。
- ・日常的な団体運営に関する相談対応。
- ・行政窓口へのつなぎ役。
- ・専門性を活かした地域の誇りの醸成。
- ・生涯学習推進センターとの連携講座の開催。
- ・公民館は交流センターへ変更。
- ・施設から積極的に地域に出向くこと。

問 19 社会教育の専門職員（社会教育主事、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）に置かれている専門職員）に求められる役割は、どのような役割だと考えますか。

以下のような役割が挙げられている。

- 地域課題を解決し、相談やアドバイスができる地域のコーディネーター。
- 行政や団体間などとのつなぎ役。
- 特に社会教育主事については、社会教育関係団体の活動に対する指導・助言。
- 博物館の学芸員については、住民等に対する資料の説明や講演。
- 公民館主事については、住民が自ら地域課題を発見するための機会の提供や環境づくり。

- ・地域課題や社会情勢の変化に柔軟に対応した、効果的な学習プログラムの企画・立案・運営。
- ・市民と地域づくりを進めることができるように、地域団体やNPO、民間事業者と協働して地域課題を解決し、解決に向けた相談やアドバイスができる地域のコーディネーターとしての役割が求められています。
- ・市民や社会教育団体の自主的・自発的な生涯学習活動、学びを通じた地域づくり活動を多方面から支援し、活動を推進するための環境を整備すること。
- ・よりよい地域づくりに向けて、さまざまな人材、団体に「気づき」をもたらし、団体の取り組みを促進したり、行政や団体間などとのつなぎ役となること。
- ・地域住民等との関わりの中から、まずは「地域課題を見つけ出す（聞き出す）こと」が重要だと考える。（その解決等へ向けた取組・連携については、具体的な「地域課題を見つけ出す（聞き出す）こと」が出発点となる。）
- ・社会教育主事については、教育委員会が主催する社会教育事業の企画・実施、社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言、社会教育関係団体の活動に対する指導・助言等。また、博物館の学芸員については、資料の収集、保管、展示、調査研究に加えて、住民等に対する資料の説明や講演。
- ・人口減少社会を迎え、税収の伸びも期待できない状況が進むと考えられる。これからのまちづくりには、住民の行政依存体質からの脱却が不可欠であり、そのためには社会教育の専門職員の持つ知見を活かし、首長部局と連携しながら意識改革を進めることが必要と考えられる。
- ・法や条例に定められている行政の役割を理解し、その職務を遂行していくこと。また、市の目指す社会教育上のポイント（各市の社会教育の特徴など）を理解し、市民にとってより良い社会教育関連事業が実施できるように、専門分野はもちろんのこと、関係部署や関係機関、関係団体とも連携していくためのつなぎ役（コーディネート役）。
- ・公民館主事については、住民が自ら地域課題を発見するための機会の提供、地域住民主体の地域づくり活動を行いやすい環境を作る（情報提供、気運の醸成など）役割及び地域づくり担当課と住民とのパイプ役としての役割を担っていると考えている。（プランナー、ファシリテーター、コーディネーター）
- ・職員には、歴史、芸術、民俗、産業等の資料の収集及び保存のみならず、市民の学習・調査・研究に関する支援（レファレンス・レフェラルサービス）のスキルアップが必要であり、それが、学びを通じた地域づくりの推進につながると考えている。
- ・公共施設の中で最も利用率が高い図書館においては、資料収集やレファレンス業務を行う司書の能力は、「市の魅力」として捉える観点からも大切であると考えます。また、博物館等における学芸員についても、「郷土愛の醸成」を図るという意味でも重要であると考えます。
- ・社会教育施設としての本来目的を達成することは当然のことながら、それぞれの地域を取り巻く状況等に応じて、地域団体や地域住民に対してその施設に求める役割を的確に把握し、社会教育施設の「場」と職員の「専門性」を還元していくことも重要と考える。

問 20 社会教育の専門職員に関する改善すべき事項は何だと考えますか。

改善すべき主な事項は以下のとおりである。

- 地域課題解決を図るという重要な役割を持っていることを認識させること。
- 地域の活性化につなげるため、住民・社会教育関係者等の活動のコーディネート機能を強化すること。
- 地域課題解決やまちづくり等の講座を企画実施できる知識・能力を習得すること。

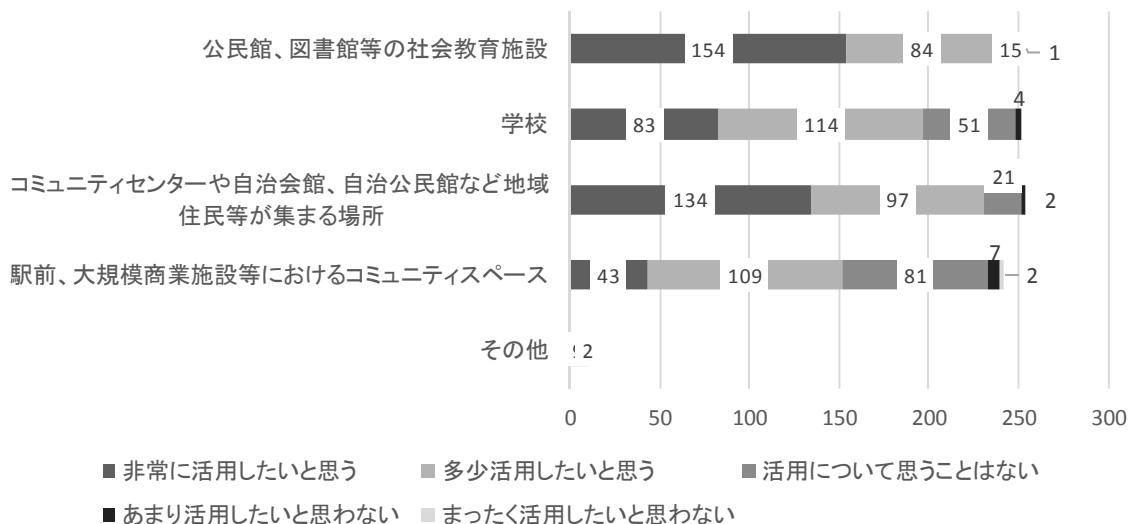
- ・これからの社会教育の専門職員は専門知識のみならず、社会教育活動の中核人材としてファシリテーション力やネットワーク構築力などを備え行政と市民とが協働して地域課題にあたっていくことができる人材を育成する必要性を感じます。
- ・認知度が低いため他の職員から業務について理解されないことが多く、また、専門性を活かした取り組みや事業が十分なされていないと感じる。まずは、社会教育を担うばかりでなく、学びを通じて人材を育成し、地域課題解決を図るという重要な役割があることを認識してもらうことが必要だと思う。
- ・社会教育施設の提供するサービスが、多様化する社会の需要（地域の課題）に対し、対応できていない場合がある。
- ・住民の自発的な学習活動を支援するだけでなく、地域の活性化につながる活動の誘発に向けた、住民・社会教育関係者等の活動のコーディネート機能の発揮。
- ・専門知識はあっても、現状では必ずしも地域住民の意向に沿った学習機会の提供や課題解決の支援が行えているとは言えず、社会教育の専門職員として地域の人々と関わる機会がもっと増やし地域住民の話聞く必要がある。
- ・指定管理の場合、専門職としては長けており経営に優れているが、市の方針は契約で定めたものしか反映されない。また、嘱託職員の場合、職員としての責任感はない。正規職員と嘱託職員との配置のバランスを考える必要があると思う。
- ・各専門業務だけでなく、例えば「地方創生」など、「まちづくり施策」に活かすことができるような、もっと幅広い視野の取り組みにコミットすべきであると考えます。
- ・地域との連携の推進、地域への情報提供、地域と共に学習事業の企画を進める、地域の宝を専門家の立場で評価し、地域へそれを還元する。
- ・生涯学習事業を実施するにあたり、地域の課題は何かを検討した上で、地域課題を解決できるような講座の企画実施、また地域のまちづくりに生かせる講座を企画実施できる知識・能力を習得してほしい。

5 公民館等の社会教育施設について

問 21 地域づくりの推進の観点から、地域住民等が学習したりネットワークを構築したりする場として、どのような場を活用したいと思いますか。

非常に活用したいと思う場所として、「公民館、図書館等の社会教育施設」「コミュニティセンターや自治会館、自治公民館など地域住民等が集まる場所」が半数以上を占めている。

図表 活用すべき場 (n=268)



【その他】

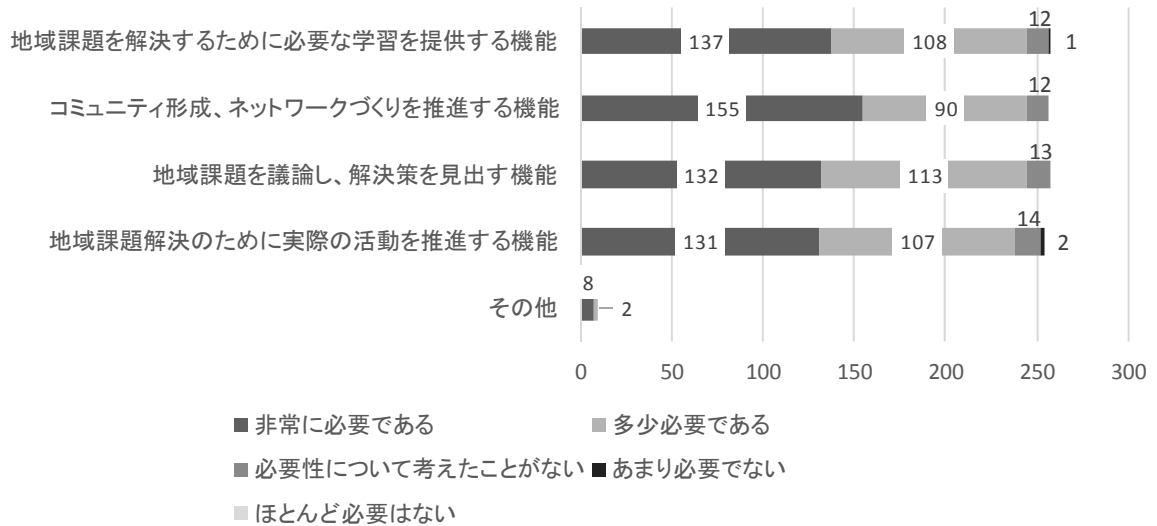
その他の場所としては、以下のようになっている。

- ・ 民間運営の小規模なコミュニティスペース。
- ・ 地域づくり活動が行われている場や県民との協働事業の場。
- ・ 大学等高等教育機関。
- ・ 体育館やグラウンド等。
- ・ 生涯学習推進センターや市民活動センター。
- ・ 観光施設、商業施設、店舗、空き家。

問 22 地域住民等が参加し活動する学びの場として、どのような機能が必要と考えますか。

示された機能についてはほとんどが必要と回答されており、中でも「コミュニティ形成、ネットワークづくりを推進する機能」がやや多くなっている。

図表 学びの場としての機能 (n=268)



【その他】

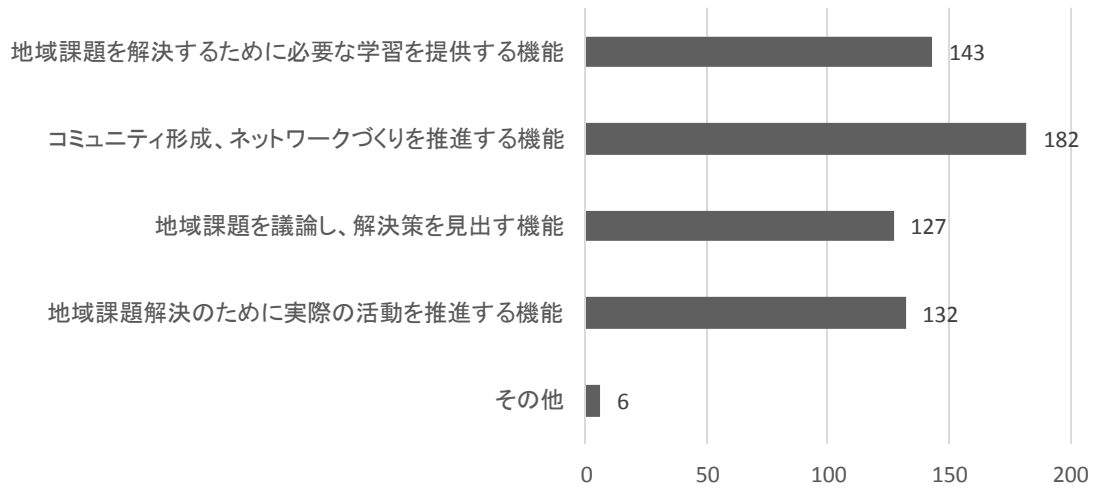
その他の機能としては、以下のようになっている。

- ・意識や情報を共有する機能、年齢性別にかかわらず声を発せる機能、一部の住民だけが独占しない機能。
- ・地域課題を発見する機能。
- ・講師として活躍できる機能、活動できる場所を提供する機能。
- ・市民活動団体等の活動を紹介する機能。

問 23 貴部局では、地域住民等が参加し活動する学びの場として、どのような機能が必要だと思いますか。

「コミュニティ形成、ネットワークづくりを推進する機能」がやや多くなっている。

図表 学びの場としての機能 (n=268)



【その他】

その他の機能としては以下の機能が挙げられている。

- ・講師として活躍できる機能、活動できる場所を提供する機能。

問 24 地域住民等の学びの場を整備するためにどのような人材が必要だと考えていますか。

以下のような資質を備えた人材が必要とされている。

- 各主体を結びつけることができるコーディネーター的な役割を果たす人材。
- 地域課題解決の推進のための各種の講座、プログラムの企画や実施できる人材。
- 地域事情に精通し、地域や行政の意見を調整するファシリテーターとしての人材。

【必要な資質】

- ・地域全体のゆるやかなネットワークを構築するための、コーディネーター的な役割を果たす人材。
- ・地域住民の目線で地域課題について考えることができ、県・市町村・地域住民などそれぞれの立場を理解した上で、各主体を結びつけることができるコーディネーター。
- ・学びの場のプログラムをつくり、運営できる人材。
- ・地域コミュニティの活性化など地域課題を考える上では、社会教育面のみならず、地域福祉の事情に詳しくコーディネートもできる社会福祉士のような社会福祉面からの人材も必要だと思う。
- ・地域課題解決の推進のための講座・プログラムの企画や、地域住民等のネットワークづくりや地域コミュニティづくりへの貢献が、継続的に、長きにわたって、実施可能となる人材。
- ・地域の歴史・文化に精通し、風土等を継承できる人材。
- ・①住民の活動に寄り添って、理解や把握に努める人②課題整理をした上で住民や団体にアドバイスできる人③実践活動に対する理解と意欲を持ち、支援する人④大きな視点に立って部局間、団体間の調整に汗を流す人。
- ・生涯学習インストラクター・生涯学習コーディネーター等の有資格者、自らの学習や経験等に基づき講師ができる人材。
- ・職員においては地域の課題を把握するとともに、地域住民と課題を共有・共感し、地域の主体的な活動につなげていく人材。地域においては、地域の課題を自分たちの問題として捉え、自主的に課題解決に向けて仲間を巻き込みながら、行動していく人材。
- ・地域の諸事情に精通し、地域との人間関係も構築している人材、自身に関係する事業のことだけでなく、市全体の総合的な見地から、地域住民と話し合いができ、相互理解の上で、多くの市民の公益に繋がる事業を展開できる人材、人と人をつなぐことのできる人材。
- ・幅広い知識と地域課題を的確に捉えることができる人材。
- ・地域づくりに携わる各種団体や組織のネットワーク化を図るため、地域にコネクションのある人材が求められている。
- ・コミュニティーをデザインできる一定のスキルを持った人材。
- ・地域事情に精通し、リーダーシップを発揮できる人材。
- ・関心の低い分野において、地域住民に興味を持たせられるような人材。
- ・学習機会の企画立案する人材、情報を提供できる人材。
- ・職務の遂行とともにその課題を的確に把握し、適切な判断のもと、意欲を持って事業実施していける人材。
- ・住民同士が互いに学び合える仕組みを作っていくことが必要であり、住民の学習ニーズや有識者の把握のほか、地域のリーダーや講師を育成していく人材が必要である。
- ・専門的知識を有する人材のほか、地域や行政の意見を調整するファシリテーターとしての人材が必要と考える。

問 25 貴部局では、公民館の営利事業の禁止規定についてどのように考えていますか。

「現状維持」と「柔軟化・緩和」の差はほとんど無く、「現状維持」が40%、「柔軟化・緩和」が41%、その他（不明、どちらでもない等）19%となっている。「現状維持」については、高齢者や子ども達など、地域の公益的な活用を対象として現状でよいとする意見が多く、一方、「柔軟化・緩和」では、地域住民等のために使用する公益的活用を行うという条件下で、活動資金を確保するために緩和することもやむなしという意見が多くなっている。

【現状維持の主な意見】

- ・ 公民館が主体となって営利を目的とした事業を行うことはできない。
- ・ 公民館が公共施設であるという観点から、営利事業の禁止規定は止むを得ない。
- ・ 法の規定のとおり。
- ・ 今後とも堅持すべき。
- ・ 営利事業を認めてしまうと、公民館の利用が営利目的の会社に占有される恐れがあり他の公民館活動の妨げになる可能性があるのではないのでしょうか。
- ・ 一定の規制をかけることは必要と考える。
- ・ 公民館は地域住民の学びや交流拠点として広く活用されることを目的としている。営利事業等の一部の企業や個人に利益をもたらす活用を想定しておらず、現行の禁止規定については改正する必要はないと考える。
- ・ 「もつばら営利を目的」という区分について、どこまでが「受益者負担」で、どこから「営利」となるのか、その判断が難しいと思う。
- ・ 公民館は主に高齢者か児童が活用している状況があり、禁止規定がなくなることで民間事業者の参入による消費者トラブル等の誘発が懸念される。
- ・ 社会教育法の目的に沿った活動を行う施設のため、営利事業の禁止規定を遵守すべきと考えています。

【柔軟化・緩和の主な意見】

- ・ 歳入を確保する観点から、営利を目的とする事業であっても、割り増しした使用料を納付すれば、23条の他条項に抵触しない範囲で使用を許可しても良いのではないかと考えている。
- ・ 活動に対する財源確保策として、最低限の収益事業は必要ではないかと思う。
- ・ 住民福祉の向上に結びつく事例については例外的に認めても良いのではないかと。
- ・ 予約、使用許可等について、公平に機会を与えることがあれば良い。
- ・ 住民の利用を第一に、設置目的（社会教育を振興し、住民に安らぎと潤いを与えるため）を逸脱しないものについては、営利事業への貸館は可能と思われる。
- ・ 社会情勢に応じた運営方針への対応が必要。
- ・ 一律に禁止することは、現状にそぐわない可能性はある。
- ・ 今後、公民館をより集いの場としての機能を充実させる目的で一部に民間が運営するカフェを設けるといった公設民営の手法を取り入れようとした場合に、この法令の規定によりその事業が実施できないとなれば問題になるのではないのでしょうか。
- ・ 公共性の高い活動を行う住民団体等が、活動資金を調達するために有料イベントを開催する、といった使い方は認められるべき。
- ・ 地域が主体となって実施し、その利益を地域コミュニティの活性化に向けた取組を行う際の財源とするようなコミュニティビジネスの実施については、営利目的の側面があるものの禁止規定の対象外としてほしいと考えている。

社会教育主事用
アンケート調査

第3章 社会教育主事用アンケート調査

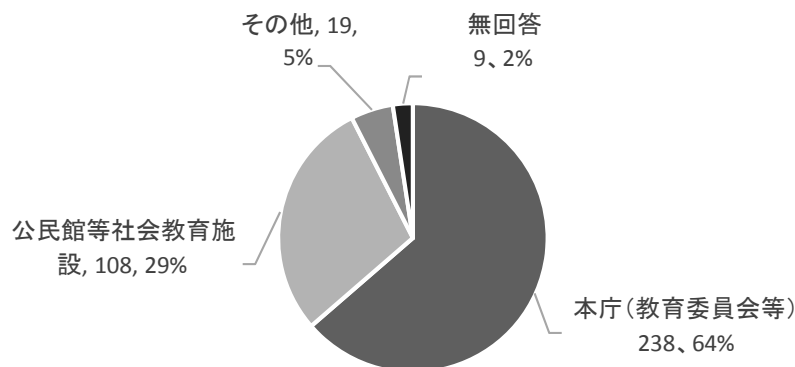
1 社会教育主事の勤務について

問1 社会教育主事の主な勤務場所についてお聞きします。

社会教育主事の主な勤務場所は、「本庁（教育委員会等）」という回答が64%と最も多くなっている。

また、その他という回答では、勤務場所は個々の社会教育に関する場所となっている。

図表 社会教育主事の主な勤務場所(n=374)



【その他】

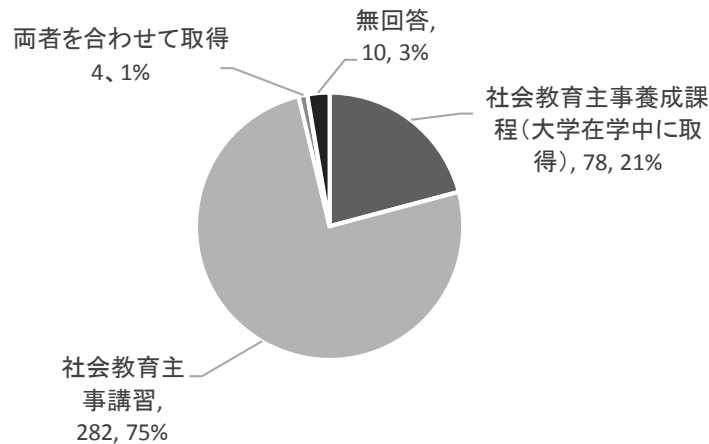
その他の場所は以下のとおりである。

- ・体育館、博物館、教育事務所、スポーツセンター。
- ・生涯学習施設（社会教育総合センター）、生涯学習施設の出先機関。
- ・町体育館（社会体育施設）。
- ・保健福祉センター内福祉総務課。
- ・本庁とは別場所で事務局扱いとなる社会教育施設。

問2 社会教育主事の資格は、どのような方法で取得しましたか。

社会教育主事の資格取得方法は、「社会教育主事講習」という回答が75%と最も多くなっている。

図表 社会教育主事資格取得の方法(n=374)



問3 現在の主な職務は、どのような内容ですか。

主な職務内容は以下のとおりである。

- ・生涯学習全般及び社会教育全般の振興・推進。
- ・学校教育と社会教育との連携、乳幼児期からの心の教育推進など。
- ・地域における子どもの体力向上に関すること、スポーツ・レクリエーションの推進に関すること、健常者と障がい者のスポーツ・レクリエーションの連携に関すること、島根県レクリエーション協会に関すること、島根県スポーツ推進計画に関すること。
- ・青少年教育施設の運営管理（指定管理者が青年の家や少年自然の家をきちんと運営しているかを管理する仕事）。
- ・学校教育支援、家庭教育支援、市民大学講座の運営、社会教育団体への支援及び助言。
- ・人材育成・研修（統括コーディネーター養成講座）、社会教育に関する調査研究、市町村支援（よろず相談事業）。
- ・地域住民や学校に協力を仰ぎながら放課後や土日の子どもたちの居場所づくりを推進する。（放課後子ども教室推進事業等）。
- ・学びをいかした活力ある地域づくりにつながる学びの場の提供について（地域づくり型生涯カレッジ推進事業）、子どもの体験活動に関わること（通学合宿等、防災キャンプ、体験活動指導者養成）。
- ・自然体験活動、環境教育の指導。プラネタリウム、天体望遠鏡を用いた科学教室の指導。入所団体の活動調整。
- ・コミュニティ・スクール設立推進。
- ・PTAと連携を図り、子どもの健全育成に関わること。
- ・スポーツ推進計画の策定・進捗管理、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成の取組（新規事業等の実施など）が主な職務となっています。
- ・農山漁村体験留学支援事業、若者の社会参加促進事業、青少年教育施設に関すること、公民館に関すること。
- ・文化芸術関係事務。
- ・学校、家庭、地域の連携・協働に向けた事業（キャリア教育、ふるさと教育 コミュニティ・スクール導入等促進事業）、地域自主組織（公民館）支援（地域課題解決型公民館へ向けて支援）、地域人権・同和教育の支援、家庭教育力の向上。

問4 勤務を通して感じた社会教育主事の意義や役割は、どのようなものですか。

意義や役割の主な例は以下のとおりである。

- 地域の多様な人材が活躍できる場の設定をしたり、各種団体や組織のネットワーク化を図ったり、生涯学習を振興する施設・機関の支援をしたりすること。
- 地域のコーディネーターとして、地域の課題を解決するための講座の企画や地縁団体間の橋渡しが行えること。
- 人と人、人と地域をつなぐファシリテーターとして、専門性を発揮すること。

- ・地域の多様な人材が学習成果を生かして活躍できる場の設定をしたり、社会教育実践や地域づくりに携わる各種団体や組織のネットワーク化を図ったり、生涯学習を振興する施設・機関の支援をしたりすること。
- ・地域の中のつながりや地域と学校をつなぐ支援を要する役目、社会教育に関わっている人や団体に対しての効果的な指導・助言を行う役目。
- ・団体と団体、事業と事業、施設と施設等をつなぐ。市町村や公民館等多様な活動が推進できるようにする。小学校教員の経験を生かした学校支援の充実や家庭教育支援の充実。学校とのつながりを意識した放課後・土曜日等支援、学校と公民館活動の連携・協働。市町村や公民館への有効な情報提供。状況やニーズに合った施策の推進（中高生の出番作り、就学前の子どもを対象にした事業等）。市町村や公民館のニーズに合った情報提供（相談の場を設定）。市町村教育委員会での生涯学習・社会教育課と学校教育課の連携・協働。
- ・地域社会における生涯学習普及の担い手として、学校以外で社会教育活動をする団体・個人などの支援を行うとともに、生涯学習機会の場の提供。
- ・地域のコーディネーターとして、地域の課題を解決するための講座の企画や地縁団体間の橋渡し。
- ・地域の特性、強みを活かしながら、どんな事業（取組）を打っていけば、どこにつなげていけば、地域が一層振興するか、またその活動の中で、人が育ち、つながりあえるかを画策する人。
- ・地域課題を的確に捉え、地域の幸福のために諸団体をつないだり、地域で活躍する方々にとって有益な学びの場を提供すること。また、学校・家庭・地域が「ふるさと教育」というキーワードを通じて連携・協働できるようなネットワークづくりや人づくりを担う。
- ・地域と行政、学校と地域などのそれぞれのニーズに合わせた、つなぎ役。また、様々な情報発信者であり、アドバイザー的な役割をし、事業等が円滑にすすむためのファシリテーター役。
- ・生涯学習を念頭に、地域の特性を踏まえ、市民に多様な学習の機会を提供することで暮らしを豊かにし、さらに、市民が抱える課題、地域が抱える現代的課題などの解決の糸口を学習の機会として準備していく。
- ・組織的に位置付け、人と人、人と地域をつなぐファシリテーターとして、専門性を発揮することが大事。
- ・関係者等の具体的な活動を触発していくファシリテート機能を発揮すること。

問5 勤務を通して感じた社会教育主事の課題は何ですか。

主な課題は以下のとおりである。

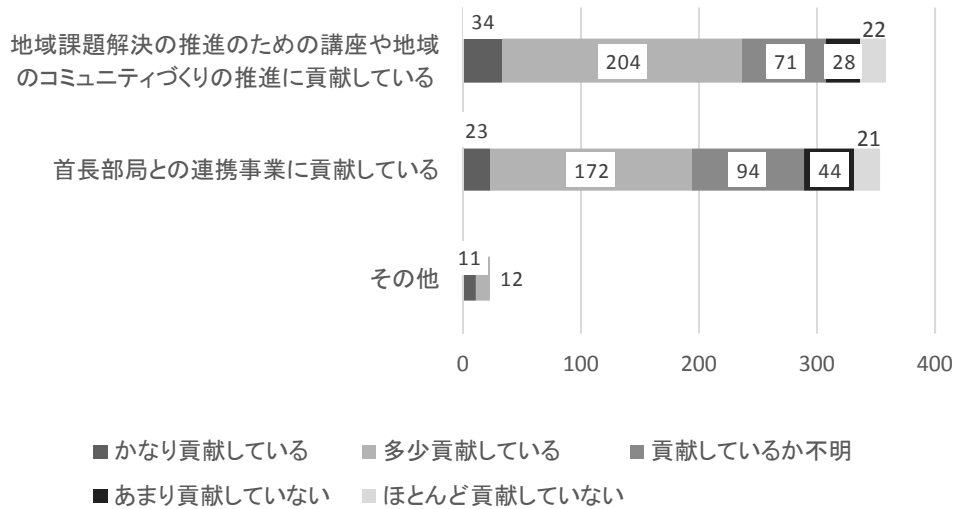
- 地域活動を推進するために、各団体の活動を補完すると共に、各団体と信頼関係を構築する能力を体得すること。
- 社会教育や生涯学習の深い知識と多くの情報、実践的な技術や経験が不足していること。
- 組織化・援助の能力、調整者としての能力、プレゼンテーション能力といった能力の向上。

- ・学校教育・家庭教育関係者との積極的な連携により、地域の教育力の向上に役割を果たすこと。防災、男女共同参画、青少年の健全育成など複数の行政分野にまたがる施策において教育の視点を持って各部局との連携のもと振興・推進を展開していくこと。
- ・住民のニーズを把握し、必要な学習機会を提供する難しさ。
- ・社会教育主事有資格者はほとんどが、公民館に配属されたのちに長くいるからという理由で研修を受け、取得したものである。大学での資格取得者に比べ知識が足りないように感じている。
- ・地域課題を的確に把握し、まちづくりの方針を踏まえた、教育委員会としての社会教育方針を打ち出していくこと。また、地域現場を十分に理解し、そこで働く公民館等社会教育関係職員の成長を促す研修の機会をつくり出すこと。
- ・学校教育と社会教育との連携・協働を図ろうとするが、学校教育主管課との連携・協力には課題があり、また、学校教育現場との意識の格差がある。
- ・共働き世帯の増加、少子高齢化といった社会的変化から、地域とのつながりや地元意識が希薄化してきている。このような社会情勢の中で、関心や関わりが、自分や自分の身近な人々など、範囲が狭くなってきており、地域にある力を見出し、地域に活かすということが難しくなっていることが課題の一つと言える。
- ・人事施策上、専門職として認識されておらず、職員のキャリアパスとして考えにくい。また、地域社会のなかでの認知度も低く、いわゆるコーディネーター程度としてしかとらえられていないし、その程度の業務にとどまっていると思う。
- ・専門性の理解が低く軽視されているため、意見等を行政に活かすことができない。行政職の中では、本人の希望の有無にかかわらず異動があり、任用資格のため発令されない場合もある。講習等で取得しても、生かす場が少ないまま異動し、異動先でその専門性を生かせるかどうかはわからない。学校現場では、校務等の仕事に追われ社会教育主事の専門性を生かせる場がすくない。
- ・全国各地において、地方創生、地域創生が声高に言われ、地域間競争、自治体間競争が起きているとも言われる今日ではあるが、社会教育主事としては、じっくりと地域の姿をとらえ、地域の実情に応じて突発的、時限的なものでなく、地域の活性化や心豊かな人づくりに向け協働するための継続的なサポートが必要であると感じている。
- ・社会教育主事というものがあまり認知されていないと感じるため、日常の業務や研修をとおして、社会教育主事として指導・助言できるだけの知識や経験を増やし、認知されるようにしていく必要があると思う。
- ・社会教育の範囲は広く、ともするとオールラウンドプレーヤーであることを求められるが、その中で、自らの軸となる専門分野を持つことにより、多岐にわたる要望にも応えることができるのではないかと実感している。

問6 学びを通じた地域課題解決の推進に向けて、現在、どのような取組をしていますか。

かなり貢献している、多少貢献しているという回答の取組の内容は、「地域課題解決の推進のための講座や地域のコミュニティづくりの推進に貢献している」という内容が多くなっている。

図表 現在の取組内容と貢献の度合い (n=374)



【その他】

その他の取組内容は以下のとおりで、かなり貢献している、多少貢献しているとなっている。

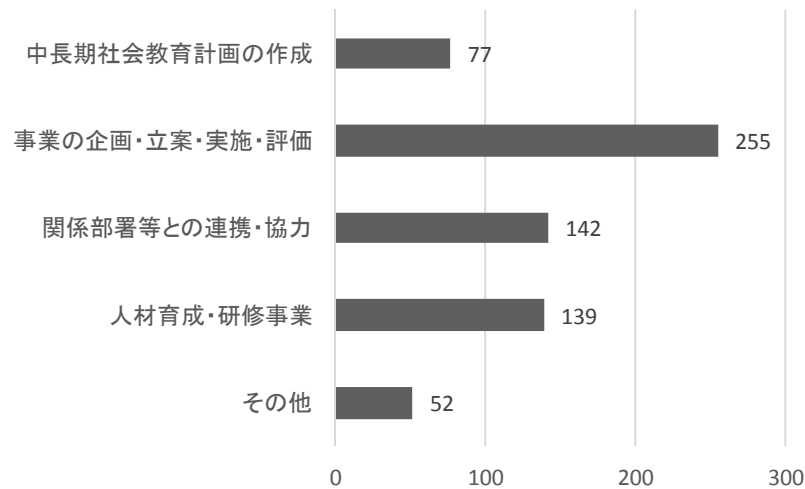
- ・ 民間企業が学校に出向く出前授業のサポート。
- ・ 総合型クラブ育成、リクエストに応じた出前指導講座。
- ・ 市町村の個別課題に対応したサポート事業に取り組んでいる。
- ・ 区民の自主的な活動のきっかけを提供したり、引き出すこと。
- ・ 近隣大学との連携講座開催による県民への訴求。
- ・ 地域で活動している人たちのために研修を行っている。
- ・ 中高生に対し地域課題を考える機会を設定。
- ・ スポーツ推進委員事業と連携したニュースポーツの普及。
- ・ 地域課題解決推進のための職員指導。

2 社会教育主事の養成・研修の状況、今後の在り方等について

問7 大学で受講した社会教育主事養成課程又は講習において、社会教育主事の職務に役立った科目、スキルはどのような内容ですか。

社会教育主事の職務に役立った科目、スキルとしては、「事業の企画・立案・実施・評価」が多くなっている。

図表 社会教育主事の職務に役立った科目、スキル (n=374)



【その他】

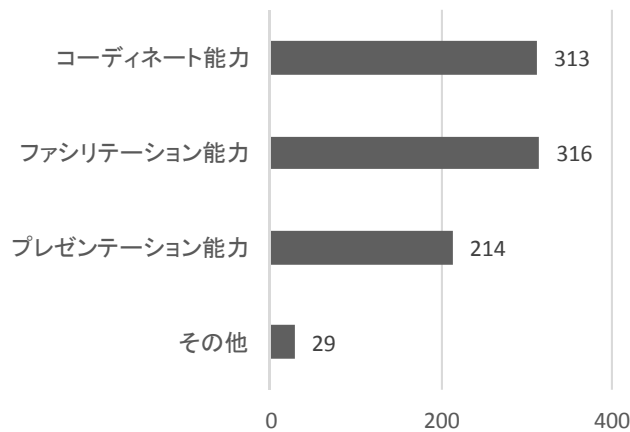
その他の科目、スキルは以下のとおりである。

- ・社会教育の意義・特質。
- ・ファシリテーターとしてのスキル、学び合いの手法。
- ・実際のフィールドから学ぶ調査演習（社会教育演習）。
- ・他自治体職員との連携。
- ・社会教育・生涯学習の歴史・意義・法の理解、国の施策等。
- ・プレゼンテーション講習・コミュニケーション講習。

問8 今後、学びを通じた地域課題解決の推進の観点から、必要な能力・スキルはどのような内容ですか。

今後必要となる能力・スキルは、「ファシリテーション能力」「コーディネート能力」が多くなっている。

図表 今後必要な能力・スキル (n=374)



【その他】

その他の必要な能力・スキルは以下のとおりである。

- ・ 予算管理能力（獲得・配分・執行・決算）。
- ・ 課題分析力や聞く力（何をしたいのかをあぶり出す）。
- ・ 諸団体を運営するための事務能力。
- ・ コミュニケーション能力。
- ・ 首長部局との効果的な連携協力の手立て。
- ・ 情報収集・分析力、企画立案能力、集客方法。
- ・ 発想力、柔軟な思考、デザイン力。
- ・ 地域に対する理解・知識。
- ・ 市民の立場に立ち、共に行動する実践力。
- ・ ネゴシエーション能力（所管や組織の壁を乗り越え、違いを活用して価値を生み出す能力）。

問 9 研修について何か課題を感じていますか。

研修に関する主な課題は以下のとおりである。

- 研修の機会が少ないこと。
- 研修での学びの成果を、実際の職務に結びつけることが困難であること。
- フォローアップの機会が無く、資格を取得した後は自己研さんの差がついていく。
- 理論だけでなく、現場の意見や声を取り入れ、職務に役立つ具体的な内容の研修が必要。
- 課題発見力・掘り起し力とともに住民の課題解決のための自主的な学習を支援する手法を身につける必要がある。

- ・社会教育主事の「固有」の「具体的」な専門性や役割がはっきりとしない（一般行政職員や公民館主事等との職務の違いが不明確）中では、向上させるスキル・能力も明確にはならず、研修での学びの成果を実際の職務に結びつけることも困難です。
- ・社会教育主事が、実際にコーディネーター、ファシリテーターとしての役割を担うことや、地域の人材を育成するための、知識や技術を身に付けたい。
- ・現状課題に対応できる知識・技術などの研修が、容易に受講できる環境が不足している。
- ・子どもの「生きる力」の形成において、放課後、学校外における青少年教育の重要性は高く、あらためて在学青少年の社会教育のあり方について、研修が必要ではないかと考えます。
- ・社会教育主事の資格を得るための研修（講習）に係る期間が長く、本人及び所属の職場に対する負担感が大きいように感じる。市町村によっては、配置されている職員数が少なく、長期間職場を空けることが難しいため、社会教育主事の養成が進んでいかない一因になっていると感じる。
- ・教員から派遣されて社会教育主事をしているので、社会教育主事としての研修の中に学校教育に関するものがあっても良いと思う。キャリア教育・ふるさと教育など地域と学校とが連携・協働していくための研修も必要。
- ・最近の傾向として事業のアイデアを学んだり、企画立案のための研修になっているときがある。社会教育主事講習も企画立案のための講習に偏っていると感があり、社会教育主事として働きたい！と思うようなワクワク感を与えるような心に響く講習にしなければ受講するだけで終わってしまう人が多くなってしまっていると感じる。
- ・具体的な実践力を身につける研修会の必要性。地域課題を解決する講座を開催している市町村においても、当初から課題が設定されていて、それに添った講座が行われている。そのため、課題発見力・掘り起し力とともに住民の課題解決のための自主的な学習を支援する手法を身につける必要がある。NPOや企業等との連携手法など時代の変遷に合った研修内容が必要。
- ・社教主事資格を取得しづらい現状がある（長期間、長距離、高費用、そして無活用）。通信教育や地方大学の講義聴講等、日常業務を中断しなくても研修が受けられる制度にしてもらいたい。また、大きな自己負担をして取得した社教主事資格が活かされない現状も課題である。学校現場や教育委員会、地域政策部局等への配置ができるような制度改革を望む。

問 10 地域課題解決の推進の観点から、今後、どのような研修の提供が必要と考えていますか。

今後必要となる研修は以下のとおりである。

- 地域課題解決のため、地域課題を掘り起こすフィールドワークや現地研修など、具体的な事例研究。
- 地域課題の把握からP D C Aサイクルによる実践化を学ぶ研修。
- 地域で活動している各種団体と連携するための組織作り、役割分担、情報共有等の研修。

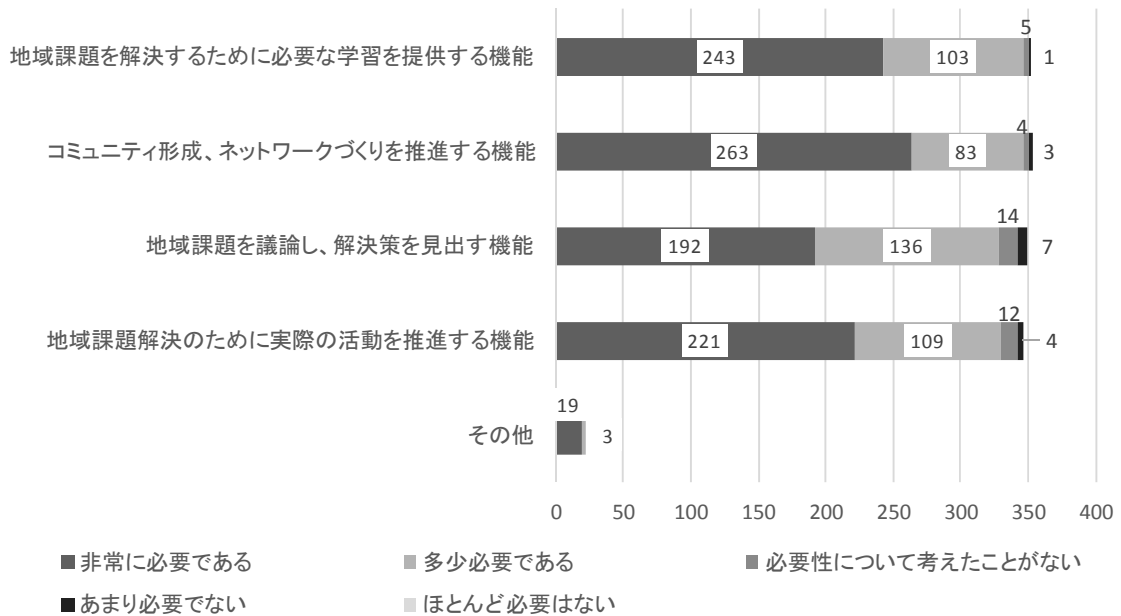
- ・防災機能として社会教育施設の在り方や地域教育力向上のための具体的な事例研究。
- ・クラウドファンディングなど、財源の生み出し方を研修すべきである。行政の予算措置がつけば、それに越したことはないが、なかなかそういかないことが多いはずである。寄付金を募るでも、活動の中で産出されたものを売るでも構わない。いろいろな事例を研修すべきである。
- ・具体的な地域課題を掘り起こすフィールドワークや現地研修、そのほか聞き取りやアンケート調査などの具体的活動、コーディネーター・ファシリテーター研修。
- ・ゆるやかなネットワークづくりのための研修、ニーズに合った多様な活動を作るための研修、継続できる体制づくりの研修。事業を推進する上で「あるある」と思えるような内容に対応する研修、例えば「市町村や公民館で予算や人数が少ないからその事業は実践できない」とならないようにするため、事業を推進する上でヒントになるような事例や工夫のポイントを多く集めて、実践に生かすようにする研修。
- ・協働事業に取り組んでいる NPO 等と社会教育の観点から対話し、求められる事業や施策・取り組みを見出していく時間になるような研修の機会を提供することが必要だと思います。
- ・地域課題の把握からP D C Aサイクルによる実践化を学ぶ研修。
- ・地域課題を見つけ出すための技法の習得。総論は一般的に理解しているところであるが、個別具体的な各論になると確信を持った理解が希薄となる。社会教育調査やワークショップの技法の習得。
- ・SNSの活用、プレゼンの実例(実習ではなく)、実演の講義。
- ・交渉や合意形成、ファシリテーション能力等、対人的な能力を伸ばすことのできる研修が必要と考えます。
- ・アウトリーチ型出前研修。
- ・インバウンドが地方再生の鍵ともいわれている。異業種、異年齢、他部局、他地域等、幅広い視野から地域課題を検討することが効果的。相互交流や連携協力が図れる研修の場が大切である。
- ・社会教育主事に特化した人材育成研修、講座企画立案研修の実施。現場職員を指導・助言する立場を視点に置いた研修内容が必要と考える。
- ・地域の課題は、「地域をどう維持していくか」だと思うが、そのために地域としてどのように取り組んでいくか、そのヒントとなるような先進地の事例を学ぶような研修が必要であると思う。いくつかの事例を提供し、その中から地域の実情に合うような参考例を選び、さらに深く学ぶような研修が必要だと思う。

3 公民館等の社会教育施設について

問 11 地域住民等が参加し活動する学びの場として、どのような機能が必要と考えますか。

非常に必要である、また、多少必要であるという学びの場として機能は、「コミュニティ形成、ネットワークづくりを推進する機能」が多くなっている。

図表 学びの場として必要な機能 (n=374)



【その他】

その他として、以下のような機能が挙げられている。

- ・個人的問題に見えるものから他者と共有できる課題を見出し、つながりを形成することを促進する機能。
- ・他市区町村の情報を提供する機能。
- ・地域課題に関心を持つ機能。
- ・地域課題解決に限らず、人がつどい、楽しみ、学び、動きだすように支援する公民館の機能。
- ・家族単位の社交の場としての機能。
- ・ソーシャルキャピタルの育成の場としての機能。
- ・学校連携をする機能。
- ・地域のよさ、特色を学ぶ機能。
- ・趣味的な講座を開催する機能、学社連携の中心としての機能、貸館としての機能。

問 12 地域住民等の学びの場を整備するためにどのような人材が必要だと考えていますか。

必要な人材は以下のとおりである。

- 地域住民と学習の機会を結びつけコーディネートする人材や、ファシリテーション能力の高い人材。
- 個人や団体のマッチングやコーディネートができ、市民ニーズに合った企画ができる人材。
- 地域課題解決のためのコミュニティ形成、ネットワークづくりの推進に長けた人材。

- ・地域の課題把握や地域住民とのコミュニティを図ることができる地域コーディネーターとしての人材。
- ・地域課題に基づく事業を積極的に展開するプロデューサー、関係団体や地域住民を紡ぐコーディネーター。
- ・現代的な地域課題や社会からの要請となっている課題を地域住民が受け止めやすくなるような研修や講座を企画できる人材。また、地域や学校の力となってくれる人材の発掘ができる人材。
- ・ネットワークづくりができる人（団体や事業を結びつけることができる人）、多様な活動が推進できる環境づくりが行える人。
- ・生涯学習、社会教育、公民館活動といった「学び」の要素を含んだ社会教育活動について理解している人材、また、アピール力（情報発信力）にたけた人材。
- ・現代的・社会的課題及び地域固有の課題の意識化を図り、その解決への道筋の見通しを持つことができる人材。
- ・地域の人や自然、文化について専門的な知識を有する人。また、そのような地域人材を統括できる人。
- ・住民が何を学びたいか、なぜ学びたいか、どのように学びたいかを理解し、そのうえで誰と誰をつなげたら、住民が学びたいことを実現できるかということがわかる人。そのために学習者記録作成を通して、学びを積み重ね、広げることができる人。
- ・自らで考え、自らで行動し、周りに相談、柔軟な対応ができる人材。
- ・自主的に活動できる人、地域で協調して活動できる人。多様な価値観を認めながら、よりよいまちづくりを指向できる人。自ら学習機会の提供や学習成果の活用をつくろうとしている人。地域で課題解決をしていこうとする人など。
- ・市民の不満や要望を感じ、受け止め共感する感性。それを出発点に講座を組み立てられる企画力。様々な意見の相違を調整できる能力。→気配り、目配りのできる人材。
- ・積極的に地域住民や行政職員とのコミュニケーションを図ることのできる人材。

問 13 公民館の営利事業の禁止規定について、どのように考えていますか。

社会教育主事に関しては、「現状維持」が47%、「柔軟化・緩和」が40%、その他（不明、どちらでもない等）13%となっており、「現状維持」については、地域の公益的な活用を対象として現状でよいとする意見が多く、一方、「柔軟化・緩和」では、地域住民等のために使用する公益的活用を行うという条件下で、活動資金を確保するために緩和することもやむなしという意見が多くなっている。

【現状維持の主な意見】

- ・ 公民館は教育機関及び教育施設であり、地域住民を対象した事業を推進・展開することが大きな役割であり、営利を目的とすることは行うべきではない。
- ・ 公民館の設置目的を考えれば、営利事業を禁止するのは当然である。
- ・ 営利目的とした事業が公民館で行われることになる、人的・物的問題により、地域住民の学びの場から離れていく恐れが出てくるように思われるので、禁止規定は必要であると考える。
- ・ 住民のために教育や文化などに関する各種の事業を行う教育機関であることから、営利活動の拠点として利用することにはそぐわない。
- ・ 非営利的な住民の学習文化活動を支援することが最優先であると考えている。
- ・ コミュニティの拠点として、広く住民に使用してもらうには営利目的利用はそぐわない。
- ・ 公民館は公平性、公益性を有する施設であるため、営利目的とした事業を行うことや営利事務に関わる業務に関わることは好ましくないと考える。
- ・ 公民館は教育施設としての特性から、特定の営利事業者を支持・援助するような形態の貸館は避けるべきものと考えます。そのため、営利事業者それ自体が使用不可ではないと考えます。

【柔軟化・緩和の主な意見】

- ・ 公民館が地域住民の学びの場となり、地域活性化の拠点となるためには弾力的運用も必要ではないかと考える。
- ・ 人の集まるコミュニティの場になるような仕掛けであれば、行っても良いと考える。
- ・ 公平性が確保され、公民館活動が活発になることであればできるだけ緩和されるようにしたらどうかと考える。
- ・ 単に営利を目的とするのではなく、公民館自体の運営や社会教育の振興に役立てる目的であれば一部認めても良いのではないかと考える。
- ・ NPOなどが公民館を利用する機会が増え、これらの団体が活動資金等を確保するための活動も見受けられる現状で、この様な市民活動の広がりに対応し、NPOや地域団体の活動を促進する観点から、物品販売の規制を緩和し、NPOや地域団体の資金確保の活動にも公民館利用を認めることとしている。
- ・ 公的な施設であることから営利事業については望ましくはないが、地域の利用を阻害しない範囲で利用料を徴収することを認めてもよいと思う。
- ・ 公民館の稼働率を上げることが目的なら、安易に営利事業を認めるべきではないが、近くにカルチャーセンターなど民間の施設がない地域では、住民が集う施設として営利事業に開放しても良いと思う。

社会教育関係職員用
アンケート調査

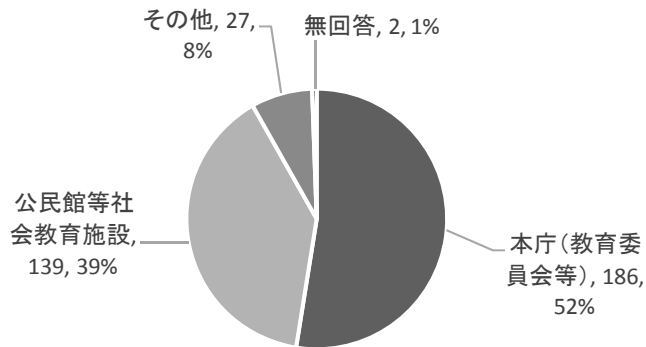
第4章 社会教育関係職員用アンケート調査

1 社会教育関係職員の方について

問1 主な勤務場所についてお聞きします。

社会教育関係職員の主な勤務場所は、本庁（教育委員会）という回答が半数を占めている。

図表 主な勤務場所(n=353)



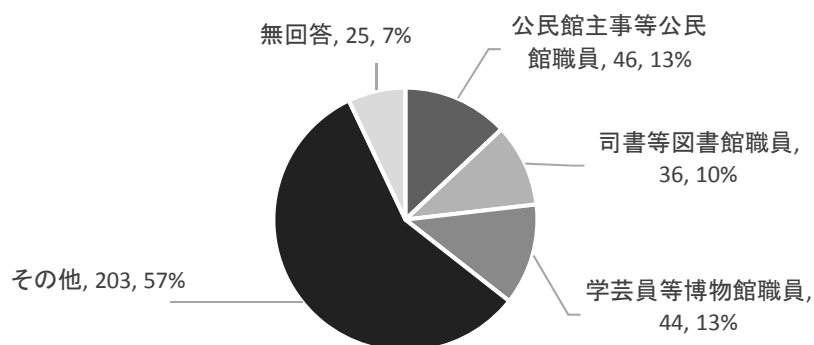
【その他】

その他の回答では、公民館や図書館、美術館等の社会教育施設において勤務しているという回答となっている。

問2 どのような専門職員ですか。

今回の回答者の属性として、公民館主事、図書館司書、学芸員等が33%程度を占めている。

図表 専門職員の属性(n=353)



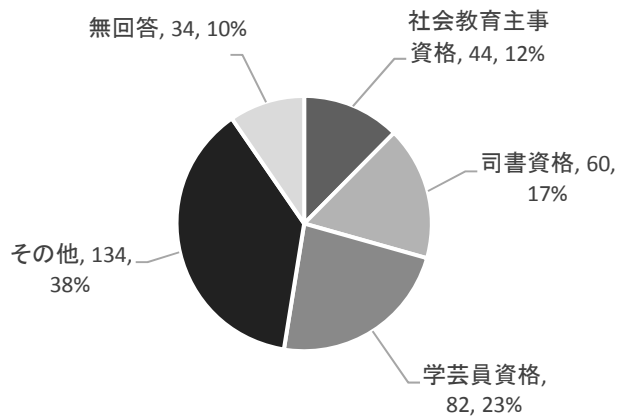
【その他】

その他の回答では、行政職員、社会教育指導員等が多い。

問3 どのような資格を持っていますか。

資格としては、司書資格、社会教育主事資格等が挙げられ、約半数を占めている。

図表 有している資格 (n=353)



【その他】

その他の資格としては、以下のような資格が挙げられる。

- ・小・中・高一種教諭。
- ・幼稚園教諭。
- ・生涯学習コーディネーター。
- ・保育士資格。
- ・キャンプインストラクター、レクリエーションインストラクター、余暇生活開発士、国内旅程管理主任者。
- ・健康運動指導士。
- ・社会福祉士。
- ・児童福祉司任用資格。
- ・博士（農学）。

問4 現在の職務は何ですか。

主な職務は以下のようになっている。

- ・生涯学習推進事業、学校と地域の連携、コミュニティセンターに関すること。
- ・青少年教育、家庭教育、地域づくり活動等。
- ・公民館主事、一般行政事務。
- ・博物館運営、埋蔵文化財の調査・研究、行政事務全般。
- ・放課後子ども教室コーディネーター。
- ・一般的な学芸業務一般（資料の保管、調査・研究、普及・啓発）。地域の博物館施設連絡協議会（事務局は当館）の事務局。外部収蔵庫の維持・管理に関する業務。
- ・コミュニティセンターの生涯学習活動事業への助言、指導 及び生涯学習・スポーツ課の事務補助。
- ・視聴覚機材の貸出・及び市民向けのイベントの企画・制作・立案。
- ・講座（主に生涯学習カレッジ（高松市民大学・屋島カレッジ）、市民参画促進事業）の企画・運営、貸館用務、ライブラリー事業に関すること、生涯学習センター等運営協議会に関すること。
- ・子ども会・青少年相談員・婦人会等補助団体の事務局担当。
- ・成人学習支援（受講生が相互に学び合う学習の機会（相互学習）や、学習者が学んだことを地域に還元する機会（学びの循環）を設け、学習者が自らをふりかえり地域とのつながりを発見する機会を提供する長期講座）。
- ・人権同和教育、男女共同参画社会づくり、子育て支援マスター（健全育成）を担当。
- ・展覧会の企画・構成・展示。展覧会図録の構成・執筆。館蔵資料の調査・整理、調査報告書の執筆。歴史資料館運営のための予算・決算等諸事務。
- ・文化政策（文化祭、文化協会）の企画・立案・団体育成、学校支援地域本部事業（地域のコーディネーター）の研修についての企画・立案及び開催、社会教育委員会議の事務、その他社会教育実践団体の育成・事務等。
- ・文化財行政を担当

問5 勤務を通して感じた専門職員の意義や役割は何ですか。

専門職員が勤務を通して感じた主な意義や役割は以下のとおりである。

- ・地域の教育資源を掘り起こし、専門的・技術的な助言および指導を行い、社会教育・公民館事業に活かす。
- ・地域住民の力で地域を活性化していく必要性や楽しさ、やりがいを伝える。また、関係機関や団体等のネットワーク化を図ったり、コーディネーターを育成したりして、具体的な活動につながる支援を行う。
- ・図書館資料についての幅広い知識、利用者ニーズを把握するコミュニケーション能力、市町村図書館等の運営実態を把握した適切な助言・指導力。
- ・富山県立図書館では、地域課題解決に資するため、郷土資料の網羅的な収集・保存に努めており、図書館司書はそれらの資料とそれを求める地域住民をつなぐ役割を担っている。
- ・区民の学習に対する意識を喚起することもそうだが、それ以上に学習記録の作成等を通じ、学習の結果を振り返り総括する機会を設けることが重要な役割となっている。
- ・①地域における社会教育の課題に対して、適切に助言・指導が出来るように常に専門知識、もしくはネットワークを持ち続け、素早く対応すること ② 困難な業務に対して、ひるまずこれまでの自分の経験を活かし、適切な判断で対応できるように常に自己研鑽を図ること。
- ・客観的なデータや社会資源、地域特性等から対象となる地域の課題を把握していること。把握している課題を地域の状況を見ながら、住民へなげかけ・啓発していくこと。
- ・住民主体の活動を応援するための情報（資金源、キーパーソン、他地域の事例など）を地域にとって適切なタイミングで提供すること。
- ・青少年の健全育成及び学校・家庭・地域連携協力推進事業においては、学校教育との関連が密接であり、相互理解・協力が必要不可欠であるため、この指導主事存在及びその仲介機能が非常に有用で、重要であると実感している。
- ・学校教育に重きが置かれる教育委員会の中で、学校教育以外の多岐にわたる業務を社会教育主事が行うことにより、地域と教育の連携をはじめとする社会教育の視点を生かすことで、県全体での子どもの育ちを支援する取組に寄与している。
- ・シニア大学事務局としては地域の高齢者の活動を下支えし、学校支援コーディネーターとしては地域と学校を結ぶことによって授業を豊かにし、世代間交流を図り、生涯学習の充実の手助けとなるべく努めている。
- ・町内の文化財の保護・活用を図る役割を行っている。
- ・専門職員を配置することで、より積極的に文化財保存・調査活動を行うことができる。それによって、地域住民への啓蒙普及活動にも幅が生まれ、深度も深いものになり、より質の高い学習機会の提供が可能になる点。
- ・東京都では幅広い分野の文化財をあつかっており、それぞれの分野ごとに専門的知識を必要とする。また一方で、全ての分野の専門職員を雇用するのは困難であり、幅広い知識を有する学芸員資格などは有効と考えられる。

問6 勤務を通して感じた専門職員の課題は何ですか。

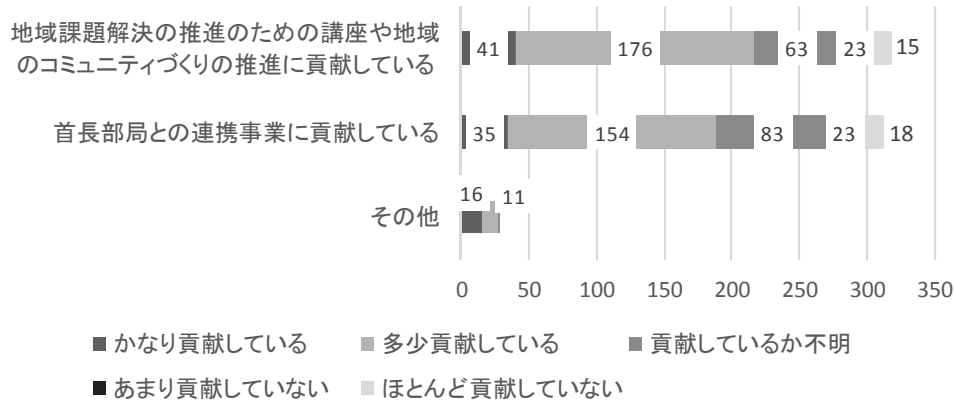
主な課題は以下のとおりである。

- ・専門職員という役職制度はないので、一般行政職の業務と専門職員としての業務と、抱える事業量が多い。
- ・社会教育関係職員は、他部署からの異動により、社会教育行政に継続して携わる職員とは限らない。そのため、社会教育・生涯学習の関係団体や施設等への適切な助言等を行うための研修の機会がさらに必要であると考ええる。
- ・地域住民の世代交代が急速に進む中で、地域が歩んできた歴史を正しく伝え、地域にのこる歴史遺産の流失を防ぎ、今後も保存・継承していくための有効な公開活用事業が必要とされている。
- ・社会教育に関わる分野が多岐にわたり、関係団体等も多いため、現状の把握が難しいところがある。
- ・成人対象講座においては、いかに男性に参加していただくか、また、受講生が講座終了後に更なる学び、活躍の場を築いていける場を提供できるかが課題。
- ・地域課題の解決には、地域住民や行政の多部門の協力が必要になる。そのための体制づくりと関係者のモチベーションの維持が課題である。
- ・学習した成果を何らかの形で社会の中で生かしたいと考える人の思いを、地域住民が求めている公民館事業にどう生かせるのか。両者のニーズをよく聞き、ニーズに即して提案したり、合意を得るために説得したりすることも必要。そのためには、傾聴・共感・提案・説得についての能力を身に付けておく必要がある。
- ・利用者サービスを考えるあまり、先回りして動きすぎることがあり、それが利用者の自主性を育ちにくくする一因になることがある。図書に関すること以外は司書の仕事と考えない職員もいる。専門職員には嘱託職員が多く、また、正職員は人事異動があるため、知識や技術・経験の蓄積と継承が難しいと感じることがある。
- ・地区住民の生涯学習としての生きがいがづくりのきっかけとして、主催教室を企画運営していることのみで、人と人をつなげる仕掛けや地域課題の発見解決に向けた住民主導の仕掛けが全くできていない。

問7 学びを通じた地域課題解決の推進に向けて、現在、どのような取組をしていますか。

かなり貢献している、多少貢献しているという回答の取組の内容は、「地域課題解決の推進のための講座や地域のコミュニティづくりの推進に貢献している」という内容が多くなっている。

図表 現在の取組内容と貢献の度合い (n=353)



【その他】

その他の取組内容は以下のとおりで、かなり貢献している、多少貢献しているとなっている。

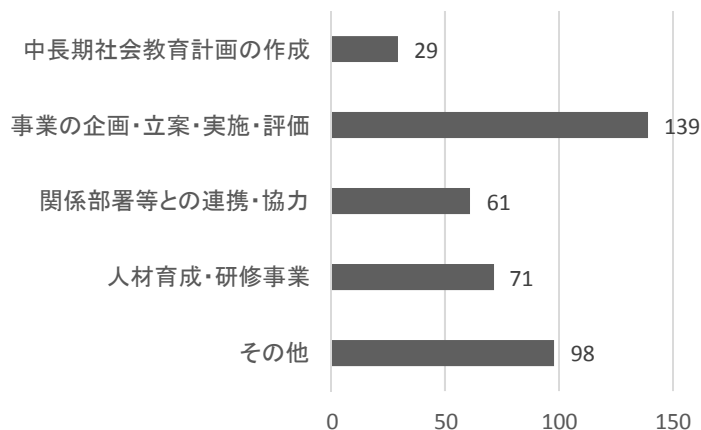
- ・博学連携事業の実践。
- ・学校授業などへの支援や社会人などの学習団体支援。
- ・地域からの要望に応じている。
- ・学校教育との連携。
- ・地域課題の解決のための学習の質の向上。
- ・地域づくりカレッジの企画、青少年健全育成、家庭教育。
- ・高校生と地域の関わり貢献している。また、子育て世代の交流の場づくりに貢献している。
- ・学校支援地域本部の実施、家庭教育支援事業の実施、子どもの居場所づくり(放課後子ども教室の実施)。
- ・地域の歴史文化や伝統を学び伝える。
- ・人権同和教育の研修会の開設、男女共同参画社会づくりに向けた調査研究等、青少年健全育成活動や子育て支援の推進。

2 専門職員の養成・研修の状況、今後の在り方等について

問8 大学で受講した課程や講習において、社会教育の職務に役立った科目、スキルはどのような内容ですか。

社会教育の職務に役立った科目、スキルとしては、「事業の企画・立案・実施・評価」が多くなっている。

図表 社会教育の職務に役立った科目、スキル (n=353)



【その他】

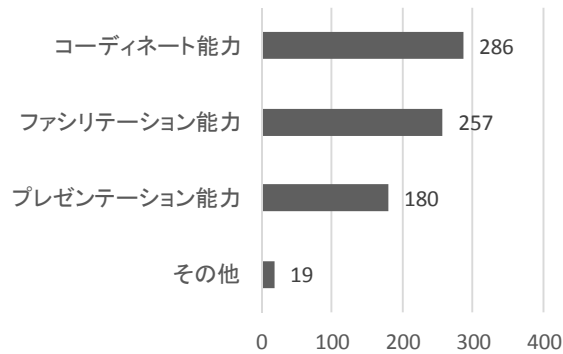
その他の科目、スキルは以下のとおりである。

- ・地域福祉の推進に関わる地域資源の役割を理解するためのフィールドワーク（大学での実習）。
- ・文化財に関する知識。
- ・図書館資料の知識・技術、図書館経営。
- ・チラシ作成の仕方、講師依頼の仕方などの実践。
- ・展示品の取扱方法、展示方法、撮影方法。
- ・経営工学、統計学。
- ・歴史資料の取扱い、展示方法。
- ・自然地理学、人文地理学、都市地理学。
- ・情報検索、情報探索。

問9 今後、学びを通じた地域課題解決の推進の観点から、必要な能力・スキルはどのような内容ですか。

今後必要となる能力・スキルは、「ファシリテーション能力」「コーディネート能力」が多くなっている。

図表 今後必要な能力・スキル (n=353)



【その他】

その他の必要な能力・スキルは以下のとおりである。

- ・地域研修。
- ・マーケティング能力（地域の課題を的確に把握する能力）。
- ・接遇能力（幅広い年齢層に合わせることが可能な対応能力）。
- ・何が課題なのかを地域住民とのやり取りを通して感じ取る能力、学習過程を分析する等して学習の質を向上させる能力。
- ・人間性です。それは地域の方々と信頼関係の上に心配ごとや悩み事から、企画し実行する能力です。
- ・地域の人とつながるためのコミュニケーション・傾聴能力。
- ・人柄・指導力・洞察力・直感・粘り強さ・達観性・公平性。
- ・レファレンス等において地域住民と接するなかで、その課題やニーズを読み取ることができる洞察力。
- ・地域をPRしていくうえでの情報発信能力。

問 10 研修について何か課題を感じていますか。

研修に関する課題としては、以下のようになっている。

- ・社会教育職員の職務内容が多岐にわたっているため、研修時間内で相互理解はできても、なかなか内容の深まる討議がされにくく、残念に思います。
- ・理論だけではなく、専門を活かしたフィールドでの実践能力や地域住民との実践的な交流経験が必要。
- ・社会教育主事専門講座（社会教育実践研究センター）は、社会教育主事資格のある者しか受講できない。
- ・専門領域の知識能力に加えて、地域や社会の課題やニーズを的確に把握し、社会教育が時代や社会、学習者にあった話題を提示できること。広い視野への見識と関心がより一層必要である。
- ・文化財担当職員を対象とした研修が少ない点。
- ・学校教育分野に比べ、充実していないという印象がある。また、教育委員会事務局は教育公務員がほとんどを占め、事務局に来るまで社会教育関連の研修等はほとんど行っていないので、予備知識等ほぼ無い状態で勤務をしなければならない。教育公務員に対する社会教育関連の研修の必要性を痛感する。
- ・学芸業務のなかで、資料整理や展示作業等に時間がとられ、講座・説明会等にあてる時間がなかなか取れない。
- ・図書館司書向けの研修では、業務で必要とされているにもかかわらず、コーディネートやファシリテーション能力の養成がまだ少ないかと感じています。
- ・職務内容が、経験年数に応じて専門化・高度化される一方で、資格取得時の必要な知識や技術も変化することが多い。このため、経験年数に応じて、定期的な研修を行う必要があると考える。
- ・子供だけの講座、親子の講座を実施しているが、今後は、世代横断的に、年齢の異なった世代が同じように活動できるような取り組みが必要ではないか。そのことにより、異なった世代間から多くの刺激を受けるような気がする。

問 11 地域課題解決の推進の観点から、今後、どのような研修の提供が必要と考えていますか。

今後必要となる研修は、地域の課題に取り組む研修を多くなっている。主な意見は以下のとおりである。

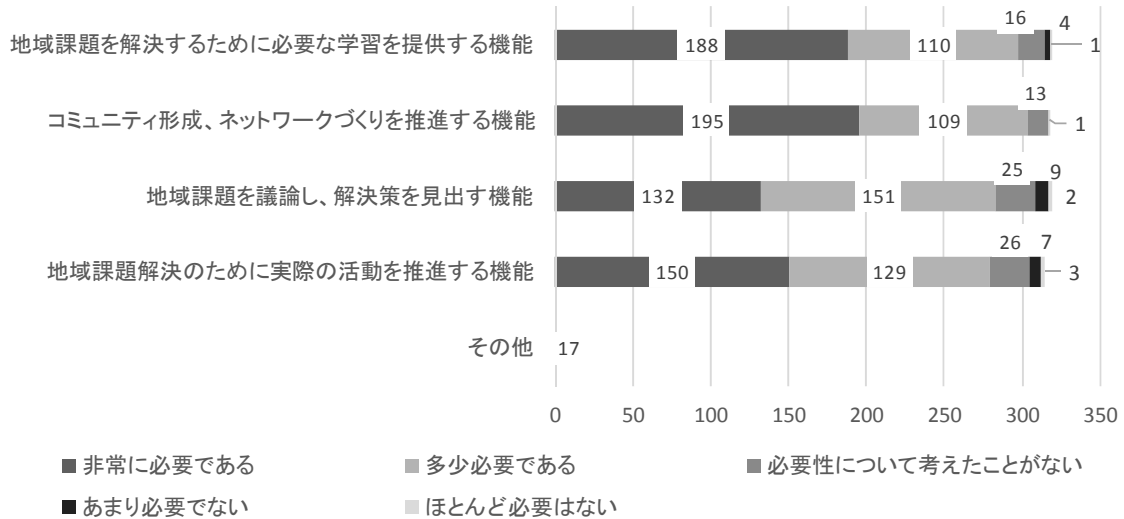
- 先進的な取組例を学ぶ機会が必要。
- 社会的要請及び地域の課題等の調査分析能力や、地域住民のニーズを的確に把握する能力を培う研修。
- 地域課題解決のために、各都道府県等で具体的にどのような取組でどのような成果を挙げているか。そしてその事業を実施するためにどのような組織作りをしたか実例を学べるような研修。
- ワークショップ形式で、地域住民と課題を語り合い、必要に応じた知識や地域の情報、体験等を提供する急レーション体験。多様な人材に触れる機会を多く持てる異業種交流など。
- 高齢者学級で学級長ができるようなリーダーの養成。家庭教育や子育てに関する問題に的確に対応できる家庭教育支援員の養成と任命、それに家庭教育支援委員会の設置。
- 「まちづくり」や「地域づくり」について、市民講座を開催しているので、このような研修が良いと思います。
- 地域に眠る人材発掘の手法、発掘した人財の育成に係るスキルアップ研修。住民の潜在的な意見を引き出し、円滑に、建設的に形作っていくためのファシリテーション能力向上研修。
- コーディネート能力、ファシリテーション能力及びプレゼンテーション能力のスキルアップ。

3 公民館等の社会教育施設について

問 12 地域住民等が参加し活動する学びの場として、どのような機能が必要と考えますか。

非常に必要であるという学びの場として機能は、「コミュニティ形成、ネットワークづくりを推進する機能」が多くなっている。

図表 学びの場として必要な機能(n=353)



【その他】

その他の機能としては以下のようになっている。

- ・地域の人材を発掘・育成・つなげる機能や自分の地域に興味関心を持たせる機能。
- ・外国人と地域の多文化共生推進。
- ・安心して発言ができる場としての機能。
- ・商業施設など併設し、人が集いやすい施設とする。
- ・地域づくりの成功事例を紹介する機能。
- ・生涯学習・教育の活動を推進する機能。
- ・住民の潜在意識を引き出し反映する機能。
- ・地域の持つ文化的資源を再確認する機能、地域の歴史・伝統・風土を再確認する機能。

問 13 地域住民等の学びの場を整備するためにどのような人材が必要だと考えていますか。

主に以下のような人材が必要とされている。

- 学習を深め、学習者同士を結びつける人材。
- 地域課題を把握でき、行政と地域住民、または地域住民どうしを結びつけるネットワークづくりやコーディネートできる能力を持っている人材。
- コミュニケーション能力を持った人材。

- ・学校現場、教育委員会事務局を経験した教育職員と複数の行政部局の従事経験のある行政職員。この両名が社会教育主事の有資格者であることが理想と思われる。
- ・地域課題が把握でき、ネットワークづくりを推進する能力の高い人材。
- ・学校や地域のことに詳しく、住民と共に活動できる地域コーディネーター、小さな学びの場の運営者（公民館長等）。
- ・博物館学芸員、図書館司書、社会教育指導員、学校教員など学びと専門分野の知識を繋ぐことができ、利用者一人ひとりの興味関心を聞き取り、個々の経験や学習意欲などにあわせて個別にコーディネートができる人材。
- ・地域の歴史・伝統・風土を理解する人材は、少数でも必要である。
- ・地域住民からの信頼を受け、インフォーマルなコミュニケーションもとることを通して、地域課題を発見していくことができる人材・
- ・地域住民による学習の過程を観察し、整理することを通して、さらなる学習の質の向上に有効な支援ができる人材。
- ・地域の状況を把握しつつ、昔遊びのような学校外での学びの場を提供できる人材が求められる。
- ・災害の際などにリーダーシップをとれる人とそのフォロワーのような関係性を生みだせる人材。
- ・社会教育主事等の資格をもち、専門的技術的な助言・指導に当たることができる人材と、まちづくりに精通している多種多様な人材が必要と考える。
- ・学習が深まるよう先導できる者、学習者同士を結びつける者。
- ・地域住民のニーズを的確に捉え、コーディネートできる能力を持っていること。
- ・多岐にわたる情報と知識を持ったうえで、市民の目線に立って共に考え、実行に移していくことができる人材。
- ・地域住民の課題を掘り出し、それを地域住民にとって必要な形に送り出せる人材。
- ・地域住民のニーズを聞いて資料や行政の窓口、必要な人に結び付けられる人材。
- ・多くの事例や知識を有し、的確な助言や質問への回答ができる人材。

問 14 公民館の営利事業の禁止規定について、どのように考えていますか。

「現状維持」が52%、「柔軟化・緩和」が37%、その他（不明、どちらでもない等）11%となっており、それぞれの主な意見は以下のとおりである。

【現状維持の主な意見】

- ・社会教育法 23 条は、広く市民に行き届いているので、遵守すべきだと考えます。
- ・公民館の目的からして、営利目的の事業は必要ない。
- ・公民館を多くの市民に利用してもらう目的としては、営利事業を実施するのも良い方法もしれない。しかし、公民館の存在意義を考えると難しい。
- ・教育関連施設である公民館で営利事業は今後でも行うべきではない。
- ・禁止に賛成である。営利目的の団体が利用することによって住民の自主的な活動を阻害してしまう可能性があるため。
- ・地区民に解放されるべき公民館であれば、地区民に還元される利益以外を追及する営利活動は制限されるべきだと考えます。
- ・他の一般利用者とのトラブルを招く可能性や、公共の学習施設という本来の趣旨から外れてしまうため、公民館の営利事業の禁止規定は妥当であると考えます。
- ・教育に関する研修や文化行事・公演会等で公民館を使用できれば、地域教育の充実や活性に繋がると思う。しかし、その基準をどのように設定するかは難しい。

【柔軟化・緩和の主な意見】

- ・近年利用も減っていることから、公共利用の妨げにならなければ、有料貸館しても良いと思いますが、利用者の選別をどうするか課題もあります。
- ・利用者の利便性向上等、地域への還元を目的として収益を得る事業は、差し支えないのではないかと考える。
- ・公的機関としては当然であるが、営利のみを観点として、事業を一律に除外すべきではない。営利の結果、公的に還元されるような事業も考えられるため、宗教や道徳的観点から問題がなければ、良いと思う。
- ・民間が行う有料の社会人大学・ビジネススクールと比べて、公民館の無料講座は限界がある。多少の営利事業の講座参入を認めても活性化を図るのも良いと考える。
- ・社会教育の充実のためには民間企業との連携が必要であり、また、民間企業が行う教育活動も社会教育として認められるべきもの。住民が課題解決に取り組む中から新たなビジネスが生まれ、公民館としても支援するケースがあるかもしれない。公民館の機能を充実・活性化させていくためには、営利事業の展開も検討する必要がある。

公民館用アンケート調査

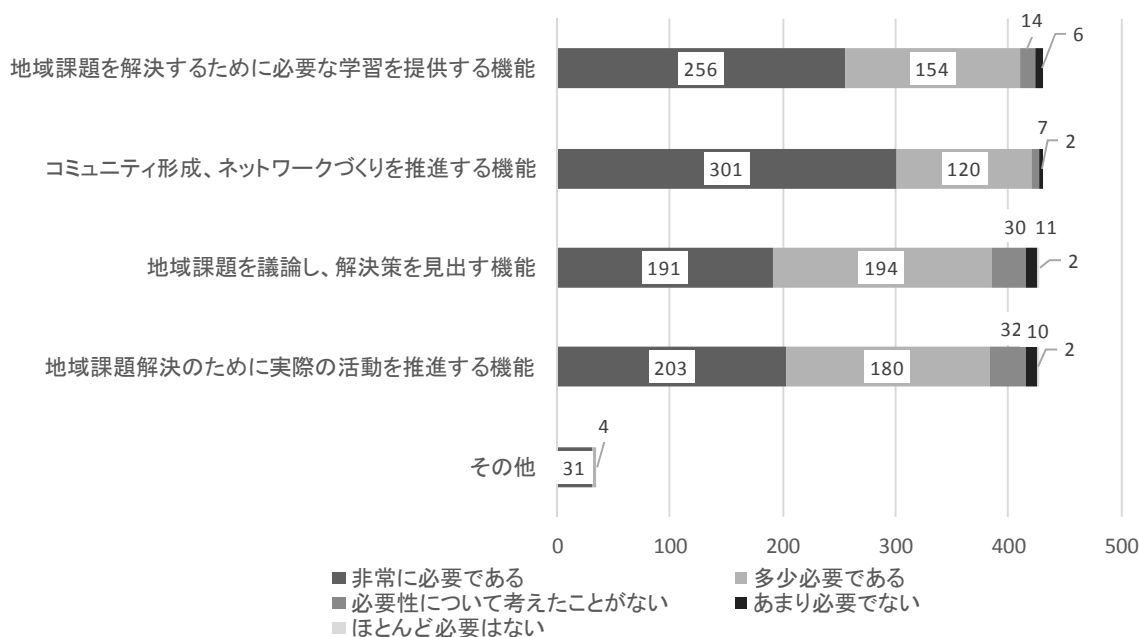
第5章 公民館用アンケート調査

1 公民館について

問1 地域住民等が参加し活動する学びの場として、どのような機能が必要と考えますか。

公民館の機能として非常に必要であると回答した機能は、「コミュニティ形成、ネットワークづくりを推進する機能」という回答が最も多く、次いで「地域課題を解決するために必要な学習を提供する機能」となっている。

図表 公民館の主な機能(n=434)



【その他】

その他で非常に必要であると回答した機能については、主に以下のようになっている。

- ・地域住民の社会的な居場所（つどいの場）、子どもが学校、家庭以外で過ごせる場所。
- ・情報提供、相談・コーディネートする機能。
- ・知識・教養・生活に関わる学習を提供する機能。
- ・地域の伝統や文化をより発展させるための支援や活動ボランティアを養成する機能。
- ・若者が地域に興味を持つために必要な学習機能。
- ・地域の方同士のつながり（ネットワークの基礎）を創りだす機能。
- ・生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する機能。
- ・地域課題解決のためのリーダーの育成。
- ・趣味・特技の修練を図る機能、世代間交流を図る機能。
- ・趣味等個人の楽しみを満たす機能。

問2 地域住民等の学びの場を整備するためにどのような人材が必要だと考えていますか。

必要な人材の資質としては、地域に関する知識や理解がある人材、情報収集や発信力のある人材が多くなっている。

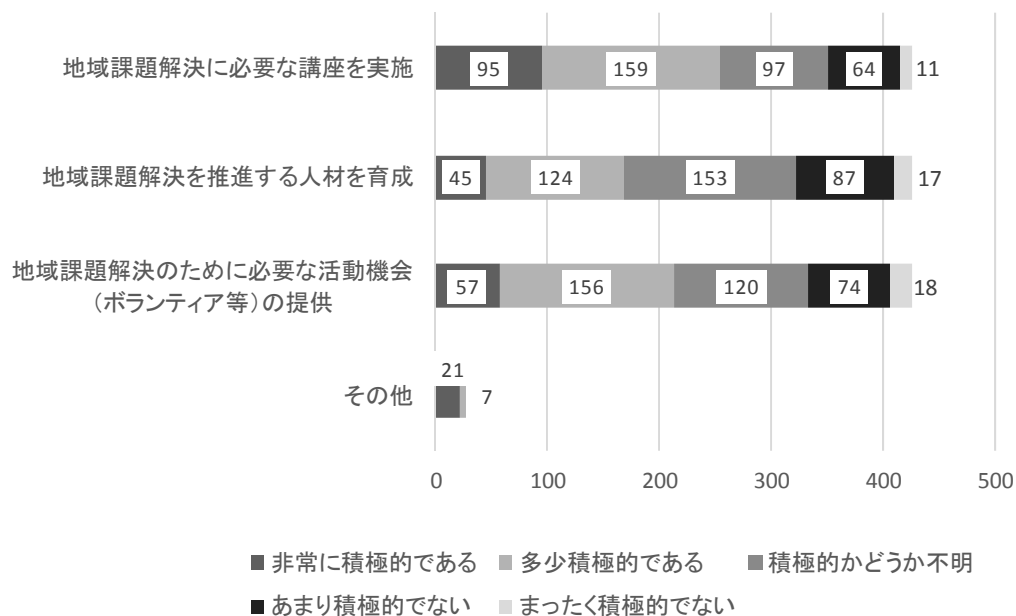
- ・住民目線に立って物事を考えられる人材が必要と思うが、単に住民の声を聞き同調するだけではなく、行政のできること、やるべきこと（範囲）をしっかりと把握しそれを理解してもらえるように伝えられる（主張できる）能力が必要。
- ・現状にとらわれず、地域住民の声を聞き、時代やニーズに合う企画を考え事業を進める事ができる人材が必要だと思う。
- ・学校・行政・地域を結びつける「つなぎ役」となり、誰からも信頼されるような人材が必要である。
- ・社会の変化や生活様式・価値観の多様化に伴い、住民の連帯感が希薄になるなど、地域も大きく変わり、環境、福祉、教育、地域の活性化、防災・防犯等々、様々な課題に直面していることを認識し、また、地域活動への参加者の減少や地域組織への加入率の低下、地域課題解決に向けた地域力の低下等も現れていることも併せて認識し、これらの現状から、身近な学習の拠点、地域づくりの拠点としての公民館の役割がますます注視されてきていることについて、身を持って考えている方。
- ・生涯学習に関する知識を有し、市民活動への理解や社会問題及び地域課題への関心を持ち、公平性・公共性を確立できる人材。
- ・地域住民の学習ニーズを汲み取り、それを個人の課題だけにとどまらず地域の課題と捉えなおし、多くの人と共有させる能力のある人。人と人を繋ぐコーディネーターの役割を持った人。地域住民の学びをサポートし、受動的な学びに主体性を持たせられるファシリテーターの役割を持った人。
- ・地域の将来について、既存の地域行事のあり方について、考え、行動してくれる人材。
- ・住民が学びたいと思うものに対して、講師等を紹介するなどコーディネートしてくれる人材。
- ・「地域課題」については、多くの住民からマチの問題や課題を引き出すことが出来る聞き屋的な人材（ワークショップのファシリテーター的存在）と、引き出された課題と類似した課題が解決された事例など、その内容を熟知した「まちづくり」に長けた人材。コミュニティの形成やネットワークづくりに対しては、核となる人材が必要。
- ・地域文化に精通している者、スポーツや健康に精通する者、日本や世界の情勢に精通する者、地域住民の気質に精通し地域課題解決に向け持続的にコーディネートしサポートできる者、全体をコーディネートできる者、公民館活動を積極的にサポートできる者など。
- ・学びの場を整備するためのプログラム開発の出来る人材や先進事例の紹介などの情報提供が出来る知識の豊富な人材、ファシリテーター能力のある人材、活動をリードできる指導力と熱意のある人材、円満で調整能力のある人材が必要と考える。

2 公民館の状況、今後の在り方等について

問3 地域課題解決の推進のために、どのような事業に積極的に取り組んでいますか。

非常に積極的に取り組んでいる事業は、「地域課題解決に必要な講座を実施」が多くなっている。

図表 積極的に取り組んでいる事業 (n=434)



【その他】

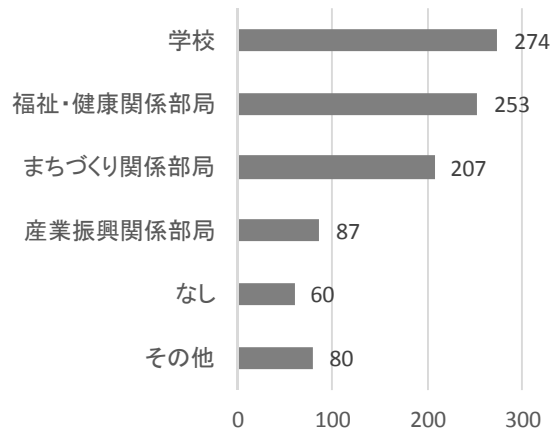
その他の事業は以下のようになっている。

- ・各地域リーダーとの連携・協力。
- ・食と健康、防犯・防災、同和教育。
- ・地域課題に取り組むNPO等のボランティア団体の社会教育機能の支援。
- ・伝統文化の継承。
- ・地域住民の交流を促進する講座・イベント。
- ・住民同士が交流し、気軽に地域のことを話せる場の提供。
- ・コミュニティ醸成のためのイベント開催。
- ・社会教育と学校教育の連動。
- ・不登校の子、親のためのフリースペース。
- ・大学と連携した市民セミナー、医師会等と連携した健康講座、サークル主催の子ども体験講座。

問4 地域課題解決を推進する際に、どのような行政部局・機関等と連携していますか。

連携している行政部局・機関等は、「学校」が多く、次いで「福祉・健康関係部局」となっている。

図表 連携している行政部局・機関等 (n=434)



【その他】

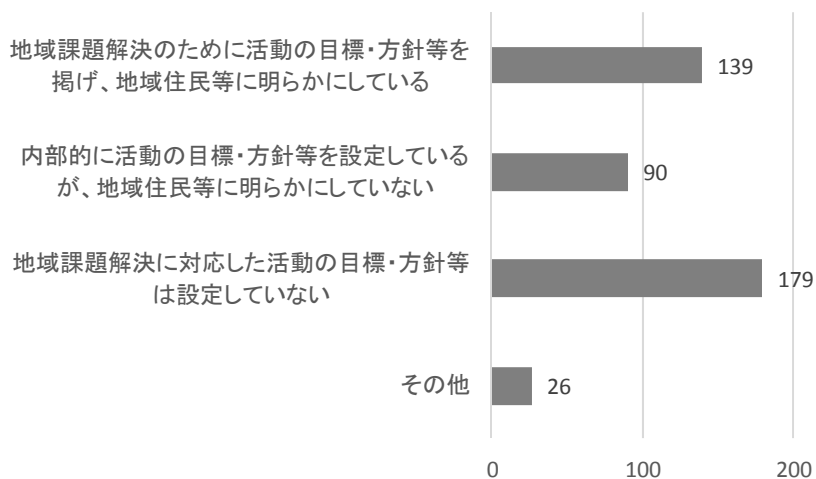
その他の行政部局・機関等について、主なものは以下のようになっている。

- ・ 地元自治会、体育協会、大学。
- ・ 警察署、消防署（防災課）、教育委員会。
- ・ 地域グループ、NPO法人、放課後子ども教室。
- ・ 社会福祉協議会。
- ・ 青少年健全育成団体。
- ・ 防災関係機関。
- ・ 生涯学習担当部局。
- ・ 児童館、図書館、保育園。
- ・ 医師会。

問5 公民館は、地域課題解決のために活動の目標・方針等を掲げ、地域住民等に明らかにしていますか。

地域課題解決に対応した活動の目標・方針等は設定していない」という回答が多くなっている。

図表 活動の目標・方針等の地域住民への発信 (n=434)



【その他】

その他として、以下のような回答がある。

- ・講座の提供を主としており、地域課題とはあまり関係がない。
- ・まちづくり協議会として地域課題解決のために活動の目標・方針等を掲げ、地域住民等に明らかにしている。
- ・公民館の運営協力委員会には明らかにしているが、地区全世帯までではない。
- ・市全体として市生涯学習推進ビジョンに明記し、公表している。
- ・広報誌により年間の事業や女性学級などについて知らせている。

問6 地域課題解決の推進に向けて、どのような課題がありますか。

主な課題は以下のとおりである。

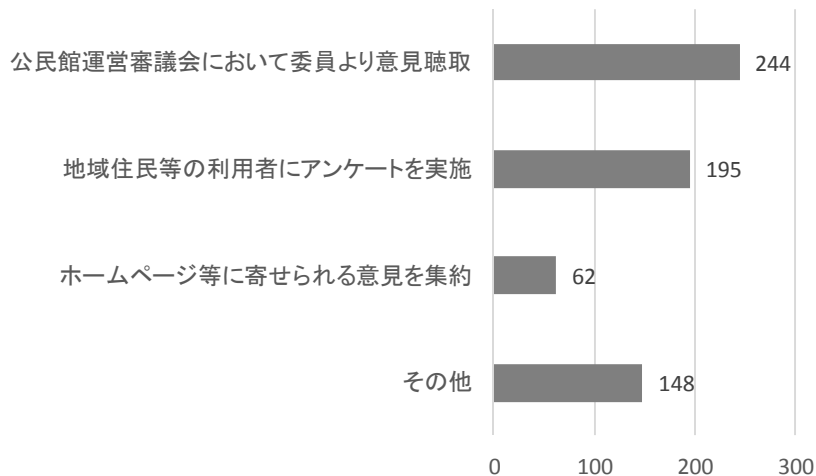
- 高齢化が進み、年代層が固定化していること。
- 地域コミュニティの拠点としての機能が低下していること。
- 地域課題解決を公民館が主体となり取り組む体制が整っていないこと。

- ・親子世代の参加や若者の参加率が低い。
- ・地域コミュニティの活動を活発にし、交流を深めていくために、関係団体との調整及び活動場所となる施設の統廃合を含めた整備。
- ・地域課題を解決できる人材を育成するために、未来につながる活動テーマについて市民と学生が共に創造的・実践的に学ぶ場づくりが必要。
- ・地域における人の繋がりや連帯感、支え合う意識の希薄化による、地域コミュニティの拠点としての機能が低下していること。
- ・高齢化社会が進む中で地域の学びや交流の拠点である公民館としては、閉じこもりがちになる高齢者の外出機会の創出と、地域のイベントに参加する側から運営する側になる地域社会の担い手を育成する仕組みづくりが課題である。
- ・超高齢社会における高齢者への支援について、どのように支援者を育成し活動できる状況を示すことができるかが課題。
- ・個人志向の価値観の浸透が進むなかで、地域コミュニティの必要性和重要性を、特に若青年層に対してどの様に訴えて理解させるかが課題。
- ・地域住民、とりわけ若い世代に向けて、地域における人のつながりや連帯感、社会への貢献やコミュニティづくりへの意識を高め、地域課題解決への実践につながる学習機会を提供し、地域諸団体や課題解決に取り組むNPO法人等の団体とのコーディネーターとなることが課題である。
- ・短期的な人事異動により、職員の専門的見地の醸成ができていないとはいえず、住民ニーズが把握しづらい環境にある。
- ・地域課題の解決に不可欠な働き盛りの世代の参加が少ない。
- ・公民館利用者及び関係者の高齢化が進んでいるので、若年層を巻き込むような事業展開が必要。
- ・地域課題解決を公民館が主体となり取り組む体制が整っていない。
- ・地域における人の繋がりや連帯感、支え合う意識の希薄化による、地域コミュニティの拠点としての機能が低下していること。

問7 運営に対する地域住民の意見はどのように反映していますか。

地域住民の意見は、「公民館運営審議会において委員より意見聴取」という意見が多くなっている。

図表 地域住民の意見の反映 (n=434)



【その他】

その他としては以下のようになっている。

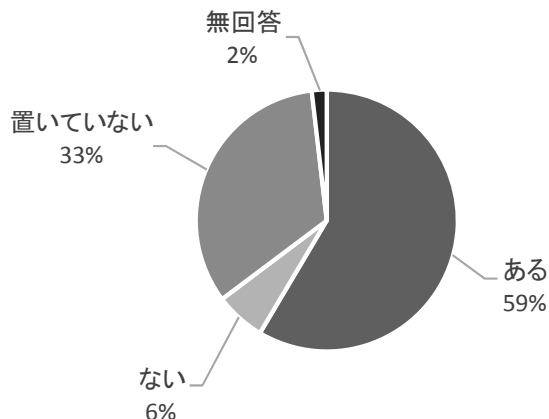
- ・日々来館される住民の方々とのコミュニケーションの中で。
- ・公民館来館者から、直接話を聞き意見を求める。
- ・利用者懇談会等で意見を聴取している。
- ・利用者から直接要望が出される。
- ・区民からの意見を区長が集約し会議の際に提言します。
- ・講座参加者へのアンケートの実施。
- ・毎月、公民館カレンダーを発行しており、それを読んで住民から意見を聞けることがある。
- ・学校、地区社協、コミュニティセンター等地域組織、機関との学級、講座の共催を通じて。
- ・社会教育委員よりの意見聴取。

3 公民館運営審議会について

問8 公民館運営審議会を置いていることによるメリットはありますか。

「メリットがある」という回答が59%であり、次いで「運営審議会を置いていない」という回答が33%となっている。

図表 公民館運営審議会を置いていることによるメリット (n=434)



問9 問8であると回答した場合、その具体的なメリットはどのようなものですか。

メリットとしては、専門的かつ多種多様な意見が得られることや、地域住民の意見を伝えてくれる、公民館の運営についても自主性や自立性を高めるために有効といった意見が多い。

- どのような事業が良いか、改善点などを話し合う機会が持て、役員の役割分担もでき意識も高まる。
- 地域や住民の意見や思いを拾い上げて伝えてくれる。
- 委員として学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者、学識経験者などが委嘱されており、住民の多種・多様な意見や要望等を公民館運営や事業の企画・実施に反映させることができる。
- 公民館運営審議会委員の一部は地域や団体の代表で構成されている。審議会において、地域の自主性及び自立性を高めるために、地域代表として率直な忌憚のない意見交換をされるので改革を推進する役割を果たしていると考えている。
- 様々な立場の方がおり、公民館の運営や事業に対して客観的な意見をいただくことができるので、今後の公民館運営の参考にできる。

問10 問8で、ない、置いていないを回答した場合、どのように地域住民等の意見を反映させていますか。

置いていない場合の地域住民等の意見を反映方法はアンケート調査が多い。主な意見は以下のとおりである。

- ・利用者懇談会や各講座教室ごとのアンケートにより意見を聴取し反映している。
- ・公民館の利用者や、地域の各種団体の方々の要望や意見などを聞き、それをもとに講座等を計画している。
- ・企画毎に実行委員会形式をとり、その都度反省会等で意見を出せばいいと思う。
- ・各公民館で利用団体との意見交換、独自の運営委員会において意見聴取を行っている。また、社会教育委員会議においても公民館事業等に関する意見聴取も行っている。さらに地区公民館は地域自治組織との連携は密であることから、地域住民の意見を十分把握できる環境である。
- ・地区代表者で組織する公民館推進連絡会を年2回開催し、意見を聞いている。

問11 公民館運営審議会の課題、改善点は何だと思えますか。

主な課題は以下のとおりである。

- ・館長の諮問機関ではなく、公民館における各種事業の企画実施等、公民館の運営について協議し、推進する組織とすることが必要。
- ・高齢者が多いため、区長などからの宛て職となり、活動的な若い者のなり手が少ないため、斬新な発想が生まれにくい点や会議には出席するが、自ら積極的に行動する意欲に欠けている。今後は公民館活動及び地域コミュニティの構築に具体的に取り組むことが必要と思う。
- ・職歴や肩書きだけで委員になっている人もいたり、批判的なことしか言わない人もいるので、運営・活動について反省すべきことはするとして、そこからいかに今後に向けて建設的な議論にしていけるかが課題。
- ・構成員がボランティアであるため、会議を何回も持つことが不可能である為、会議が限られている。
- ・公民館と運営審議会委員との情報交換が不足している。
- ・審議会委員が公民館団体代表となっており、公民館に関わっていない市民の意見を吸い上げることができないこと。
- ・運営審議会委員の公民館行事への参加率が低く、現状を把握できない状況での協議となっている。
- ・公民館で学習する人と公民館の運営に関わる人のかい離が生じていること。
- ・役員の入替えが少なく、新しい意見がでにくい。前例踏襲になりがち。
- ・形式的なものになりがちであるため、事例発表などを多く取り入れた意見交換の場としての会議の位置づけもすれば、より有効な会議となる。
- ・地域に密着し、より公民館活用を有効にしてもらうため、審議会内の強制的なことがないよう、自らの行動で色んな意見ができるような雰囲気づくりをより一層大切にしていきたい。

問 12 公民館運営審議会の活性化のために、必要なことは何だと思えますか。

活性化のために必要なことは、主に以下のとおりである。

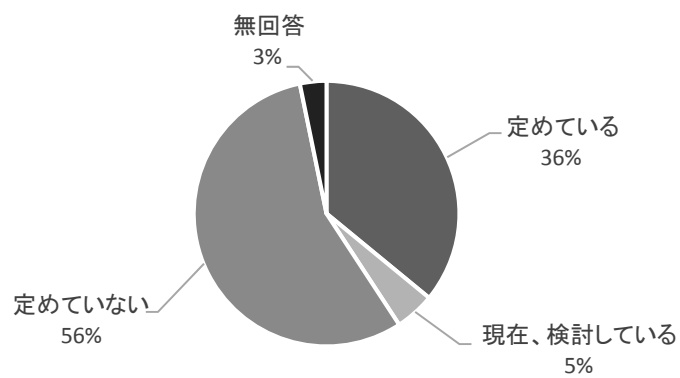
- 委員ひとりひとりが活動に役立てるための情報の収集と分析をおこなう能力を持つこと。
- 人権・福祉・子育て・環境・防災・まちづくり等、様々な分野で活動・活躍する人を委員に加えること。
- 地域の課題について具体的に活動し意見交換する場としていくこと。

- ・ 予め審議会で討議する議題について、委員に周知することにより、より闊達な議論をすることができる。また、市民に公民館の運営について関心を持ってもらうとともに市民委員の割合を増やすことも活性化につながると考える。
- ・ 公民館運営審議委員さんの公民館に対する理解の深化。そのための、公民館サイドからの積極的なアプローチや実績の報告。
- ・ 委員として住民の中から社会教育や生涯学習に関心をもち、公民館運営やクラブ・サークル活動に対して熱意と情熱をもった人材を選出し、活発な意見交換を行ってもらうことが必要である。
- ・ 会議に出るだけでなく、普段から公民館へも足を運び、情報交換が日常会話でできるようになれば、会議でももっと活発な意見がでると思う。
- ・ 引き受けてくれる人を委員にするのではなく、人権・福祉・子育て・環境・防災・まちづくり等、様々な分野で活動・活躍する人で構成されることが望ましいと思う。
- ・ 公民館事業の内容や概要等について、さらに情報提供に努めることで、地域住民の要望やニーズが委員の意見や提言に反映されるようにする。
- ・ 委員の年齢構成及び性別が偏っており男性や子育て世代の保護者の審議会への参画が必要と思います。
- ・ 事務局である公民館が審議会とは何か、どういう役割を期待するのか真剣に考え、検討してもらいたい事項を提案する。委員構成についても、一定数の割合で年齢配分をしたり女性の委員割合についても、規定しても良いのではないかと。委員構成についても、地区内の職業構成も考えて選考の幅を広げる。
- ・ 公民館運営審議会委員の多くは地域の各種団体の長などで構成されている。地域活動に参加をする若い人たちの登用が必要と思う。
- ・ 自由な論議の場の設定が必要。
- ・ 実施回数を増やし、公民館の取り組みに触れてもらう機会を多く設定する。事業分野別の専門委員会の設置も考えられる。
- ・ 各自治体などで評価シートなどを作り、ある程度統一した視点を持つこと。もっと気軽に意見が出来る場であって欲しい、運営を評価・審議することがとても難しいというような考えがある。審議会の人には公民館の一番の味方でもあり、時には叱ってくれる地域の良き先輩のような存在であってほしい。
- ・ 研修の実施。諮問だけではなく、地域課題を抽出するワーク。その解決策を探るワークなど、実践的な活動を通じて、実利のある審議会になる仕組みがほしい。
そのためには、審議会が小学校区ごとに組織され、会合の回数を増やせる予算が必要。
- ・ 意見を聞いて終わりではなく、その意見を取り入れることができる柔軟なシステムの構築や、時には委員に主体的に事業に関わっていただくなど、委員としても、館の運営に貢献していると感じられることが必要に思う。
- ・ 事前に会議の資料を配布するなど、効率的な審議を図り、出された意見に対して結果を報告することにより、委員のモチベーションを高める。

問 13 公民館の営利事業に関し、別途に細則（判断基準等）を定めていますか。

細則（判断基準等）を「定めていない」が 56%となっている。

図表 細則（判断基準等）制定の有無（n=434）



問 14 公民館の営利事業の禁止規定について、どのように考えていますか。

「現状維持」が54%、「柔軟化・緩和」が37%、その他（不明、どちらでもない等）が9%であり、「柔軟化・緩和」の意見については、地域住民や地域の福祉につながるような事業であるならば、行ってもよいという意見が見られる。主な意見は以下のとおりである。

【現状維持の主な意見】

- ・公民館は教育機関であることから、営利事業を伴う利用は認めるべきではないと考えます。
- ・社会教育法で規定されていることなので、それを遵守するだけだと思います。
- ・公共施設であるため、営利事業を行うべきではない。
- ・行政は常に公平な立場であることから、一部の営利事業に援助することは、市民に誤解を与える恐れもあり、公平感の均衡を保つ上でも不必要と思われる。法 23 条を遵守し、一切の営利事業に関して援助すべきではないと考える。
- ・営利事業を認めると、歯止めが利かなくなり、高齢者に対する詐欺的商法等が公民館内で行われかねない、密室の中の監視は現在の人員では不可能。基本的に今後も認めるべきではない。
- ・公民館は多くの地域住民が利用する施設であり、そのため使用料などは低く抑えられていることから、営利目的の利用は問題があると考えている。
- ・学びの場としての公民館としては、当然ことである。コミュニティーセンター化してしまうと、公民館としての機能はなくなってしまう。
- ・線引きが難しいので、営利目的はすべて禁止としています。
- ・社会科見学で来館する小学生(2年生)が、見学後、「公民館は大人の学校なんだね」と言ったことがとても印象的であったが、単なる貸館ではなく、人々の学びを支援する場として公民館があり、生涯学習を支える大切な場であると考えている。
- ・公共施設において、営利を目的とした事業が行われることは、その事業者を自治体が推奨しているととられかねず、公平・中立の観点から必要な規定と思う。
- ・公民館は市民のために公共的な活動を公平に寄与するべきであり、特定の人に特別の利益を与えるような計画をしてはならないため、この規定は公民館の姿勢を示すものだと考える。

【柔軟化・緩和の主な意見】

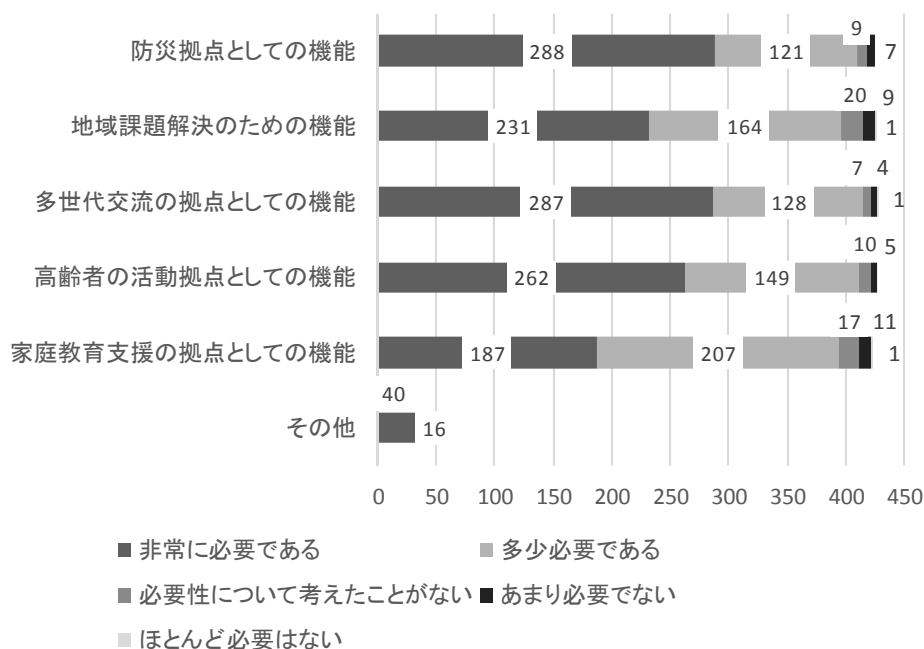
- ・禁止規定を撤廃してほしい。売れる公民館で社会教育を推進したい。
- ・各種資格取得や、専門スキルの向上のための通信教育講座が増加していると思慮される。これら住民福祉の向上に結びつく事例については例外的に認めても良いのではないかと。
- ・地域住民の助けになるような、あるいは地域にとっては必要と判断される営利的事業は有料化して貸し館を行ってもいいのではないかと考えることもある。
- ・公民館の利用を促すためには、住民活動を優先できれば、営利事業を排除する必要はないと思います。
- ・町の地域活性化に繋がるものであれば利用させても良いと思う。
- ・地域住民の利益や利便性のある事業は行ってもよいと考える。
- ・ある程度の柔軟な対応が必要であると考えている。
- ・営利だけを目的とするのは、公民館の主旨には反していると思うが、市民の利益となるような事業に関しては、ある程度の幅を持たせた事業を行ってもいいのではないかと考える。
- ・社会教育施設としての機能を残しながら現状に則した営利事業への運用を考える必要があるものと思います。
- ・利用目的及び内容が公序良俗に反しないのであれば、施設を提供（目的外使用で有料）しても良いと思われる。
- ・公民館の目的に支障がなければ、公民館の有効利用促進や自主財源の確保等の観点からも禁止規定の緩和があってもいいのではと考えています。
- ・営利事業の援助でも、地域住民の福祉のために行われ、それが特定の個人や団体の利益をもたらさない場合に限り利用可と考える。
- ・法第二十条に掲げる事業を妨げない範囲において、短期的かつ臨時的な利用で、公正に施設の供与がされるのであれば、問題はないのではないかと考えている。
- ・営利を目的であっても、地域の方への情報発信という意味で許容できると考える。
- ・営利事業であっても、地域の方々にとって有益になるものは十分精査したうえで活動を認めるなど、柔軟な対応ができるような規定が必要だと思慮。
- ・公民館の利用制限の緩和は必要だと考えます。但し、社会教育施設であることを踏まえながら、場合によっては、運営規則などの制約事項について再検討していく必要はあるでしょう。
- ・公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではないことから、その目的達成のための減価償却又は運営資金の一部と認められれば許可している。
- ・公共施設の有効活用という観点から、また、営利事業であっても生涯学習の推進に寄与するものもあることから、弾力的な施設利用がし易いよう法の規定を緩和すべき。

4 公民館が施設として具備すべき機能について

問 15 講座の開設等の学習支援機能とともに、公民館等の社会教育施設が優先的に有すべき機能は何だと考えますか。

非常に必要である、多少必要であるという回答は、「防災拠点としての機能」及び「多世代交流の拠点としての機能」等が多くなっている。

図表 社会教育施設が優先的に有すべき機能 (n=434)



【その他】

その他の機能としては以下のようになっている。

- ・居場所としての機能。
- ・コミュニティ形成、ネットワークづくりの拠点。
- ・地域住民の集う居場所としての機能。
- ・地域住民の社会的な居場所（つどいの場）、子どもが学校、家庭以外で過ごせる場所。
- ・健康増進の拠点としての機能、文化活動の拠点としての機能、伝統芸能活動の拠点としての機能。
- ・育て世代の支援としての機能。
- ・青少年の健全育成の機能。
- ・地域の伝統・文化の継承の場、まちづくりの拠点としての機能。
- ・環境づくりの拠点としての機能、福祉の情報・活動支援の拠点としての機能。
- ・人権教育の場としての機能。
- ・文化である方言の継承・普及の拠点としての機能。
- ・障害者の活動支援、外国籍の住民の活動支援。
- ・ボランティア活動の拠点。

問 16 公民館が複合化・統廃合されることに伴う課題として、どのような課題があると考えていますか。

サービス面の低下、居場所・拠点機能の減少による地域の社会教育機能の低下、統廃合による地域の特性が減少するなどによる課題が発生する。主な点は以下のとおりである。

【サービス面】

- ・現在利用している人が継続できるのであれば特に問題はないが、当館が無くなることになれば課題は多い。
- ・統廃合によって公民館の場所が遠くになり、利用者の中には高齢者も多く地域住民にとって交通の利便性が損なわれる。
- ・現在、社会教育施設の利用者は社会教育を行うことを目的に活動するグループに限定しているが、複合化することにより解除され、おのずとグループの育成を図るために必要な援助や指導も不要となり、自主性自立性の推進を高める市民グループの減少、衰退を招くのではと危惧する。
- ・①地域住民に対するサービスの低下 ②統廃合されて公民館が無くなった地域と存続する地域では格差が生じると考えます。
- ・人口減少による統廃合は多少は仕方がないと考えるが、統合したことにより交通難民（弱者）が増え、集いの場と考える公民館へ疎遠になっていく可能性がある。特に高齢者にとっては居場所がなくなっていくと思われる。

【地域の社会教育機能面】

- ・地域の拠点となるべき公民館が遠方になった場合、防災の避難場所や集会等の集いに時間がかかり大変不便になる。
- ・地域のコミュニティのための場がなくなる。
- ・公民館は学校と同じく地域の要であると考えるので、その統廃合等によるデメリット（住民が遠方の本庁等に出向かなければならなくなる。地域で課題があるときに集まれる場所がなくなる。子どもや老人が学べる場所が減る等）と照らし合わせて、慎重に対応すべきである。
- ・地域の核となる施設がなくなってしまうと、地域活動が衰退するのではないかと。
- ・複合化・統廃合してしまうと、地域に密着した事業が展開できなくなるとともに、地域とのつながりがなくなってしまう。学校の統廃合についても同じような状況となっている。
- ・地域住民の活動拠点が減ってしまう可能性がある。
- ・複合化により、公民館機能も多機能化してしまうことで、公民館の本来機能が失われる危惧。

【地域特性の面】

- ・統廃合により公民館の範囲が広がると、従前の「地域の特性」が活かされなくなる。
- ・地域コミュニティの希薄化。
- ・統廃合については、学習機会の喪失や高齢者の利便性、地域課題の把握を損なう恐れがあるなど、課題が噴出すると考える。
- ・地域の特色を考慮する必要がある。

図書館・博物館用アンケート調査

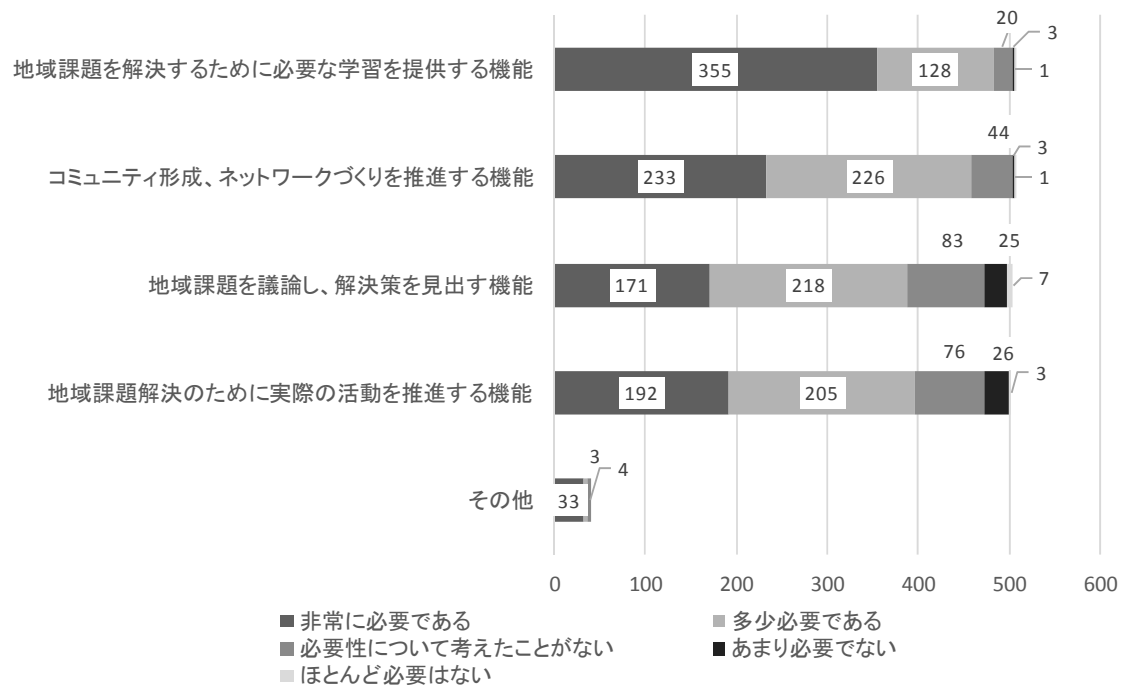
第6章 図書館・博物館等社会教育施設用アンケート調査

1 社会教育施設の機能について

問1 地域住民等が参加し活動する学びの場として、どのような機能が必要と考えますか。

社会教育施設の機能として非常に必要であると回答した機能は、「地域課題を解決するために必要な学習を提供する機能」という回答が最も多く、次いで「コミュニティ形成、ネットワークづくりを推進する機能」となっている。

図表 社会教育施設の機能(n=563)



【その他】

その他で非常に必要であると回答した機能については、主に以下のようになっている。

- ・学習意欲を高め、知的好奇心を満足させる機能
- ・地域課題を見いだす人の発掘、参加しやすさ
- ・地域の持つ文化的資源を再確認する機能
- ・各年代に対する読書普及事業の実施
- ・新しい技術（IOT/電子書籍など）の提供
- ・地域の特性を見つめ、掘り下げる機能
- ・地域課題を解決するために必要な情報を提供する機能
- ・市民の知的好奇心に対応する機能

問2 地域住民等の学びの場を整備するためにどのような人材が必要だと考えていますか。

必要とされる人材は以下のとおりである。

- 地域課題を汲み取り、その解決のために必要な情報及び資料を収集することができ、それらを住民にすみやかに提供できる人材。
- 柔軟な発想と企画力を持って、地域住民の中に入り活動できる人材。
- 市民の多種多様なニーズや地域のニーズを意識して取り上げようとする専門的知識と経験を持った人材。
- 住民とのコミュニケーション能力、マネジメント能力があり、フットワークが良い人材。

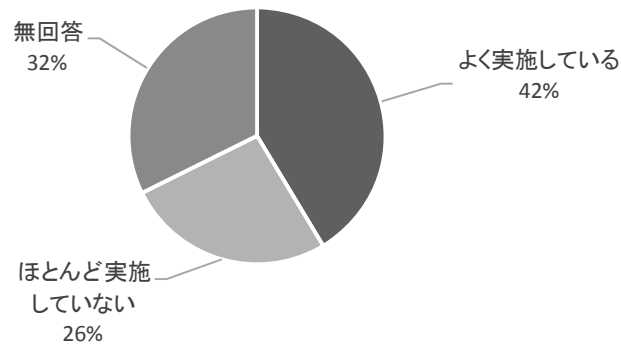
- ・知識・教養・情報収集力・教授力・コミュニケーション能力・多角的思考能力・政治的中立性を兼ね備えた人材。
- ・地域の自然環境、歴史、習俗などに精通した専門的知識を有する学芸員・教員・研究員。
- ・地域の自然環境、歴史、習俗などについて博物館や自己学習などで研鑽を積み、一般の地域住民へ体験指導などができるボランティアなどの人材。
- ・専門的な知識や技能を有する人、地域ボランティアとして活動の幅が広い人、組織力を高めるリーダーやマネジメント能力を有する人など。
- ・地域の実情に詳しく、取りまとめや地域住民に対して積極的に指導できるもの。
- ・地域住民が興味のある分野及び地域の問題解決に対して、資料や情報を提供するだけでなく、学習機会を企画・運営できること。
- ・当館の特色（国文学、音楽）を活かした企画立案（講演、コンサート、ワークショップ等）ができる人材。
- ・地域課題を汲み取ることができ、その解決のために必要な情報を集録している資料（本、雑誌、デジタルデータほか）の情報及び資料を収集することができ、収集した資料を必要とする住民にすみやかに提供できる人材が必要。
- ・学習を提供するための知識や経験を有しているだけでなく、柔軟な発想と企画力を持って、地域住民の中に入り活動できる人材が必要である。特に地域住民が自発的に活動できるよう導ける人材が望ましいと考えている。
- ・専門性を有し、トータルに考えることができる人。郷土への愛着、情熱を持った人。地域ニーズや地域の現状を把握できる人。学びの場のソフト面を支えるために地域住民に働きかける力がある人。色々な分野の人同士を結び付けることができる周旋課家。
- ・生涯学習の拠点として、市民の多種多様なニーズに対し、適切な情報・資料提供を行うことができ、細やかな対応がとれることや常に地域のニーズ（表に出ないものも含めて）を意識して取り上げようとする専門的知識と経験を持った司書が必要である。また、他の生涯学習機関との連携など人と人をつなぐコーディネーターのような人材が必要である。
- ・図書館職員においては、行政施策に明るく庁内外に人脈のある人材、行政においては、地域と図書館を繋ぐ人材が必要です。また、地域においては、自らの経験や専門知識を地域の人々に役立てるボランティア活動に意欲のある人や、地域のリーダー的な人材が必要であると考えます。
- ・住民とのコミュニケーション能力、マネジメント能力があり、フットワークが良い人材が不可欠。地域文化資源の掘り起こしや地域の課題を表出する企画能力のある人材。
- ・積極的に地域活動やボランティア活動に取り組む意欲のある人材。様々な意見やアイデアを持ち、前向きに発言できる人材。
- ・できるだけ多くの課題を収集し、それら課題の普遍性・個別性を峻別し、さらに各課題が地域・世代・生活環境などいかなる背景によって生じたかを分析・把握できること。これを踏まえ、各課題の解決に最適と考えられる講師や施設設備を直接提供できる、あるいは紹介するネットワークを構築する能力を有する人。
- ・専門的な知識に加えて、地域課題を共有し、解決のために活動する人材が必要

2 図書館・博物館について

問3 図書館では、地域課題に対応した講座や企画等を実施していますか。

講座や企画等については、「よく実施している」が42%となっており、次いで「無回答」が32%となっている。

図表 講座や企画等の実施状況(n=563)



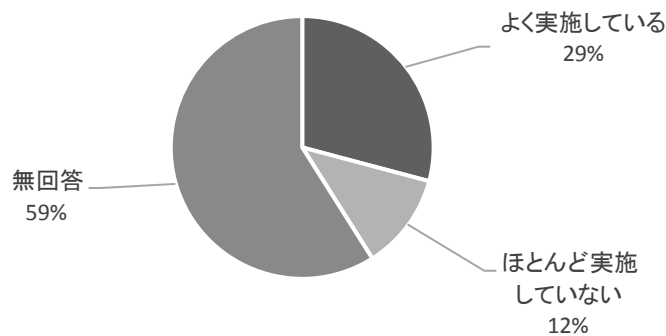
【無回答】

無回答の多くは、図書館以外の施設であることから無回答となっている。

問4 博物館では、地域課題に対応した講座や展示等を実施していますか。

講座や展示等については、「よく実施している」が29%となっており、「無回答」が59%となっている。

図表 博物館における講座や展示等の実施状況(n=563)



【無回答】

無回答の多くは博物館以外の施設であることから、無回答となっている。

問5 問3、問4でよく実施していると回答した場合、具体的な地域課題及び講座、企画、展示等の内容は何か。

【図書館の具体的な地域課題及び講座、企画、展示等の内容】

- ・農業関連本の展示、野菜作りDVD上映会、地元の生産者や、店舗経営者に役立つ蔵書を取りそろえるなど。
- ・水俣病を経験した地域であり、環境モデル都市として環境保全等に関する様々な事業を行っている。その一つとして、図書館では「環境絵本大賞事業」という募集・受賞者選定・出版・販売を2年ごと、およびその関連ワークショップ等を毎年実施。
- ・地域課題を把握しながら、ビジネスゼミナール、医療健康情報レクチャーと題しての講座の定期開催、外国人親子に向けた高校進学相談会、「幼い子どもを守るために 知りたい！防災のこと」（市、危機管理課による出前講座）など様々な講座や企画・展示を行っている。
また、暮らしの課題解決サービスとして、「医療・健康情報」、「多文化共生」、「ビジネス・就業」、「子育て・DV（ドメスティック・バイオレンス）」の資料を、充実させる取組みをすすめており、市内の図書館4館に各サービスに関連する資料の収集し特設コーナーの設置も行っている。
- ・東日本大震災からの復興：『東日本大震災文庫展VI』（展示）『東日本大震災宮城県内沿岸部被災地域空中写真展』（展示）、女川子ども司書講座講師（講座）、被災館の運営に関する相談対応。
- ・県内産業の活性化、仕事就職支援、ビジネス支援サービス（図書館活用セミナー、相談会開催、各種DBの整備など）、働く気持ち応援サービス（関連情報コーナーの設置など）。
- ・地域を見直す機会となるよう、地域を限定した資料の企画展示、地域の特産や観光資源に関する資料の企画展示、子育て支援につながるブックスタート事業や読み聞かせ会。
- ・郷土の伝統を受け継いでいくために、かごしま弁講座、昭和を語る会（写真展）、昔のあそび講座や、幼少期に読書習慣を身につけさせるため、はじめての絵本事業、おひごで読んでを実施。その他、子ども司書講座、五色百人一首講座、広域定住自立圏構想企画による絵本作家おはなし会、一箱図書館、手作り石けん展示。
- ・日光の歴史を深く学びたいという要望に応えた日光歴史講座、観光業向けの手話講座、中国語会話講座などを実施。
- ・地域情報コーナーの常設、地域に関するトピックス展示、地域資料に関するパスファインダーのWEB公開、立地条件を利用した行事の実施（夜間ビジネス相談会）、地域の小中学校への読書推進活動支援 高齢者向け講座への職員派遣（音読教室）。

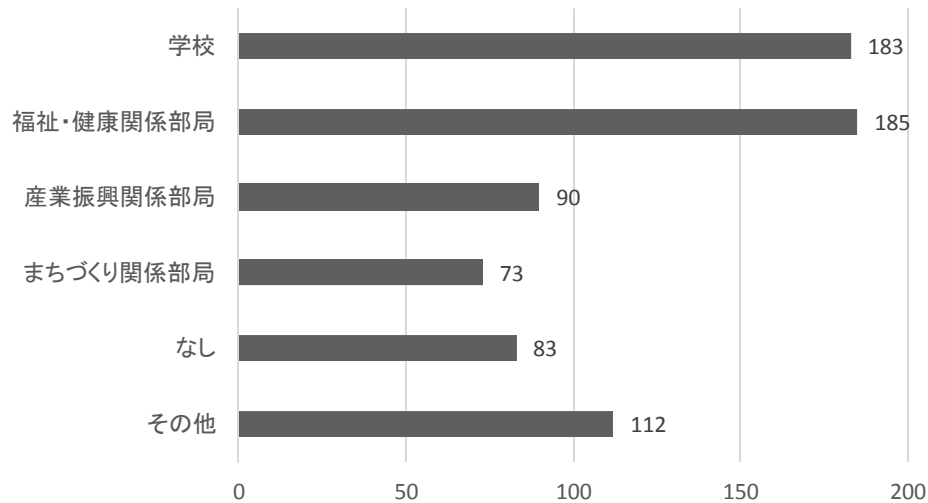
【博物館の具体的な地域課題（地域のニーズ）及び講座、企画、展示等の内容】

- ・地域の歴史・自然等への理解・関心を深めることを目的とした講座・展示等。
- ・市民目線にたった入門講座、夏休み小中学生対象の課題研究支援事業、地域文化財保存継承事業、地域文化財活用事業、古代体験学習事業、企画展関連ワークショップや企画展関連事業、市内遺跡・遺物の展示等々。
- ・企画展・テーマ展（地域の文化財、歴史、考古資料等の紹介・解説）の開催、各種講座（出前講座含む）・セミナー「地域の歴史、自然、文化（民俗）等をテーマ」の開催、現地見学会・観察会（地域の遺跡、地質、自然に関する解説会）の実施。
- ・地域に伝来した文化財の防災・防犯に関する展覧会、シンポジウムなどを開催、文化財への関心を高めるため、各地域の文化財調査を行い、それとリンクした展覧会を開催、文化財防犯のため、文化財の受託を行うとともに、現地保管用のレプリカの制作を行っている。
- ・東日本大震災（特に福島第一原発事故）で大きな被害を受けた地域コミュニティの再生を地域課題として捉えている。福島県内各地の伝統文化・工芸について、実演や製作過程の見学などを通じて体感する講座や、東日本大震災について振り返る展覧会を開催している。
- ・人口減少時代の現代日本（特に過疎化が進む地域）において、家族や一族、自然を大事にする価値観を大事に守り、今も人口増加を続けているモンゴル国の風俗・文化の学習。モンゴルの生活文化を子どもたちに紹介する出前授業（毎年約30校）は学校からも好評（学校教育と社会教育との連携）。夏休みの子ども向け工作体験教室（PTAや家庭教育の支援）も毎年実施しており好評。地域の過去の歴史遺産を活用した展示を近年重視（子どものおもちゃ、昔の暮らし、戦争、地方行政、学校など）。
- ・川越は江戸時代に繁栄し、現在の礎がその時に確立した歴史があるので、江戸時代に焦点を当てた展覧会を多く催し、市民や市外の方に川越の特徴を理解していただけるような展覧会を開催している。
- ・こども博物館教室（小学5年生対象）、博物館体験講座（一般対象／昔ながらの民具づくり体験）、こども手作り教室（小学生対象／郷土に伝わるおもちゃづくり・手すき和紙ハガキづくり体験）、明和の津波に関するロビー展。
- ・自然科学に関する学習環境の充実、学校教育活動への支援、学習の動機付けに繋がる魅力・情報の発信頭が主なニーズである。それらに応えるため、恐竜や地域地質に関する特別展や学習会、出張講座（アウトリーチ）等を実施している。
- ・高齢者世代を主体とする、郷土の自然や歴史に関する高度な学習欲求に対し、自然および歴史に関する概説的な連続講座、個別テーマの講演会、野外観察会等を実施している。また、地域の自然や歴史を中心テーマとした特別展示・企画展示さらには短期で更新する小規模なトピックス展示を開催している。このほか、学校教育と連携し、授業内容に対応した事業を企画し、協力をおこなっている。

問6 図書館では、地域課題に対応した講座、企画等を実施する際に連携している行政部局・機関等がありますか。

図書館では、「福祉・健康関係部局」や「学校」との連携が多くなっている。

図表 図書館が連携している行政部局・機関等(n=563)



【その他】

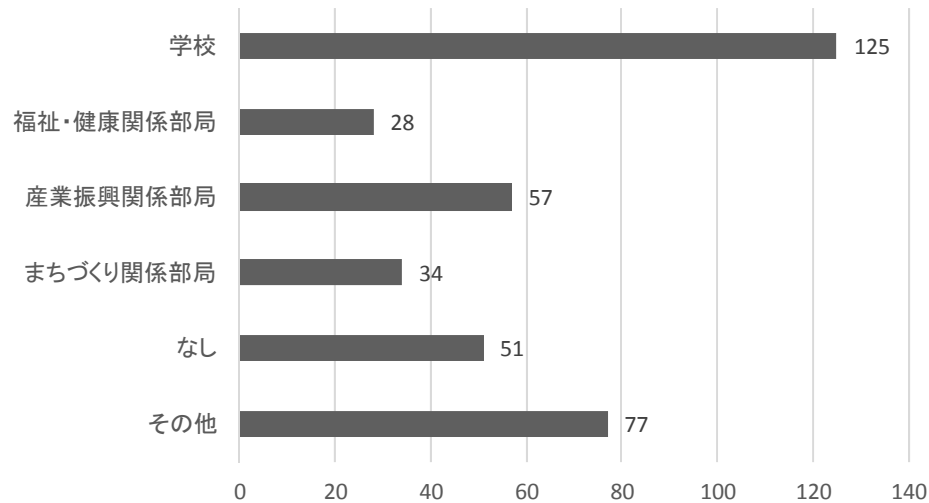
その他の連携対象の主なものは以下のとおりである。

- ・生涯学習・スポーツ振興・文化振興・産業振興・環境保全・保健計画・子育て推進関係部局。
- ・民間事業所（食品関連）など。
- ・教育委員会事務局生涯学習課や他の市町図書館等。
- ・危機管理課・市立病院・商工会議所・国際交流センターなど。
- ・保育園 幼稚園 マスコミ等報道機関へ周知。
- ・観光部局。
- ・震災復興企画部、環境生活部。
- ・各種ボランティア団体・NPO法人。
- ・人権啓発課(DV、児童虐待についての展示)、環境推進課(環境月間展示)等。
- ・公民館・読み聞かせ等のボランティアサークル。
- ・大学、大学病院。
- ・高槻市立自然博物館、埋蔵文化財調査センター等歴史館や資料館。
- ・日本政策金融公庫、JICA等。

問7 博物館では、地域課題に対応した講座、企画等を実施する際に連携している行政部局・機関等がありますか。

博物館では、「学校」との連携が多くなっている。

図表 博物館が連携している行政部局・機関等(n=563)



【その他】

その他の連携対象の主なものは以下のとおりである。

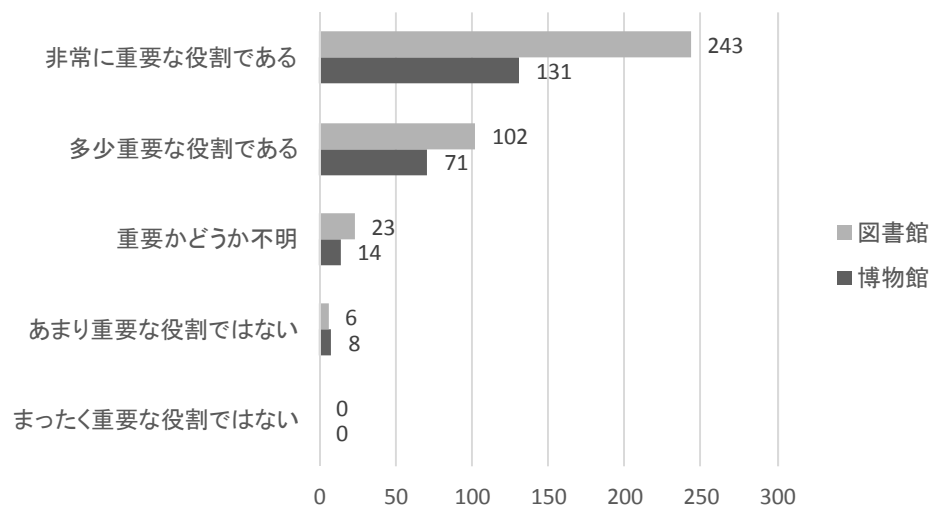
- ・市川市立中央図書館、千葉県教育振興財団文化財センター等。
- ・美術館、大学、区市町教育委員会、公民館。
- ・教育委員会 社会教育部。
- ・商工会議所。
- ・県内外の博物館・大学・伝統芸能保存団体・市町教育委員会・県教育委員会関係課。
- ・文化財保護課。
- ・地域学術研究団体。

問8 図書館や博物館は、地域課題に対応した企画等を、実施することが重要な役割だと考えますか。

図書館については、地域課題に対応した企画等、実施することは、「非常に重要な役割である」という回答が多くなっている。

博物館についても、地域課題に対応した企画等、実施することは、「非常に重要な役割である」という回答が多くなっている。

図表 地域課題に対応した企画等を、実施することの重要性(n=563)



問9 地域課題解決の推進に向けて、図書館や博物館の課題は何ですか。

【図書館についての課題解消策】

地域が抱えている課題や住民のニーズを把握し、それに図書館として取組む専門的な知識等のある職員の配置が必要となる

また、図書館は地域の課題に気づいていない住民達に気づきを与える場所となり、そのための情報提供を行っていくことが必要となる。

- ・図書館固有の業務である本の貸借、郷土資料等の収集・整理保存・公開等と、情報発信の各種事業推進の両輪をうまく回転させること。そのための人員、経費の十分な確保が必要。
- ・図書館としては、市町図書館や学校図書館、大学図書館等が設置されており、各々の立ち位置や利用目的、利用層の違いについて行われていかなければならない。県立図書館としては、その立ち位置について検証、考察し、県民にその周知を図ることが重要と考える。
- ・地域の課題を詳細に把握し、対応できる資料や情報を収集し、提供できるようにすること。
- ・現代のようなゲームやファミコンなどに子供達が毒されている社会環境の中で読書による擬似体験の大切さを教えその場を地域社会に提供して行く重要性があります。読書を推進することで心の創造性を生みだし、育てることが必要です。今までの試みを続けていくことが大切だと思います。
- ・臨時職員が図書館運営の大きな支えとなっているなど、職員体制が課題である。図書館のPR不足もあるが、課題解決にあたり、図書館を必要と感じている住民がどのくらいいるのか？同じ資料を複数の大学図書館で、また公共図書館等でデジタル化している資料も多い。都道府県単位など、一か所てデジタル化し、そこへアクセスし資料を利用できれば課題解決の推進になるのではないか。
- ・図書館は資料活用の動向や、利用者の調査相談、カウンターでのつぶやき等から地域課題を把握しやすい施設であると感じる。行政の中での位置付けや、他機関との連携によって、地域課題解決により役立つ施設として運営できると思う。
- ・発信力：図書館の機能を県民に知らせ、多くの方に利用していただくこと、専門性：高度な相談にも応じるための図書館職員の専門性の向上、ネットワーク：全県で県立図書館のサービスを利用できる環境の整備。
- ・職員が地域の課題について学習する機会を持つこと、関係機関との交流・連携の持ち方など。
- ・地域課題解決の実践的な機関として図書館が有効であるとの認識がまだまだ浸透していないので、アピールしていけたらと思う。また、そのためにより充実した資料収集を怠らず、機会のある毎に地域課題のテーマの展示をするよう考えていきたい。
- ・図書館が地域課題推進に向けて行えることは、地域や地域課題を図書を媒介に市民に問題提起することである。図書館の仕事は、あくまできっかけづくりであり、それについての効果や成果が即、表れるものでない。
- ・図書館におけるレファレンスサービスを知っている人が少なく、図書館を区民が生活や仕事に関する身近な課題などを解決するための情報収集の場として、気軽に利用できる施設とするためにレファレンスや講座などについて、より一層区民の理解を深めてもらう工夫が求められており、レファレンスサービス・カウンターの充実や地域・区民の課題解決支援コーナーの設置、レファレンス事例のインターネットでの公開などに取り組むことが必要である。

【博物館についての課題解消策】

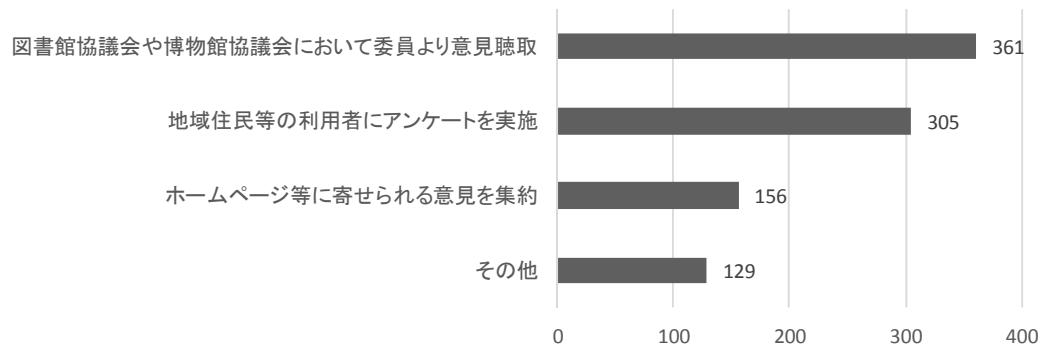
地域の自然・歴史・文化を伝えていくことで、住民に地域が抱えている課題を発見させることにつながる。博物館は地域への興味喚起ができるような場を提供していくことが必要。

- 博物館活動により集積され、調査研究、保管、展示されている情報や博物館資料を通じて、地域の魅力や地域の経歴を情報発信していくことが重要な課題であり、それを核に地域の皆さんが、自ら地域課題を解決する意欲や方法を見出し、地域の賑わいや活性化につながっていく拠点に博物館がなること。
- 地域の歴史の中にこそ、地域課題解決の糸口がある。地域史を研究する環境と人材の確保が課題である。
- 博物館の展示は華やかな企画展が注目される傾向にあるが、地域の自然・歴史・文化への興味喚起ができるような、展示・資料収集・体験活動等も継続して行うことが地域の博物館の大きな課題ではないかと考えられる。
- 地域課題を提起し、解決意欲を高めるような展示をコンスタントに行い、より多くの方に見て頂くこと。
- ともすれば、博物館は無駄な施設と思われがちである。しかし、地域課題を解決するためには過去の事例を調べるのが大切で、博物館ではそうした昔の資料が保護・保管されている。単なる趣味の場としてだけでなく、地域解決のためにも利用できることを周知していくことが課題である。

問 10 図書館や博物館の運営に対する地域住民の意見の反映方法は何か。

図書館や博物館の運営に対する地域住民の意見の反映方法は、「図書館協議会や博物館協議会において委員より意見聴取」という回答が多く、次いで、「地域住民等の利用者にアンケートを実施」となっている。

図表 運営に対する地域住民の意見の反映方法(n=563)



【その他】

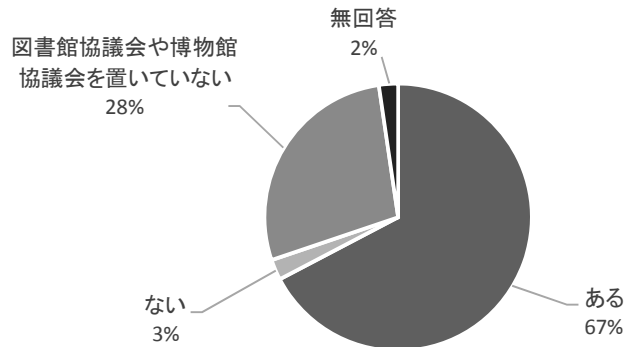
その他の意見反映方法は以下のとおりである。

- ・館内にアンケートボックスを設置し、集まった意見を集約している。
- ・文化財保護審議会において委員より意見聴取。
- ・図書館利用者からのリクエスト用紙・利用状況等の統計資料。
- ・社会教育委員会において委員より意見聴取。
- ・利用者代表として公募により選任した参考人から意見を聴取。
- ・図書館利用者懇談会における意見等の集約。

問 11 図書館協議会や博物館協議会を置いていることによるメリットはあるか。

図書館協議会や博物館協議会を置いてある図書館・博物館では、ほぼすべての館でメリットがあるという回答であるが、一方、図書館協議会や博物館協議会を置いていないという回答も約3割ある。

図表 図書館協議会や博物館協議会を置いているメリット (n=563)



問 12 問 11 であると回答した場合、具体的なメリットは何ですか。

具体的なメリットは以下のとおりである。

- ・図書館サービス向上に必要な幅広い専門的な意見を聞けると伴に情報共有、協力体制の構築ができること。また実務者目線による現場の意見をいただけること。
- ・意見を聴き、公平な運営と提言をいただける。住民の立場からの意見を聞ける。専門的な委員に諸活動の協力要請ができる。
- ・同じ意見でも、外部からの意見には重みがある。職員が何回同じことを言っても、行政組織のなかでは、なかなか通らないので、誰が見てもおかしいこと、の改善には寄与している。また、各分野の代表者からの意見をいただくことは、多方面から客観的に博物館を見ることができると、有用である。
- ・他の地域での取り組みや課題を直に聞くことができる。話題になった出来事であれば、新聞の地域版などでも報じられたり、ホームページで見たりすることができるが、実際に内部でどんな問題が生じたのかなど、内部情報が得られる機会になると思う。
- ・学校関係、地域社会貢献者などで構成されているため、あらゆる観点からの指摘、意見を聞くことができる。
- ・図書館協議会は「住民の意思の反映」だと捉えてるので、協議会での委員さんからの意見等を受け、協議することは住民参加となり、運営に対し住民の理解を深め、連携・協力し、住民サービスとなること。
- ・様々な分野を代表する方からの意見や指摘から、運営や連携についての示唆を得ることができる。また、博物館事業の情報提供とともに外部とのコミュニケーションの手段となる。
- ・博物館の活動は目に見えるものだけではないため、協議会委員に知ってもらうことが博物館活動の全体像について市民の理解者を増やすメリットがある。

問 13 図書館協議会の課題、改善点は何ですか。

図書館協議会の課題、改善点は以下のとおりである。

- ・図書館協議会の委員の選出が各種団体からになっているが、今後は条例を改正し、市民公募枠を設け、幅広い年齢層から委員を選出し、教育委員会だけでなく、市長へも委員の意見を伝えるような仕組みづくりを行わなければならない。
- ・図書館利用者の声を十分に反映させること、運営への提言やサービス計画およびサービス結果についての点検・評価をするなど、その果たす役割を明確に示す必要がある。図書館協議会からの答申についてはこれを遵守し、図書館運営に反映させるよう努める必要がある。
- ・新しい取り組みに対して市民からどんな反応があったか（特に否定的意見があれば参考になる）などをメールや文書で各方面に通知する仕組み（問題を自由に書き込める内部ブログなど）があればよい。
- ・運営状況について現地視察やパワーポイント等を活用し具体的な説明を行い、意見をいただくようにしている。
- ・「市民」の情報を守るために、完全にオープンな協議会展開ができないことが課題。おおきな視点ではあるが、「市民主体の自治」が一般化する必要がある。当市においては、「パートナーシップのまちづくり」という施策が実践されている。
- ・委員の高齢化、期間の長期化による意見の偏りを課題として委員の入替えを行い、性別、年齢及び学識の多様化を進めている。
- ・図書館協議会は年2回定期的に開催しているが、会議が形骸化することのないよう、常に住民や時代の要請等を考慮しながら、実効性のある協議内容とすることが必要である。

問 14 博物館協議会の活性化のために必要なことは何ですか。

博物館協議会の活性化のために必要なことは以下のとおりである。

- ・若年層の委員を公募し、現在の若者のニーズにも近づき、市民目線で今後の在り方等を考えていくことが必要と感じる。
- ・構成員を市民公募すること。幅広い年齢層により構成すること。
地域のニーズを把握し、それに対する図書館の対応を明確化して、具体的な議題を提示すること。
- ・地域に関連する学識者や教育関係者、さらに利用者代表の公募市民を博物館協議会委員に登用するなど、博物館「理想論」に加え地域の特性にあった現実的な博物館運営への意見を求めていき、博物館運営へ反映させていく。
- ・地域の歴史や文化に関心を持ち、それが今日的課題と密接に関係していることを理解でき、そのことを自分の言葉で、丁寧に地域に発信できる人材が必要。
- ・限られた予算と人的配置の中で、各館の抱えている課題の共通認識の上にとって、斬新な企画とそのための資金の裏づけ、広報の工夫が必要であると思う。
- ・図書館の運営などに対し問題意識（課題）をもって定期的な検証、意見交換・情報交換を行い、提言をしていく指導的役割をもつこと。
- ・地域の市民の希望を的確に運営できるよう、研修や視察を行い情報を共有する。

地域住民・NPO・民間団体用
アンケート調査

第7章 地域住民・NPO・民間団体用アンケート調査

1 社会教育主事等の専門職員について

問1 社会教育の専門職員に求められる役割は、どのようなものだと思いますか。

社会教育の専門職員に求められる役割として、以下のように報告されている。

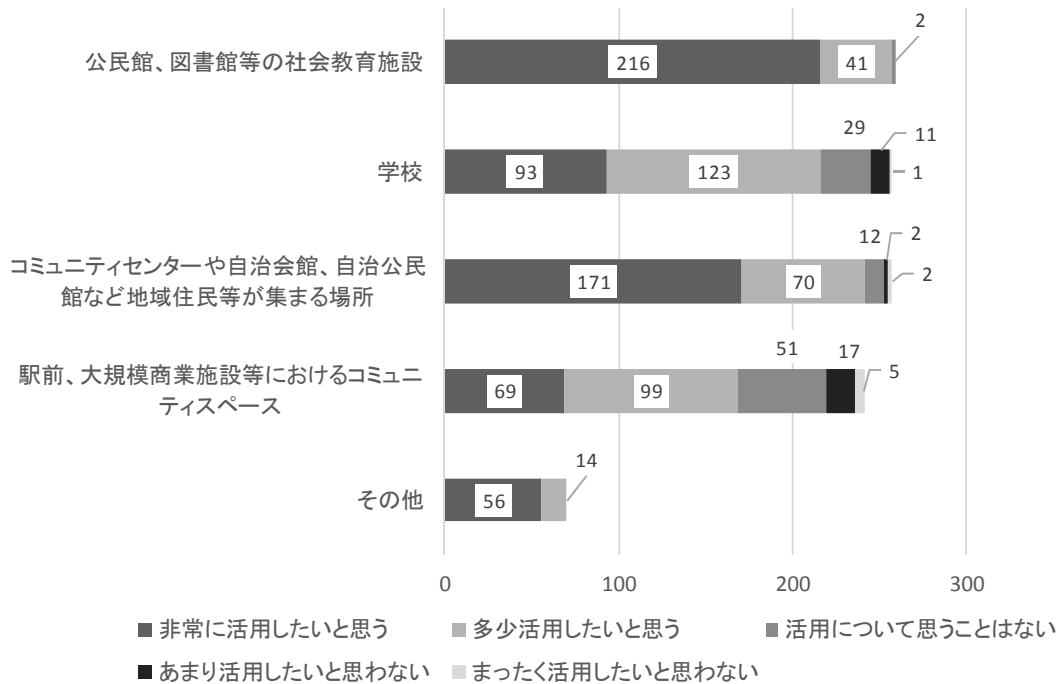
- ・ 地域の特徴・問題点を把握したうえでの展望のある情報提供・相談・調整など生活に密着した学びのアドバイザー。
- ・ 社会のニーズをくみ取り、提示したり、コーディネートする。
- ・ 地域の特性を踏まえ、幅広い知見から地域住民のニーズに応え、あるいは地域住民の学修意欲を促進する社会教育環境の構築と実践を担う役割。
- ・ 地域の人々の生き甲斐づくり、人間関係づくり、地域の在り方に関する長期ビジョン方向、地域の特性に添った地域づくりのビジョンと具体的方策、住民の生涯学習のニーズやウオントの調査、地域の生涯学習達成のための関係機関の連携に関すること⑤地域のニーズや住民のウオントに対応するプログラム・講座の企画立案。
- ・ 住民の生涯学習について、総合的に支援する立場にあるので、幅広い知識や経験が必要。また、社会教育活動に対しての指導・助言ができて、各種関係団体と協力し、コーディネーターとしての役割が重要であると思う。
- ・ 法律でも謳われている社会教育の重要性に見合った、専門職員としての専門性を持つ必要がある。
- ・ 地域の課題やニーズを把握・分析し、企画立案や企画の運営を通じた地域における仕組みづくり、関係機関との連携、地域における人材育成にあたり、専門的技術的な助言・指導を行う。
- ・ 社会教育の職員は主に学校教育（教員）の経験者（出身者）が多く、考え方が、学校教育に偏っていることがおおくあります。社会教育は、地域における小さな子供からお年寄りという、幅広い年齢層の地域福祉に関係する問題です。しかし、現在の社会教育の職員は、学校教育の考え方を基準に捉えることが多いため、これからは自治会経験者や社会福祉・ボランティア経験者の意見を聞き、地域の実情に応じた地域の絆づくり、危機管理の「いざ、という時」の地域づくりに重点を置いた考え方が、必要ではないかと思えます。
- ・ 地域の立地条件、生活環境、繋がりや人間関係等に理解を示す。専門職員との接見、理解をする事で情報提供や情報発信、繋いでいく力量も問われる。
- ・ 学べる場の環境づくり、地域の人々の学びの需要に応じた企画、施設に足を踏み入れやすい人対応など。
- ・ 文化活動に関する広い知識を持ち、適宜の機会を捉えて文化活動への積極的な関わりを広げること。
- ・ コーディネーター役として、地域の住民や団体・NPO等のニーズや情報収集に努めるとともに、連携や協働が図れるようネットワークづくりを進める役回りとしての活動が求められる。

2 公民館等の社会教育施設について

問2 地域づくりの推進の観点から、地域住民等が学習したりネットワークを構築したりする場として、どのような場を活用したいと思いますか。

非常に活用したいと思うという場所は、「公民館、図書館等の社会教育施設」が多く、次いで「コミュニティセンターや自治会館、自治公民館など地域住民等が集まる場所」となっている。

図表 地域住民等が活用したい場所 (n=265)



【その他】

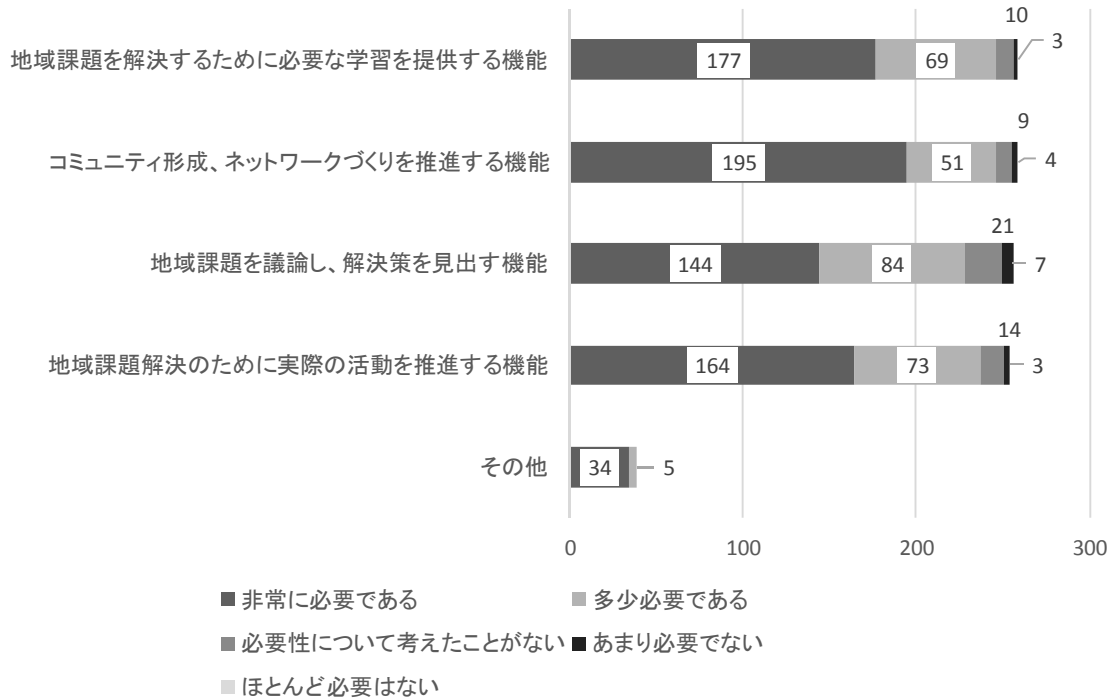
その他としては、以下のような場所が挙げられている。

- ・公園や河川敷、街中といった野外スペース、文化財など史跡。
- ・公民館や地域住民の憩える場所。
- ・地域の住民サポート&ネットワークセンター。
- ・銀行や郵便局等の金融機関、個人経営のカルチャー教室、教会、寺社。
- ・子育て支援センターや保育園。
- ・駅、空き家等。
- ・地域の福祉施設等。
- ・児童館・児童センター。
- ・大学、博物館・研究所。
- ・中心市街地のカフェなど。
- ・多目的商業施設と共催し場を提供。

問3 地域住民等が参加し活動する学びの場として、どのような機能が必要と考えますか。

地域住民等が参加し活動する学びの場として、非常に必要とする機能は、「コミュニティ形成、ネットワークづくりを推進する機能」が多く、次いで「地域課題を解決するために必要な学習を提供する機能」となっている。

図表 地域住民の学びの場に必要機能 (n=265)



【その他】

その他としては、以下のような機能が挙げられている。

- ・ 課題の深堀りのための学び、リサーチ等の機能。
- ・ 地域の歴史や地域性を学び合う機能。
- ・ 情報の蓄積や発信をする機能。
- ・ 地域の間人関係を向上させる機能、自由に集い心を癒やせる交流サロン機能。
- ・ 関連する行政組織とのネットワーク機能。
- ・ 広く利用できる事務機器等を含む施設機能。
- ・ グループ、団体活動を支援する事務所機能。
- ・ 課題や目的がなくても自由に集まれる場所としての機能。
- ・ 超高齢社会を視野に入れた福祉機能。

問4 地域住民等の学びの場を整備するためにどのような人材が必要だと考えていますか。

学びの場を整備するために必要とされる人材は、主に以下のとおりである。

- 地域の課題やニーズについて広く情報収集し、地域の特性を客観的に分析でき、地域の人材を適材適所に活かしたり繋げたりコーディネートできる人材。
- 地域の問題解決や新しいことにチャンレンジでき、地域住民をやる気にさせるファシリテーション能力の高い人材。
- 地域に育った人だけでなく、戻ってきた人、外から来た人、様々な人材が集まる中で、共に汗をかきながら、リーダーシップを取れる人。

- ・地域住民の生活の実情に寄り添い、施設活用の柔軟な発想ができる人。
- ・チャレンジ精神のある人・人付き合いの上手な人。
- ・誰もがリーダーシップがとれる事を認める人の組織、思いをカタチにする事を見守り調整するアドバイザーの力を持つ人材、問題解決の為に アイデア・情報などを提供できる窓口の人材、経済的な支え、話しあう次元から活動に移す際の経済的なチャレンジのためのお金の工面のアドバイザー、活動を認め合う仕組みをもつ人材。
- ・地域の課題や欲求を広く情報収集し、地域の特性を客観的に判断し、地域の人材を適材適所に活かしたり繋げコーディネートしながら、地域の問題解決や新しいことにチャンレンジする人材、みんなをやる気にさせるファシリテーション能力の高い人材の育成。
- ・役所退職者（その道の専門職）のOB、そして企業の専門職。地域には、優秀な人材が影を潜めています。
- ・学習ニーズの多様化や学習成果の還元の仕組みづくりなど、社会教育の役割が多様化し高度化してきているので、それらに対応できるコミュニケーション力やコーディネート力を持った人材。
- ・高齢者と青少年の世代間交流の指導者。
- ・多様なニーズを収集することができる、聞く力の高い人、ニーズに基づいた学びの機会・場を提供できる立案力の高い人、住民のニーズは多岐にわたるので、対応できる柔軟性を持っている人。
- ・地域の実情に合わせた課題解決を一緒に考え、行政や企業にネットワークを持ち、社会福祉の経験を持った社会福祉士を育てるべきだと思います。
- ・相手の話を否定せず受け取って、自分の意見を述べられること。先入観を持たずに地域の資源（人、産業、文化、自然など）を活用する方法を考えられること。視野を広く保ち、客観的に物事を見ることができること。
- ・普段から自治会などの地域活動に参加している人、高校生など学生にネットワークを持っている人、主婦へのネットワークを持っている人、地域活動に参加しない若者にネットワークを持っている人などへつながりを持っている人。
- ・地域の今までの歴史を深く理解し、更に現代の住民のニーズを的確に把握して、プログラムを開発できる人材。行政や他団体、地域住民をコーディネートできる人材。
- ・これまで地域での学びの場（公民館等）に配属される長となる人は、主に学校教育に携わった方が多かったように思われる。これからは、地域の高齢化や人口減少、自然災害に見舞われた時の対応等にどのように向き合い対応していくか、などの知識、経験の豊かな人が求められる。
- ・地域に育った人だけでなく、戻ってきた人、外から来た人、様々な人材が集まる中で、共に汗をかきながら、リーダーシップを取れる人。自分のビジョンを持って、その実現のために企画提案し、そのためには他者から学ぶ姿勢を持ち、責任をとれる人。

3 公民館の運営及び営利事業について

問5 公民館の運営の活性化のために、必要なことは何だと思えますか。

活性化のために必要なことは、主に以下のとおりである。

- 屋外へ出て地域での問題理解に取り組み、社会参加を目的とした講座やイベントの開催を推進すること。
- 地域で活動する公益活動団体との連携事業を進めること。
- 積極的に地域住民に対して、情報(娯楽イベント、講習会、公民館で考案したプログラム等)を提供していくこと。
- 利用する市民の目線で運営すること(委託業者制度の場合、管理面のみを優先し利用者の利便性が軽視されるケースがある)。

- ・単なる趣味教養を高める生涯学習の場としてだけでなく、地域課題の解決に向けての学びを行ったり、地域で活動する公益活動団体との連携事業をすすめていくことが必要。
- ・NPO(非営利団体)の様な学習指導(塾等に通えない環境の方々への配慮)や、帰宅難民(親御さんの帰宅時間前に下校を余儀なくされる児童・生徒)の一時帰宅場所としての利用。
- ・利用者が年々高齢化していく中で、若い世代の、特に子育て中の世代、そして子育てが一息ついて、これから社会での役割を探そうとする女性や起業したい人に、公民館に通信施設の整ったワーキングスペースやカフェを設置するのが良いと思う。公民館の敷居が高くてなかなか利用できない子育て中の親も多くいます。
- ・地域課題解決を図る市民公益活動などへの社会参加を目的とした講座やイベントの開催、学ぶだけでなく、学んだことを社会や地域に活かし還元する仕組みづくり、趣味や健康などの講座は、民間事業者と競合しているので、民間に任せればよいと思う。
- ・広報紙による案内だけではなく、参加経験者の口コミ作戦を広げるのが有効と思います。これは、実際に参加した人の経験が伝わっていくので、公民館活動内容をより詳しく伝えるのに有効だと思えます。また、参加者からの、活動内容に関する要望・不満等の声をよく聞くことが、さらに活動を良いものにしていくことや、新規の活動を創り上げていくことにもつながると考えます。
- ・公民館主催の教室や公民館祭り等、限られた人や限られた時期だけでなく、いつでも誰でもが気軽に訪れられる年間を通した事業計画、例えば上記の一大イベント公民館祭りのときに展示する教室生の作品を月ごとにも展示したり、幼稚園生・小中学生の作品を借りて展示する等。
- ・貸しフロアを多用途に使えると利用者拡大に繋がると考えます。例えば運動フロア、音楽スタジオ(設備完備、防音部屋)など、また、商業施設や温泉、スポーツセンターなどとの複合施設にすることで活性化に繋がると考えます。
- ・積極的に地域住民に対し、情報(娯楽イベント、講習会、公民館で考案したプログラム等)を提供して多くの人に興味をもってもらえるような企画・運営をする。地域住民にどのような活動をしてほしいか、定期的に意見を募る。住民らが自分達でできるだけ自由にイベント等を企画し実行できるようサポートする。
- ・地域住民による人材バンクを活用し、計画的に事業を展開できるシステムをつくる。例えば、科学工作体験教室、お菓子作り教室、料理教室など。地域のとりわけシニア世代の中に指導者はいるはず。ボランティアではなく、担当した指導者が十分な利益を得ることが可能な参加費を設定できるようにする。
- ・民間教育事業者へ積極的に貸出、運営のノウハウ等を学ぶことにより、活性化すると考える。

問6 公民館の営利事業の禁止規定について、どのように考えていますか。

地域住民・NPO・民間団体等の意見では、「現状維持」が49%、「柔軟化・緩和」が40%、その他（不明、どちらでもない等）は11%となっている。「柔軟化・緩和」の意見については、地域住民にとって有益であることや公共的な事業であること、また、今の時代、ボランティアだけがよいのではなく、良いものには対価が発生するのは自然なこと、といった意見が見られる。主な意見は以下のとおりである。

【現状維持の主な意見】

- ・公共の施設で、営利目的となるような事業を規制されるのは仕方ないと考えています。
- ・市民が共に学び合い集う場であるから、『習い事』のように指導者や代表者が収益を上げる形はよくないと考える。
- ・事業内容のチェックが難しいと思われることと、公平性が保てないこと、市が推奨していると誤解されかねないことなどの問題があると思います。現行のままでいいと思います。
- ・営利に関しては、範囲の難しさがあるので利用は無理だと思います。
- ・公共の学習施設なので、営利事業の禁止でよい。
- ・公民館は住民が安心して利用出来る施設なので、悪徳業者が営利目的で利用する危険性もあるため現行通りでよいと思う。
- ・営利を伴うことを許せば、私的な偏りが生じ公平性が担保できなくなる恐れが出てくるので、禁止規定は妥当だと思う。
- ・公民館の集会室等を利用した商品宣伝や販売は厳に慎むべきであり、営利事業の禁止規定は当然必要なことである。
- ・ネット等で情報収集できる若い世代と違い、うまく情報収集できない世代の方は「公民館」という安心感があります。営利事業禁止規定は必要なことだと思います。
- ・営利事業の禁止規定はあるべきである。公民館は地域住民のためにあるもので、営利を目的としたものに利用されると、地域住民の利用が後回しになりかねない。
- ・妥当と思う。（近年、営利を目的とすることを隠して（無料講演会等、材料は買わせる）行う業者がいる。
- ・あくまで地域住民の生活の充実や地域活性化を目的とした施設だと考えているので、営利を目的とした活動は必要ないと考えます。

【柔軟化・緩和の主な意見】

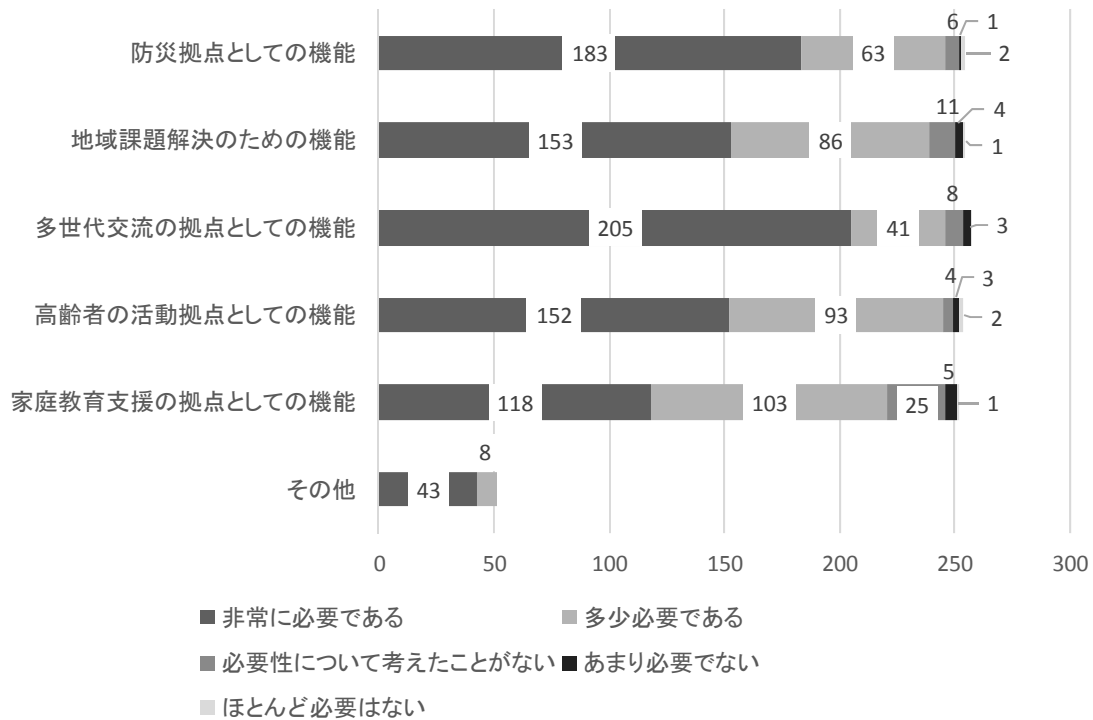
- ・地方自治体の経済状態からすれば考え直すべきではないだろうか、人の集まる場所としての利便性も考えると、飲み物 食べ物の販売 ご当地の名産物などの販売など、情報やその土地の人の柄まであわせて伝えることができる公共の場ではないだろうか。
- ・社債貢献事業などでの収益事業等には、利用してもいいのではないだろうか。
- ・地元のチーズとワインを紹介して、試食試飲の会があったら、その時に販売するのはよいのではないか。その内容が地域の活性化策の公共性をもつかどうかで分けてみてはどうだろう。
- ・特定の営利を目的とすることは趣旨に反するが、例えば利益が利用者に還元されるような取り組みができる程度の柔軟性はほしい。
- ・教育に関わる事業者で、公民館事業の趣旨にマッチするものは内容のものには貸出てもよいと考える。ただし、地域住民への貸出を優先するなどの配慮をする必要がある。
- ・基本的には、緩和して欲しい。しかし、歯止めを掛けないと、健康講座として申し込まれたもので健康食品の説明会だったり、公民館が詐欺商法の会場にされるのは怖い。
- ・子ども会育成会や、学校事業の一環として行なうイベント等においては、営利の目的が明確で且つ、合理的であれば、事業の執行も認めるべきではないか。
- ・住民のニーズに応えられる事業であれば、公民館に多様な学習メニューが用意されることになり公民館の活動の活性化にもつながることから民間教育事業者への貸出等の援助は今後必要ではないかと考える。
- ・営利が第一義でなければ、たとえばコーヒー、お茶菓子などを提供する程度は緩和しても良いのではと考えます。一人暮らしの方のためのランチ食堂などが公民館でできれば良いのではとも思います。
- ・「営利」の定義をキチンとさせるべきと考えます。
- ・住民の活動を妨げない限り、営利事業に対しても相応の費用を徴収しながら公民館の有効活用を目指すべき。
- ・自治体の減収が見込まれる中、収益を上げていくための法の改正が必要。料金設定で、営利・非営利の差別化を図るなどしてより事業化を目指すべきと考える。
- ・この規定は 緩和すべきだと思います。最近ではフリーマーケットやハンドメイド等一般の主婦の方が作った商品を売買するケースが多くなって来ています。この様な方々が活躍出来るスペースを 公民館等が担ってもいいか思います。
- ・経済活動が行われることは、今の時代、普通のこと、ボランティアだけがよいのではなく、よいものには対価が発生するのはごく自然なことだと思います。一定の基準を設け営利事業にも開放を願っています。
- ・収益＝営利目的と捉われがちだが、公民館を含む地域の NPO 活動は収益なくして継続しないので、NPO 活動中での収益活動とその援助は認められてよい。
- ・企業の社会貢献活動（CSR）なども取り入れて活動する事業所も増えてきており、こうした社会貢献の視点を持つ事業所との連携を進めるためにも、金品の徴収などがあることを営利事業として捉えるのではなく、事業の内容や成果などに注目することが重要である。
- ・民間業者でも販売場所等が確保しにくいこともあるのが現状。地域の手助けとなる役割をもつ公民館として営利非営利問わず貸し出すことで民間・地域の人達が集まれる機会にもなると考えます。
- ・現在活動を行っている公民館サークルでは、活動に必要な物品の購入を参加者に求めていることもあるので、多少の営利活動にはなっていると思います。線引きは難しいと思いますが、”学び”に必要なことが、多少営利に及んでも認められてよいのでは、と考えます。
- ・ある程度の制限は必要であるが、財源確保も含めた地域活性化のための営利企業等と共同事業導入は、研究する必要がある。
- ・住民自治の活性化を促すには、住民計画の自主事業等により収益をあげて地域活動を継続可能なものにしていくことも必須だと考える。

4 公民館が施設として具備すべき機能について

問7 講座の開設等の学習支援機能とともに、公民館等の社会教育施設が優先的に有すべき機能は何だと考えますか。

公民館等の社会教育施設が優先的に有すべき機能として、非常に必要とする機能は、「多世代交流の拠点としての機能」が多くなっている。

図表 公民館等の社会教育施設が優先的に有すべき機能 (n=265)



【その他】

その他としては、以下のような機能が挙げられている。

- ・田舎の高齢者にとっての、情報技術の拠点。
- ・相談・アドバイザー窓口拠点。
- ・小・中・高校生や高齢者の居場所としての機能。
- ・誰もが立ち寄れ、お茶しながら雑談できる機能。
- ・小・中・高校生や高齢者の居場所としての機能。
- ・学校との連携協働機能。
- ・自治能力を向上させる機能。
- ・母子家庭の支援機能。
- ・住民の自主的な学習の拠点（無料で使える）機能。
- ・子ども食堂など福祉活動の拠点。
- ・居場所やフリースペースとしての機能。
- ・避難所になる施設。
- ・ESD活動の拠点としての機能。
- ・青少年健全育成の支援のための機能

社会教育主事養成大学用アンケート調査

第8章 社会教育主事養成大学用アンケート調査

1 専門職員の養成・研修の状況、今後の在り方等について

問1 地域課題解決の推進の観点から、社会教育主事の養成に関する課題は何ですか。

- 養成課程については、「若い受講者が多く、地域への理解、原体験が不足している。」など、地域との関係性の希薄化や、「協同組合やNPO、事業型地域づくり組織等の新たなアクターの実践について学ぶ必要がある。」、「学校・家庭・地域との連携・協働や企業・NPO等について、実践的に学ぶ科目が開設されていない。」といった課題が報告されている。
- 講習については、「大学教員の多忙化（人手不足）」、「教員免許状更新講習、学校図書館司書教諭講習など、他の講習との日程の重複」など、実施上の課題のほか、「地域課題解決に向けた実践者（人、団体）を招いたインタラクティブな学びの必要性」、「受講者の勤務内容や経験年数が多様であることにより、基本的な話に留まらざるを得ないこと」などが課題として挙げられている。

【養成課程に関する課題について】

- ・社会教育活動、実践を経験したことのない若い受講者が多いため、学習のレディネスとして「地域課題」はもちろん、「地域」への理解や原体験が希薄であることが課題である。そのため社会教育実践現場と連携した学習や地元教育委員会や社会教育関係団体の協力による具体的な地域課題の実感を通じた基本的理解が必要。
- ・講義や文献講読のみでなく、具体的な地域に足を運び、その実態や問題点を共感的に理解する経験を通して、地域課題を体感的に理解することが重要である。だが、実際に足を運んで社会教育行政・機関等関係者や地域住民から直接に話を聞く機会を確保するのはカリキュラム内ではかなり困難が伴う。それゆえの工夫や補足的な取り組みをどう進めるかが課題と考える。
- ・大学生にとって、自分自身と「地域」との関係の希薄化、また、その間隔が拡大する傾向がある。そうした中で、地域課題の解決に貢献する社会教育の取り組みを、実感を持って感じることのできる授業を展開することが課題である。
- ・地域課題に接するあるいは直面する機会が少ない学生もおり、地域課題解決という視点を養成課程に反映させるとすれば、地域社会や地域課題の現状や複雑さを丁寧に理解するための講義や演習が必要と考えられる。現行の社会教育主事任用資格取得に必要な科目や時間数が「地域課題解決の推進」という観点から適切なのか、学生の興味関心や経験と合っているのかなどの検討も必要と考えられる。
- ・本学の養成課程は教育学部で開講しており、社会教育・生涯学習、地域づくりに興味・関心のある学生が受講しているが、そのような興味・関心のない学生にとっては社会教育主事任用資格を取得するメリットが理解しづらいこと(社会教育主事の資格を活用できるのは基本的に社会教育・生涯学習行政に就職・所属した場合に限られ、学校、企業、社会教育・生涯学習分野以外の行政、NPO等に就職を希望する学生が自身のキャリア設計において主事資格を保有する有用性を感じにくいことが考えられる)。
- ・社会教育主事の資格付与にさいして、コミュニティの学びを支える実践的力量形成を課題ととらえている。そのために、履修学生が実践記録・実践現場にかかわる経験ができるようにすること、その経験を省察し理論的な知見と関連づけていくことに、養成大学の役割があると考えられる。

- ・教員養成への特化を果たした地方国立大学教育学部にあつては、社会教育主事養成を維持することそのものが困難になっている。社会教育を豊かにするためのみならず、学校教育を豊かにするためにも、社会教育主事の仕事が重要であることの合意形成を学（部）内で確実に広げていくことが何よりの課題である。「教員養成への特化」は学生たちの教育の見方に対しても大きな影響を与えている。それゆえ社会教育の概論的な講義をできるかぎり多くの学生たちに受講してもらうことにより、社会教育への関心を広げることが次に重要な課題である。「地域課題解決」のための学習の組織化は、教員が行う学習指導要領にもとづく学習の組織化とは異なり、職員ひとりひとりの問題意識や学識がきわめて重要である。地域や自治体が直面する現実はどういうものであるのか、そこでの学習の組織化はどのようにしてなされているのか、について、国内外の事例をもとに、多角的な学習を行うことが必要である。多くの場合、それは学生たちの学習観そのものを問い直し、広げるプロセスともなる。地域に現実を捉える豊かな問題意識と、それを学習を通して解決していくための戦略をたてる構想力、その学習活動を組織化する力量の形成が課題である。
- ・小規模多機能自治や社会的企業の展開に示されるように、地域課題の解決方法や地域づくり実践は急速に変化してきている。その動態に対応した社会教育実践を構想する力量が社会教育主事には求められるが、従来の教育委員会の対象領域を超えて展開する学習実践についての知見を得る機会が不足しがちである。協同組合やNPO、事業型地域づくり組織等の新たなアクターの実践については、コミュニティ政策論や協同組合論等の教育学以外の分野での研究も進展しており、それらの研究成果を反映できるようなカリキュラムが必要と思われる。
- ・教科書中心の授業から、地域を实际歩き、地域を知るというアクティブ・ラーニング型授業への転換が必要であると思います。しかし、大学のカリキュラム編成を考えると、日中学生を地域に出すということは時間的に制約があります。では土曜日、日曜日で学外授業をするかといえば、学生のアルバイトなどの関係で難しいところです。アクティブ・ラーニング型授業を今後どのように展開していくのが課題です。
- ・地域課題に対応するのは必ずしも社会教育行政の職員だけとは限らず、学校の教職員や社会教育以外の行政職員であっても社会教育主事としての資質は必須であると考えられる。しかしながら学生にとって就職にはあまり関係しないこと、それぞれの専門課程を重視するあまりチームや地域といった「社会集団」へどのように対応するかという社会教育主事特徴的な資質が軽んじられている傾向があると考えられる。
- ・社会教育主事任用資格の取得のために必要とする科目は、生涯学習概論、社会教育計画、社会教育実習、社会教育特講などの科目履修が必修である。それらの学修は専門職養成のために不可欠と考えられるが、現在の法令による社会教育主事養成課程では、地域課題解決の推進という観点に直結する科目設置は十分とは言えないように思う。例えば、地域課題解決には学校、家庭、地域の連携・協働や、企業・NPO等との連携・協働が不可欠と考えられているがそれを実践的に学ぶ科目は現在の社会教育主事養成課程には整えられていない。
- ・社会教育主事の専門職採用は実際には稀であるため、学部の養成課程は、将来の職業に直結する資格を得る場というよりも、教員志望、あるいは公務員志望の学生がプラスアルファで取得しようとする資格を得るための場として、学生に意識されている傾向が強い。一方、社会教育主事基礎資格取得のための学習プロセスは、どちらかというところ、「資格取得」の一般的なイメージである普遍的・客観的な「知識・技術」の取得よりもむしろ、地域課題を学習を通して捉える「態度・視点」を重視する側面が必要となるため、教員側と学生側で理解の乖離が生じることが時としてある。
- ・教育行政内での制度的社会教育の枠は重要だが必ずしもそこだけにこだわらず、社会教育のウィングを広げ、積極的に地域に出かけ、多様な地域活動をコーディネートできるような人材を育成する方向性での改革を望む。履修が就職に結びつかないのでその点での学生のモチベーションは上がり、教員もその点では履修を奨めにくい。一方で、学習内容の部分で学ぶ意義を大学としては強調しており、その部分への学生の期待は高い。

【講習に関する課題について】

- 地域と共につくる講習への課題として、大学教員が多忙となり、他機関との連携や演習先自治体との打ち合わせや日常の交流が、以前に比べて密にできなくなりつつある。地域課題解決に向けた講習づくりには、講習担当教員が日頃から地域と連携・協力し、研究や生涯学習支援に取り組み、また地域のリソースを生かした学生教育を行う必要がある。しかし、現状それらが困難になりつつあり、地域と共につくる講習の姿を実現するには課題が出てきている。
- 受講者と共につくる講習への課題として、講習期間中に、教員免許状更新講習、学校図書館司書教諭講習など、大学が実施しなくてはならない講習が多くなり、日程が重なるようになってきた。そのため、講習に協力できる教員が他の講習を担当することが多くなり、社会教育主事講習の運営、講義、演習指導に、十分な時間や労力を割くことができなくなりつつある。この結果、講義を担当できる教員の確保に課題が出ていることはもちろん、受講者と共につくる講習とするために必要な伴奏者（ランニングメイト）としての大学教員の確保に課題が出始めている。そのことは、地域住民に寄り添い、課題解決を促進する社会教育職員の養成講習としては問題であると認識しており、問題解決の検討を始めている。
- 参加体験型講習への課題として、他の講習と重なることで、ワークショップ形式など、地域課題解決に必要な参加体験型の講義が実施できる教室の確保が困難となりつつあり、講習内容の充実に課題が出つつある。
- 多様な講師を招聘するための委託費の課題として、本学に対し委託費については、さまざまご配慮いただいていると認識している。したがって、このようなことを回答するのは心苦しいが、地域課題解決に向けた講習内容とするためには、大学所在地だけではなく、道内各地、さらには、全国的に地域課題解決に向けた社会教育活動を率先している人々や団体を講師に招き、受講者とインタラクティブに学ぶ姿を実現するための予算の確保が必要と考えている。現状そのために大学から費用の持ち出しもある。難しいとは思いますが、委託費の充実も課題であると思う。
- 地域課題解決研究の減少による課題として、学内では、社会教育を専門とする教員の採用などが抑えられ、また、社会教育に関連する分野の教員も少なくなりつつある。このため、地域課題解決型研究が薄くなってきており、将来的には講習の内容にも影響しかねないと認識している。
- 大学事務局の負担に関する課題として、職員定数の削減により、多様な課題をとらえた講習の実施にあたっては、人手が不足し、負担が大きくなってきている。
- 実際の受講者の勤務内容・経験年数が多様であるので、社会教育主事講習の内容としては社会教育の視点から見た地域課題解決について深く突っ込んだ話をするのは難しく、基本的な内容に留まらざるを得ない。ただしこのことは、社会教育主事講習の問題というだけでなく、現行の社会教育主事の制度特性そのものが抱える課題でもある。

問2 社会教育主事養成課程の内容について、想定される勤務先（社会教育行政、社会教育施設、社会教育関係NPO等）のニーズ等をどのように踏まえていますか。

勤務先のニーズの把握については主に以下のようになっている。

- 教育委員会と連携を取り、地域の教育課題を共有している。
- 行政機関の職員への聞き取りや、自治体やNPOとの共同研究などを行い、ニーズを把握し講義・演習に活かしている。
- 社会教育実習を行う際の実習先とのつながりを深め、ニーズを把握している。
- 授業では可能な限り現場からゲストスピーカーを招き、現場の声を把握すると共に、社会教育実習として、社会教育行政職員、社会教育施設職員、社会教育関係NPO関係者等と連携しながら、地域課題に取り組んでいる。

- ・地域連携・生涯学習センターという拠点の機能を活かし、想定される勤務先とは日常的なかかわりがあり、情報交換している。
- ・教育委員会とは、密に連携を取り地域の教育課題について共有しており、その点を大学教育に反映させている。
- ・平素より、近隣の自治体社会教育職員、関係団体・施設の職員・リーダー等から当面する課題に即してニーズ等に関する情報を入手するよう努めています。
- ・社会教育実習を受け入れていただいている行政機関の職員への聞き取りや行政機関やNPO関係者との日頃のコミュニケーションからニーズを把握するよう努めている。
- ・養成課程を担当する教員が自治体の各種委員を務めたり、自治体やNPOとの共同研究などを行う過程で社会教育・生涯学習行政の実態と課題、自治体やNPOが望む人材像を把握し、養成課程の講義・演習に活かしている。
- ・地域の公民館の全面的な協力を得て必修授業「社会教育論」（生涯学習概論後期授業）の授業内で、学生が構想・デザインする「夢の講座」について2度にわたる発表を館長・職員に聞いていただき、コメントを直接頂戴している。現場との往還のなかで、社会教育施設のニーズについても学生に理解させるよう努めている。学内に法学・行政学系の学部学科がなく、公務員志望者が少ない現状があり、社会教育行政のニーズ理解については、今後課題を残している。NPOについては、非常勤講師の一名を社会教育NPOから招いており、講義の中で扱っていただいている。
- ・「現場」の方々との定期的な学習会・研究会、各種情報雑誌、研究論文によるもの他、公民館での講師担当、公運審の委員や社会教育委員の仕事、ボランティアやプライベートな交流などを通じた情報を踏まえている。
- ・社会教育実習を行う際の実習先とのやりとりや訪問指導、さらには実習を終わった学生たちのふりかえりを通して勤務先のニーズを絶えず把握するように心がけている。また現職の社会教育職員、NPO職員等と日常的に研究会等でコミュニケーションすることによって、「どのような人材が求められているのか」を理解するようにしている。結果として、多様な市民とのコミュニケーションをとりながら学習課題を把握し、それを学習活動の組織化へと展開していく力量を形成するための授業に力を入れている。
- ・可能な限り、実践現場の声が聴けるように、ゲストスピーカー等として登壇してもらうようにしている。子どもや若者支援に関わる社会教育実践については、「ユースワーカー」としての専門性を獲得する必要があると、全国の実践現場と連携しつつ共同研究を進めている。
- ・社会教育主事基礎資格取得のための授業の中に社会教育実習として位置づけられる科目がある。その運営に係り、社会教育行政職員、社会教育施設職員、社会教育関係NPO関係者等の協力を得ており、その際に地域課題やニーズを把握して対応する努力を進めている。また、地域の社会教育研究を進めるための研究集会等を上記関係者ととも開催し、地域課題やニーズを把握し対応している。その他にも公民館が地域に果たす役割に対する理解を受講生が深められるよう、公民館事業への協力等多様な機会を持つようにしている。

問3 【講習委託大学のみ】社会教育主事講習の内容について、受講者や受講者の勤務先のニーズをどのように踏まえていますか。

問2同様、日頃からのニーズ把握に努めており、自治体の各種委員、教育委員会職員との定期的な会合、自治体・NPO等との共同研究、受講者からの聞き取り・アンケートなどを通じてニーズを把握している。

また、「受講者同士及び受講者と講師とのネットワークづくりを実施している。」「受講者の勤務先に対しては、受講者が講習に専念できるよう理解と協力を求めている。」といった回答もあった。

- ・講習を担当する教員が自治体の各種委員を務めたり、自治体やNPOとの共同研究などを行う過程で社会教育・生涯学習行政の実態と課題、自治体やNPOが望む人材像を把握し、講習の講義・演習に活かしている。
- ・講習期間終了後に受講者に対してアンケートを実施したり、担当教員が受講者から直接聞き取りを行うなどして、受講者のニーズ把握に努めている。
- ・県、市町村の教育委員会職員、社会教育施設等の職員との日常的な協力関係の中で、実践における課題、ニーズ等を拾い上げている。また、講習実施中は、受講者との話し合いを通じて、地域の実態や受講者のニーズに配慮しながら演習等を展開している。
- ・職場からの推薦者のなかには、本人の受講意欲が追いつかないまま受講してくる者も少なくない。そうした方々にも結果的に、講習の学びが貴重だったと思ってもらえる中身を目指し、毎年内容を精査してきている。また、受講者の多くが受講期間中も勤務校の職務に縛られがちであることから、勤務先に、講習への専念にむけてご理解いただくことが毎年の課題となっている。
- ・学内の教員、北海道大学教員、北海道教育委員会社会教育主事らによる、プログラム検討ワーキングを組織し、そこでの検討において各自の知見や経験などを共有している。また、受講者アンケートなどで意見を収集している。
- ・単に知識や技能を習得するものではなく、地域における社会教育、生涯学習支援者、学びの環境づくりの担い手となるために必要な考えかたや視点、スキルを、講習全体から学ぶことができるように、講習全体を大学による社会教育実践の場となるように意識して設計、運営を行っている。
- ・受講者同士さらには講師とのネットワークづくりや、情報収集も可能となるように、グループワークを取り入れる講義を増やし、社会教育実践者など多彩な講師を招聘している。また、受講者による学級運営なども行っている。
- ・近隣各県の教育委員会の担当者と定期的に会合を持ち、各県の状況に基づいて講習でより重視したいニーズがあるかを意見聴取している。

問4 今後、社会教育関係の勤務先等と、どのように連携していくことが必要と考えていますか。

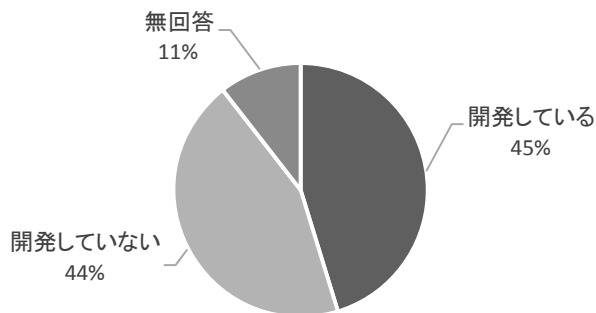
勤務先との連携に必要なこととして、例えば、「現場に即した多様な学習テーマやニーズを養成課程により反映させる。」、「演習や実習において学生と自治体職員との協働を進める。（自治体インターンシップの推進）」、「社会教育施設・機関等にとどまらず、児童館や老人福祉施設、企業等との連携を推進。」、「大学から人材を積極的に派遣し、ともに課題解決にあたる機会を増やしていく」などの回答があった。

- 大学の養成課程の段階から、社会教育関係行政、施設職員と連携し、教室での学びと社会教育現場に即した学びの循環関係をつくっていくこと。社会教育現場に即した多様な学習テーマやニーズを大学授業の内容や養成カリキュラムに反映させていくことが必要と考えている。
- 現在も行っているが、「社会教育演習」の一環で毎年行っている合宿研修は、本課程の卒業生が社会教育主事等として勤務している自治体で実施しており、自治体側にとっても職員研修の一環となることを目指し取り組んでいる。今後は、さらに4年次の選択科目として「社会教育実習Ⅲ」（自治体インターンシップ）を設けて、就職・採用予定の自治体との連携を強化したいと考えている。
- 社会教育実習・社会教育演習の授業で学生が現場にかかわる経験をし、その省察を課程年報や冊子にまとめている。実習先と学生のコーディネート機能も必要であるが、学生の経験を職員とともにふりかえることができるような工夫が必要である。
- 社会教育の概念を広く捉えることだと思います。本学では近隣の児童館や老人福祉施設等の近接領域の施設や企業等とも連携をし、学びを通じた地域づくりをすることが社会教育であると捉えています。社会教育的資質を持った人が、社会の多様な機関で社会関係資本を繋げていく事が、これからの時代に必要であり、社会教育関係の勤務先に限定しないことが、社会教育の地平を拡げることになると思います。
- 現職の社会教育主事の協力を得ること。具体的にはゲストティーチャーとしての招請や近隣機関等での現場における「社会教育の実際」の理解を進めるためのフィールドワークへの協力。
- 学生が地域の社会教育現場に触れるための実習先・活動先となるとともに、学生が関わることがそうした勤務先の利点にもなるようにし、相乗効果を目指す。本学では現職者の研修（公開講座）と組み合わせる、人手不足・若者不足の現場・事業に学生がボランティア要素も兼ねて（しかし学習として）関わる、一過性ではなく地域（課題）に年度を超えて関わるなど、ニーズや課題に応じた連携を行っている。
- 社会教育主事養成課程に係る授業運営で実地指導講師等として連携していくほか、地域の社会教育に係る研究・学習会を連携して展開する。また社会教育実践を支援するために研究成果を活用するほか、実践場面での学生と学習者との交流等による連携も必要。また、地域課題解決型の事業を市民・高齢者と学生・青年が協働開発する必要もある。
- 【道教委との具体事業を通じた連携促進】これまで培ってきた、北海道教育委員会との関係性を維持しより深める。そのためには、① 社会教育主事講習に限らず、現在行っている教員免許状更新講習での講師派遣や学部教育における連携を促進し、②社会教育課題に限定せず、北海道内の教育課題解決に必要な研修等への大学からの講師派遣、さらには、協同し、社会教育や学校教育の研修プログラムの開発を行うことで、地域課題解決を通じた、互いの協力関係を強化することが必要と考える。
- 【講習修了者の追跡調査研究】講習修了者がどのようなキャリアパスを形成しているのか、また、現状の職務から見た講習への意見などを調査、検討する、講習後の追跡調査研究を組織的に行うことが必要である。そのような調査研究を通して、自治体社会教育行政と連携を進めることが必要と考える。
- これまでも社会教育関係の科目の担当教員が自治体の社会教育委員等としての連携に尽力してきただけでなく、学生も大学の様々な科目の実習やボランティア等で施設の活動に関与しその見聞を広めている。こうしたかたちでの連携を継続するだけでなく、従来以上に広範で積極的なものにしていくことが地域課題への対応をより現実的なものにするという観点からも必要であると考えている。
- 社会教育主事任用資格を有する社会教育に強い関心・意欲を有する学生やその養成に携わる大学が、社会教育関係行政や社会教育関係団体の関係者と共に意見交換、さらには協働による事業開発などを行い、より連携・協力して社会の教育的要請に対応するための新たな取り組みを推進することが必要。

問5 今日の課題に対応して、大学として特色ある教育プログラムを開発していますか。

大学として特色ある教育プログラムの開発状況は以下のように、半々である。

図表 大学として特色ある教育プログラムの開発状況 (n=95)



問6 問5で開発していると回答した場合、どのようなプログラムを実施していますか。

「実際に企画した事業の実施」、「社会教育演習・実習の前倒し（1・2年次に履修）」、「多文化化の地域課題を解決するための「多文化共生ファシリテーター」の育成プログラム開発」、「防災関連プログラムをアクティブ・ラーニングにより企画」、「参加体験型学習のノウハウ指導」などを実施している。

- ・必修科目の社会教育計画において、NPOや社会教育施設（生涯学習センター）と連携し、職員やスタッフに授業に来ていただいたり、受講者が施設に赴いて実地でレクチャーを受けたりしながら、現場の学習ニーズや課題に即して社会教育の基礎を学び、最終的に受講者が実際の社会教育事業を企画立案するプログラムを展開している。その後、受講者のなかで有志を募り、単位に関係なく実際に企画した事業を実行することも行っている。また、本学は社会教育実習を昭和63年より必修とし、現在は大学指定の社会教育施設もしくは受講生の出身地教育委員会での実習を2週間行っている。実習期間を2週間とすることで、ある程度腰をすえた実習を行うことが出来ている。実習後は受講者一人ひとりにふりかえりをさせ、実習を通じた学びを深める取組みをしている。
- ・本学では、「実践力」をキーワードに2009年度からの新カリキュラムで1年次に「社会教育実習Ⅰ」、2年次に「社会教育実習Ⅱ」を設け、学生たちが社会教育における学習者、そして学習支援者としての経験を積み重ねられるようにしている。また、4年次後期には必修科目として「現代社会と社会教育Ⅱ」を設け、4年間の課程での学びを総括するとともに、社会教育関連職場への就職・採用をスムーズに進められる指導も行っている。
- ・社会学部と教養教育センターとで「内なる国際化」プロジェクトに取り組んでおり全学に展開予定。外国につながる子どもたちの教育や就労に関する問題を理解する「多文化共生ファシリテーター」を育成する。多文化化の進む都市近郊の社会問題を地域課題として引き受ける人材育成を目指している。
- ・社会教育演習では現代的な課題である防災学習に関して、防災クロスロードのゲーミングを体験したうえで仮想公民館における防災関連講座の企画を学生がアクティブラーニング的にとりくみ、成果を発表する機会を設けた上で、実習段階において実際の公民館での防災学習と照らし合わせてみることによってより深い視点から今後の課題に気づくことができるようなプログラム（演習段階と実習段階の系統的な学習プログラムが特色）を実施している。
- ・社会教育主事としての資質・能力の形成にとって地域課題の解決に資することは極めて重要であり、学生に対して参加体験型の学習内容を提供することや、視聴覚教材による臨場感あふれる（社会教育の実際を疑似体験することを含む）指導を展開している。
具体的には、学習プログラムの作成を通して地域課題解決に貢献できる資質・能力の育成を図っている。

【生涯学習概論】の中では「生涯学習支援と参加型学習」のテーマで（学習プログラムのデザイン）（参加型学習の20の手法）（参加型学習はなんのために、そしてどこへ）等の内容で参加体験型学習のノウハウを指導している。

【人権問題と社会教育】の中では、人権課題解決の学習場面で多用される参加体験型学習手法（アイスブレイクの各種技法、フィールドワーク、シミュレーション、フィルムフォーラム、フォトランゲージ、ランキング等）の実際を理解させるとともに、その学習成果を活用させるため人権課題解決を目指した学習プログラムの作成に取り組ませている。

【社会教育演習】では、地域課題解決につなげる社会教育計画の作成を通して、自治体の課題へどのような対応していくのかを実践的に考察させている。

- ・社会教育関連授業のつながりを意識し、現場と多様に関わる機会をつくるカリキュラムを試行している。特に特徴的なものは、以下3科目である。

【社会教育計画論】立川市と連携し、具体的に社会教育行政について学ぶとともに、実際に地域の社会教育施設・諸団体と連携し地域の交流を目指す「プレ錦まつり」を企画・運営する。

【社会教育実習】年間を通して実習する体験と、大学での省察を組み合わせ、ラウンドテーブルで報告する。

【社会教育演習】年間を通して地域社会教育施設を拠点に、地域団体と協働して地域社会教育活動を企画・運営する。

- ・本学では、社会教育主事講習は、伝達講習ではなく大学による社会教育実践、地域づくり支援と考え、講習プログラムを随時見直し、以下のようにプログラム（カリキュラム）の見直しなどの取り組みを行っている。

【系統性の確保】社会教育特講では、北海道の地域課題をテーマとする5領域を設定し、日毎に領域について学ぶことで系統性を持つようにしている。

【シンポジウム形式の導入】社会教育特講では、シンポジウム・ワークショップの日を設けている。ここ数年は、学校と地域の連携を主題とし、受講者とパネリストで意見交換などを行う内容としている。

【講習修了者との交流学习】社会教育特講では、講習を修了し、自治体社会教育行政職員や学校教員から道教委の社会教育主事となられた方々をお招きし、シンポジウム形式で受講者と意見交換する内容も設定している。

【社会教育演習の分割による他科目との関連付けの強化】社会教育演習を分割することで、概論、計画、特講と関連性を持たせている。

【演習を通じたネットワークづくりの強化】開講式初日の社会教育演習では、アイスブレイクやグループワークの技法を学びながら、受講者間のネットワークづくりを行っている。

- ・本学の社会教育主事資格取得を目指す学生は行政職員、社会教育施設職員、まちづくり関係のNPO法人職員等の社会人がほとんどであり、学生の多くは社会教育あるいはその周辺領域の現場を体験している。

- 社会教育・生涯学習関係の専門用語の概念、学習の構造を正しく理解すること（「生涯学習概論」「生涯学習の方法」等の科目）、

- 学校との連携・協働、家庭教育支援等の社会教育の課題を理解すること（後述する新科目等）、

- 社会教育や生涯学習に関わる地域の学習情報を収集・組織化・提供する手法を修得すること（「地域学習支援情報の収集・提供」「学習成果の活用と地域学習支援情報の提供」等の科目）、

- データ等に基づき地域課題解決の手順を構造化し、地域課題解決に寄与する事業を企画・立案する能力を身につけること（「社会教育計画」「社会教育課題研究」「社会教育施設と事業」等の科目）などを目指している。

